

福祉教育常任委員会、予算常任委員会（第二分科会）  
及び決算審査特別委員会（第二分科会）

平成30年9月18日（火曜日）午前10時05分開会

出席委員（9名）

委員長	佐藤一則	副委員長	星宏子
委員	山形紀弘	委員	相馬剛
委員	平山武	委員	大野恭男
委員	金子哲也	委員	山本はるひ
委員	中村芳隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

保健福祉部長 兼 福祉事務所長	田代正行	社会福祉課長	板橋信行
社会福祉課長 補佐	宇賀神晶子	社会福祉係長	磯将央
障害福祉係長	関谷和俊	保護係長	渡辺英俊
高齢福祉課長	増淵剛	高齢福祉課長 補佐兼 高齢福祉係長	村松隆
介護管理係長	高根沢めぐみ	介護認定係長	吉富真樹子
地域支援係長	若目田治之	国保年金課長	福田正樹
国保年金課長 補佐兼 管理係長	二ノ宮直美	国保年金係長	伊藤陽子
健康増進課長 兼黒磯保健セ ンター所長兼 西那須野保健 センター所長	織田智富	健康増進課長 補佐兼 健康増進係長	村越邦子
保健予防係長	北村美保子	健康増進係 副主幹	根本カヨ
健康増進係 副主幹	金山富美恵	市民課長	室井啓二

市民課長補佐  
兼戸籍係長

戸山 みどり

市民係長 君島 忍

出席議会議務局職員

書記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 審査事項

[保健福祉部]

・保健福祉部長挨拶

[健康増進課]

決算審査特別委員会（第二分科会）

・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

・認定第 2 号 平成 29 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

[社会福祉課]

決算審査特別委員会（第二分科会）

・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[国保年金課]

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第 68 号 平成 30 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

・議案第 69 号 平成 30 年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

・議案第 70 号 平成 30 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

・認定第 2 号 平成 29 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

・認定第 3 号 平成 29 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

[市民課]

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第 68 号 平成 30 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

・認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[高齢福祉課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第71号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第 1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 4号 平成29年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

開会 午前10時05分

◇

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

本日は、9月定例会の常任委員会にご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会で当常任委員会が審査すべき案件は、条例の一部改正案件1件、その他の案件1件と陳情2件であります。

なお、予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき補正予算案件4件及び決算審査特別委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき決算認定案件4件につきまして、関係所管課のところで随時、予算常任委員会（第二分科会）及び決算審査特別委員会（第二分科会）へ切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いいたすとともに、円滑な進行にご協力くださいますようお願いを申し上げます。挨拶いたします。

◇

◎保健福祉部の審査

○佐藤委員長 それでは、ただいまから審査に入ります。

次第により順次進めてまいります。

これより保健福祉部の審査を始めます。

審査に先立ち、田代保健福祉部長からご挨拶をいただきます。

よろしく申し上げます。

部長。

○田代保健福祉部長（挨拶。）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

◎健康増進課の審査

○佐藤委員長 それでは、健康増進課の審査に入ります。

これより決算審査特別委員会（第二分科会）へ切りかえて審査を行います。

ここで、中村監査委員の退室を許します。

○中村監査委員 傍聴を希望したいと思うんですが、お諮りいただきたいと思います。

○佐藤委員長 はい、わかりました。

ただいま当常任委員会の傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを許可いたします。

それでは、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

織田課長。

○織田健康増進課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 172ページから173ページの健康づくり推進費のことなんですが、173ページに、おのおの実施状況の表があります。これらのことについてお尋ねしたいんですが、2つ目の表の食育・食生活改善推進運動実施状況の中で、それぞれ何回か書いてあるんですが、バランス食普及活動がゼロということで、その下の健康づくり推進事業実施状況の中の下から2段目の地域医療連携健康づくりがゼロというふうになっているんですが、この辺についての説明をお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 それでは、バランス食普及活動及び地域医療連携健康づくり事業の実績がゼロということに対するご質問にお答えをしたいと思います。

まず、食育・食生活改善推進事業、こちらの中のバランス食普及活動でございますが、今現在、私どものほうとしましては、食育・食生活改善の中で特に力を入れている減塩普及活動がございます。この減塩普及活動の中に、バランス食普及活動を組み込ませて実施をしている現状がございます。

「まず1gの減塩」というこのキーワード、こちらを設けまして、集団健診や乳幼児健診、人が集まっている場所に赴いて健康教育、こちらを実施してございます。

結果的に、バランス食普及活動という事業名に対しましては、実績はゼロということになっておりますが、こちらは減塩普及活動の中に盛り込んだと解釈をいただけるとありがたいです。

続きまして、健康づくり推進事業、こちらの中の地域医療連携健康づくり、こちらの実績がゼロということでございます。

こちらについては、さかのぼりますと平成25年度から地域の医師、そして地域の皆様、それと我々行政、この三位一体となった健康づくりを推進していこうということで、当時立ち上げた事業でございます。これは目的としまして、地域と地域の医師、お医者さんのこの距離を近づけようと、ひいては、かかりつけ医こういったものにも波及されるのではないかなというふうな期待を持ちまして実施に取り組んだ事業でございます。

当初は、地域からの要望もございまして、何度かお医者さんもお呼びいたしまして、講座だったり、講演をお願いをしたんですが、今現在は、地域からの要望がないという状況とあわせて、

なかなかお医者さんの都合をとるということは、かなわないところがございます。この辺の事情については、今後また検討を重ねていかねばならないなというふうな認識でおります。

実績ゼロに対しては、このような内容でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 バランス食については、減塩と一緒にやったということで了解しました。

このかかりつけ医のための、その地域医療連携健康づくりというものは、今ご説明をいただいたんですけれども、大切なものであるということだけれども、つまり住民のほうに余りその、お医者さんが忙しいというふうにおっしゃいましたものだから、市民のほうにそのかかりつけ医ということに対して、余りその関心がないということの結果だというふうに考えていますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 むしろ、住民の皆様はやはり健康づくり、自分の健康に対しては関心を持っているというふうには思っております。この事業です、我々の側がもう少し知名度を上げるとか、もう少しみんなに知ってもらおうとか、そういった努力が必要であろうというふうには今は反省をしております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ちなみに、25年度からやっているということなんですが、その過去は結構こういうことに使用したんですか。何回ぐらいしているのか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 25年度から取り組んでいるということですが、当初は、東那須野地区をモデル事業として実施をしております。まず25年度には、これは1回の実施でございますが、東那須野地区の婦人会の方を中心に、地元のお医

者さんをお呼びをしまして、日ごろの疑問にお答えしますと、いろんな何でもいいですから、こう、先生にいろんなご質問をぶつけましょうという趣旨で実施をしております。

それと26年度、こちらについては、先ほどもご説明をさせていただきましたお医者さんの日程をとるということがなかなかかなわなかったものですから、こちらにつきましては、我々の所属しております保健師、それと管理栄養士、こちらが地元に出向きまして、都合5回の講座を実施しております。

27年度につきましては、このときには歯科医師、歯医者さんをお願いをいたしまして、こちらも1回ではございますけれども、歯の健康と体の健康というふうな題にしまして、講座のほうをお願いした経緯がございます。

以上です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、28年度、29年度が1度も行われていないということなんだと思うんですけれども、27年度まで説明をいただきました。かかりつけ医については本当に大切なことですので、ぜひその、お医者さんが忙しいというのは仕方がないことだと思うんですが、お医者さんだけではなくても、そういうことの講座とか、その啓発はできると思うんで、今後何らかの形で、せつかくこういうふうになっているので続けていただきたいというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 ちょっと今のあれで、余計なことかもしれない。国際病院のほうで出前講座をやっているという先生がいますよね、そういうんだと、お医者さんが忙しいということなくやってくれると

思うんで、ちょっとつけ加えたいと。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 135ページの長寿センターのことなんですが、長寿センター、今はもう修繕で閉館しているのですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○星副委員長 その工事期間が、すみません、いつまででしたっけ。結構長かった、あ、説明あったっけ。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 今のご質問は、長寿センターじゃなくて、長寿の湯でございます。

○星副委員長 長寿の湯ですね、また別ですね、すみません、失礼しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 まず、170ページの一番下のところで、夜間急患診療、平成29年度何名ぐらい利用されたという数字はございますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらにつきましては、平成29年度利用人数としまして4,103名の利用があったというふうな報告を受けております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 それにつきましては、前年度に比べるとふえているものなのでしょうか、それとも減っているものなのでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 参考までに28年度で申し上げますと4,742名の利用ということで、639名減というふうな実績でございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 全体的にこう、年度を経るごとに減ってきているという理解でよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 今、手元の資料を確認しますと、27年度の実績を持っておりますが、27年度は4,496名ということですね。27年度から28年度はふえておりますが、28年度から29年度は減っていると、そういうふうな、やっぱり年度ごとに増減がある状況でございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 ならしていくと、そんなにこう変更、増減はあんまりないというふうに理解すればよろしいですか、はい。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、171ページの一番上です。在宅当番医制度、この在宅当番医制の事業の実施内容と、これに対する成果といたしますか、効果といたしますか、ありましたらお願いします。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 この在宅当番医制度につきましては、日曜日であったりとか祝祭日、このように一般の医療機関がお休みのときに、当番医を決めまして、交代に開設をいただいている事業でございます。やはり市民の人、医療機関受診される方にとっては、休日でもかかれる医療機関があるというふうに安心感、こちらが図られているかというふうに思っております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、これ負担金、補助及び交付金ということになっておりますが、この209万6,000円というのは、これをお願いするための負担金というそういう理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 おっしゃるとおりでございます。

○相馬委員 はい、わかりました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 175ページの予防接種費について伺います。

一つは、176ページの上段のほうに、予防接種の事故賠償補償のところでは28万9,672円の支出があるんですが、29年度にこれを使った経緯があるのかということ、まず聞きたいと思います。

つまり、何か事故があったかということなんですけれども。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 29年度につきましては、ありません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 次に、委託料として3億ぐらいいを使って予防接種をしていると思うんですね。それで、その下に状況の説明の表がありますけれども、対象者と接種者数はこう書いてあるんですが、一つは、その一番上の4種類の混合の接種者と、その下の3種類の、つまりポリオが入っていない者ですが、同じ対象者で片方ゼロということなんです。これってこういう結果だったら、もうその3種混合は要らないのではないかなというふうに思うんですが、この辺の説明をお願いします。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらにつきましては、この上の部分ですので、これは法定接種ということ、国のほうで定めている予防接種となります。その中に、今、委員ご指摘のとおり、4種混合、そして3種混合がございますが、やはりまだこの予防注射を実施するという可能性、これが残されているということで、我々としてはこれを残しているというふうなことでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 その可能性というのは、つまり、これポリオがない3種ですよ、上はあって4種ですよ。結果を見ると皆さん4種で、4回やっ

らっしゃるんだろうというふうに思うんですが、那須塩原は、実際としては3種を受けた人がいないけれども、なぜ4種じゃなくて、3種だというのを残しているという、これってどういう理由か教えてください。

○佐藤委員長 どうぞ。

○北村保健予防係長 こちらの疾患、ジフテリア、百日せき、ポリオ、破傷風、この4種類の疾患を予防するために使用できるワクチンが上の4種混合、その下の3種混合、あとポリオ単独、この3種類のワクチンが使用可能となっております。こちらのワクチンなんですが、いずれも7歳6カ月まで使用することができます。

4種混合については、途中からの工程で使えるワクチンになったものですから、過去に3種混合で打っていた方が、まだ接種が漏れている方が残っていらっちゃって、そういう方に使えるワクチンとして3種混合というのが残っています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 現実としていなかったということで理解いたします。

あと、つまりその下にポリオ全4回、49というのが、その残っていた人が受けたということでよろしいんですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 続いてなんですが、上のが、その公的に決まっているもので、任意予防接種というのが下にありますが、この予防接種の接種状況について、大人になってしていなくて問題になったり、今もしているものもあって、途中でかわっているのでそういうものがあるんですが、したほうがいい、小さいころにしておいたほうが、そのそういうリスクというのはなくなっていくと思うんですが、これをみると、今していない人も結構いる、

ものによってはしていない人がいるようなんですが、その辺の所見というか、についてお伺いしたいと思います。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらについては、まず法定接種のほうについてお答えをさせていただきますと、当然これは年齢というか、接種できる期間が定まっておりますので、その中で親御さんたちも一生懸命自分で予定を立てて接種しているという状況の中です。当然、接種率が実績として100ということにはなりませんので、当然受けていない方もいらっしゃいます。そういった方については、こちらとしましては接種勧奨、要するに時期が近づいている方へ通知を出したりとか、そういったふうな工夫はしてございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、つまり市のほうは、かなりの接種しやすい状況はつくっているけれども、保護者のほうが何らかの形で接種しに来ないというか、受けさせないというか、そのつまり意識というものに関してどうなのかと思うわけです。自分じゃなくて、子どもが成長していくためにやっぱり打っておかなければいけないものに対して、その責任感というか義務感というのか、ちょっと何て言ってもいいのかわからないんですが、そういうものの、つまり啓発をちゃんとしておかないと、かなり少ないものもあるのですね、ではないかと思うんですが、その辺は、これは現在、那須塩原市としては別に下がっているものではなくて、毎度このくらいの感じだというような考え、状況なのかということをお聞きしたいと思います。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 この予防接種に関しましては、確かに親御さんの意識というところもあるし、その意識を植えつけるというためには、我々の努力



が当然必要になってくるということでもあります。

ただ、やはりこの接種期間が定められているということなのですが、なかなかやっぱりその接種当日に接種できないような状態であったりとか、あとはご病気等で接種がかなわなかった方とか、そういった方も見受けられますので、そういった方についても対象年齢、ここから外れても実際には予防接種をしていくんだというふうな意識は、親御さんに当然あるかと思っております。

いずれにしましても、我々としましては、こういった予防接種の大切さというところを強く周知をするということは必要であるというふうに認識しております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それはわかりました。

最後に、下から2番目に季節性インフルエンザの対象者2万9,503名で、接種者数が1万6,134名とあるんですが、この対象者というのはどういう方なのか、すみません、高齢者なのか教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 このインフルエンザにつきましては、65歳以上の方、こちらを対象としましたインフルエンザの接種助成というふうなことになります。

また、60歳から65歳の方であっても、心臓や腎臓、またそういった疾患を持っている方、そういった方も対象となることもございます。

以上です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 何か、去年私も対象になっているのかなと思ったんですけども、打ったことないんですけども、これは、つまり65歳以上の方はぜひ受けてください、お金は要りませんよという形なんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 おっしゃるとおりでありまして、やはりインフルエンザ流行時期、その前に打っておくことが一番自分の体を守るために有効だと考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど、最初に予防接種の事故がなかったかとお聞きしたんですが、何もなかった、つまり保険を使うようなことはなかったということなのですが、このインフルエンザについて個人的なことを言うと、何か怖い、何かある、打っても効かないんじゃないかなと思って打たないでいる、私はそうなんですが、これを見ると、何となく半分ぐらいの方しか打っていないわけで、市としては、これはお金がかかってもできるだけたくさんの人にそのインフルエンザの予防接種をしてもらったほうが、先々何ていうんですかね、費用対効果という大変なんですが、そういうものがあるというふうに考えていますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 予防接種全てに言えるかと思うんですが、やはりこの予防接種、ご自身が打って、ご自身の体を守る、これ非常に大切なことだと思っております。

ただ、このインフルエンザに関して話させていただきますと、ご自身の体を守る以外に、外へ蔓延防止というふうな、そういった観点からも考えますと非常に有効だというふうに思っております。

以上です。

○山本委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
山形委員。

○山形委員 172ページの下から2番目の、大型三角棟看板改修8万5,320円、ここはどこの看板を

改修されていますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 委員もお住いの黒磯地区なんですが、黒磯保健センターの駐車場入り口のところに設置をした三角棟看板、こちらを設置いたしまして今現在、市民元気化計画というふうな大きな文字で市民の方への周知を図っています。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 171ページの自動火災報知設備工事96万1,200円、この更新内容を教えていただけますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらにつきましては、黒磯保健センター内の自動火災報知機、こちらの設備が故障をいたしまして、こちらを全般もう一度見直しをさせていただく中で、ふぐあい、また不良箇所について改修をしております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 135ページのシニアセンター管理運営費と、健康長寿センターの管理運営費の中身の委託料の中にそういったものが、自動火災更新費が入っているということの認識でいいですかね。

そちらにもそういうふうな設備がついているんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 健康長寿センターにつきましても、当然、火災報知設備は備わってございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その委託料の中に含まれているということの認識でよいですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 長寿センターにつきましては、これは指定管理者制度を取り入れておりますので、そちらの管理の中でそういったことも見ていただくというふうになっています。

[「わかりました」と言う人あり]

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
山本委員。

○山本委員 すみません、戻ってしまうんですが171ページの保健センターのことなんですが、毎年、とても私から見ると修繕とか工事とかが出てきていると思います。

それで、保健センターについては、かなり建ててから経過がたっている建物だったり設備だとするんだと思うんですが、直し直し使っているのがもったいないということからすれば、それはよいことかもしれないんですけども、やっぱり健康とか市民の何というんですかね、やっぱり生きていくためのいろいろな設備が入っていたりするところですので、このままずっと何か修理しつつ使っていくつもりなのかどうか、もしわかれば教えていただきたいというふうに思うんですが。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 今、保健センターは、市内に黒磯と西那須野地区という2カ所ございますが、やはり市民の健康管理またはいろいろ相談事業を実施する際には、当然この保健センターを場所の核として実施をしているという実情がございます。当然今後、新庁舎建設というところがございませけれども、やはりこの保健センター機能については、今現在の考えとしましては、各地区にやっぱりあるべきであろうというふうな思いはありますが、今後その建設計画検討の中で、またそれは議論をしていきたいというふうに考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今のご発言ですと、新庁舎との絡みで考えているというふうなふうに受け取ったんですね、新庁舎ができてその地域にあるべきだと、新庁舎は那須塩原駅前にできるわけですから、地域の拠点としても黒磯にあったほうが良いと考え

ていらっしゃるのかなと感じたんですが、それにしても、いろいろな環境を考えると、このセンター、こうやって毎年いろいろ修繕とか工事とかが入ってきていて、決して使い勝手のいい保健センターだとは思わないですね。長寿センターはともかくとして、こうやって毎年予算を使いながらやっていったいいのかなというのを、ずっとこう年度年度見ていくと、そのお金とか利便性を考えると、やはりそのきつと何か建てかえるなり、別なところに持っていきなりするこの必要があるんじゃないかなというふう感じたので聞いたんですけども、あくまでも新庁舎との絡みでしか考えることできないことなんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 市民の健康づくりの拠点としましては、やはり市内各地区にあることが望ましいのではないかなというふうな思いで、今現在、健康増進課、こちらも本庁ではなくて、その保健センターの中にあるというところが一つのキーとしてあるのかなというふうには思っています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 その思いはわかりました。

各地区というのを確認したいんですが、黒磯と西那須野、塩原という、地区というのはそういうことですか、西那須野と塩原という考えでいいんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 保健センターにつきましては、黒磯地区に1カ所、それと西那須野を拠点とした西那須野塩原エリアを、これを包括するところが1カ所、合計2カ所です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それについては、私もそれでいいんだろうと思いますが、ぜひ今後のその健康長寿、長くこう元気であるためには、保健センターはかな

めだと思しますので、建物のほう、その公共施設の長寿命化というような中でいろいろ考えてはもらってほしいと思うんですけども、余りにも古いものを直し直し使っていくことが本当に合理的なのかということをやはり考えていただきたいというふうに要望して、このことは終わります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 まず、173ページから174ページにかけて、がん検診事業、20事業と30事業を29年度から分けたというような決算の仕方ですという報告だったんですけども、まずこれを分けた理由をお伺いいたします。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 今、委員ご指摘のがん検診費につきましては、28年度まで成人保健事業としてあったものを、がん検診と生活習慣病予防対策費に分けてございますが、これはそれぞれがんに対する事業と、やはり今問題と申しますか、大きなテーマとなっております生活習慣病、こちらの予防の対策というところを明確に事業として分けたというふうなことでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、この昨年度のがん検診費用の29年度と28年度の差、この1,054万七千幾らというのは実質的に、そうすると30事業の生活習慣病予防対策費だったというふうな認識をすると980万ですから、そんなに差は出ていないというふうな理解をするところですが、その中で、175ページの運動習慣定着、真ん中よりちょっと下の、下からひし形の運動習慣定着事業実施状況利用者8人というふうになっておりますが、これ、予算上は何人だったかわかりますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 予算上は28名の参加を予定し

ております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると20名ほど、3分の1ちょっとということになると思うんですが、その要因について伺えればと思います。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 要因というふうなご質問でございますけれども、やはりこの運動習慣定着事業につきましましては、いわゆるメタボというふうな判定をされた方が、市内の指定をされています健康づくりをできる施設、こちらを利用できることになるんですが、なかなかその利用施設、そこに手を挙げるといふ踏ん切りがつかない方もいらっしゃるのかなという方と、それとこの事業自体が6カ月というある意味長期のスパンで自分の健康づくりをやっていただくという事業となっておりますので、なかなかそういったところでこう踏ん切りがつかない方もいらっしゃるのかなというふうには思っております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、もう少しこう利用しやすいような制度に、もうちょっと研究していくとか、そういったお考えはございますでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 この事業につきましましては、やはりもう周知も含めて検討していく余地があるだろうというふうに考えております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで会議の途中ですが10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第2号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 次に、認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。課長。

○織田健康増進課長 (認定第2号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 委託料についてお尋ねいたします。

真ん中辺のところに、いろいろな業務の委託がたくさん書いてあるんですが、例えば7行目からの集団の健康診査の業務ですね。これらは、どういふところに診査を含めて、業務を委託しているのか、相手先を教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 こちらにつきましては、委託先としまして、栃木県の保健衛生事業団、それと宇都宮健康クリニックと、この2者でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 多分、集団の健診を大きく受けているところは幾つしかないんだと思うんですが、この辺は毎年変わることもあるんだと思うんですが、ここ何年かは同じところに頼んでいるのかどうか、教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 おっしゃるとおり、現在はこの2者が継続的に実施しております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 市政報告書の401ページの保健衛生普及費の通信運搬費で、健康度アップ契約書類郵送料とあるんですが、この健康度アップ契約書の内容を教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 大変申しわけございませんが、この予算項目につきましては、国保年金課のほうの所管となります。年金課のほうで。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 賃金で、看護師を2人雇っていて、訪

問看護師って書いてあるんですが、これ2人分で200万弱って、とても安いと思うんですけども、どんな仕事を何日ぐらいされているんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 この臨時の訪問看護師2名につきましては、黒磯地区、そして西那須野地区、それぞれを受け持っていて、健診の結果等に係る自宅への訪問、そちらでの説明だったり、相談を行うというふうな事業を主なものとしております。

出勤の状況なんですけれども、こちらは週3日ないし4日というふうなところで出勤をしていただいて、業務をこなしていただいております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ、特定健診って70歳以上ですよ。ああ、40歳以上で、その訪問する人というのは、どのくらいの数があるものなんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 訪問事業の対象者は、40歳以上の方となっておりますが、当然この健診を受けていただいた結果によって、それで重症化を予防するという大きな目的がございますので、新たにそういった所見が見られた方への新規開拓も含めまして、実際の訪問件数でございますが、延べ件数で言いますと、昨年度は713件訪問をしてございます。

以上です。

○山本委員 山本委員。

○山本委員 それを知らなかったのでお聞きしたんですけども、これ713件、人数はもう少し少ないのかもしれないんですが、それを病院につなげるとか、治療につなげるために、この訪問看護師がいるんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 この訪問につきましては、ま

ずこういった、今後対策が必要であろうという方に対して最初のきっかけとして、ご自身の内容についてのご説明を含めた相談を実施します。当然その中で、訪問看護師がその中身に応じて、医療機関が必要であればそちらを促すというようなことも実施しております。

○山本委員 山本委員。

○山本委員 そうすると、健診を受けた人は、自分の結果について説明をしに来てほしいと言って来ていただくのではなくて、あくまでも、した結果の中からピックアップをして押しかけるというか、説明をしに行くという形で、それでうまくいっているんですか。拒否をされたりしないんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 まず、この相談事業といえますか、訪問の事業の前に、こういった健診を実施して、その結果に応じて、まず我々の保健センター2カ所で、結果相談会というものを市の所属しています保健師、また外部の保健師だったり管理栄養士だったり、そういったところにも委託をさせてもらいまして、そういった相談会を開催しております。

ところが、やはり残念なことに、結果が思わしくない方が全て来ていただけているという状況ではないものですから、当然こういった訪問というふうな、そういったところにピンポイントを絞って、相談をさせていただくというふうなことがあります。

この訪問者からの声としましては、当然受け入れをしていただける、わざわざ来てくれてありがとうというお言葉もいただいておりますが、自分ではわかっているからというふうな、拒否的な反応をされるお宅も少なからずあるというふうなこともございます。

○山本委員 山本委員。

○山本委員 そういうのも、行政がやっぱりこれをすることによって、市民の健康を守るというか、いわば医療費が将来的にかからないというようなことで、これは今後も続けて進めていくという考えだということで、よろしいですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 おっしゃるとおり、この事業については自立させていきたい考えでおります。

○山本委員 山本委員。

○山本委員 看護師という資格の臨時訪問と書いてあるんですが、資格を持った方なので、先ほど週に3、4回ということだったんですが、時給換算して払っているお金のことなんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 時給換算で、1時間当たり950円予算化をしております。

○山本委員 ほかに質疑はございませんか。  
平山委員。

○平山委員 今のことに関連してなんですけれども、この表の400ページの一番下、健康保健指導利用者とありますよね。これは通知もありますけれども、自分になったときに相談受けられますよというのと、先ほどの713人とはダブっている形ではないんですか。この保健指導利用者というのは診査を受けて……。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田健康増進課長 この実施状況、この人数の中には、先ほどの人数も含めてございます。

○山本委員 ほかに質疑はございませんか。  
ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。

ますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

○佐藤委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから、何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 (特定健康診査の受診率等について)

○佐藤委員長 ほかにございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (長寿の湯の休館中の代替施設について)

○佐藤委員長 その他でほかに委員の皆様からございますか。

大野委員。

○大野委員 (臨時職員の保健士や看護師の時給について)

○佐藤委員長 ほかに、委員の皆様から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 健康増進課の皆さんからは、何かございませんか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、健康増進課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時36分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎認定第1号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、社会福祉課の審査に入ります。

これより決算審査特別委員会(第2分科会)へ切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

それでは、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いをいたします。

板橋課長。

○板橋社会福祉課長 (認定第1号について説明)

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで昼食のため、休憩いたします。

午後1時に開始をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。  
執行部の説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 市政報告書の120ページ。

特定患者の見舞金制度で、月額2,500円を年度途中で、法律の変更により資格が見直されて失格の方がいるということで減ったという説明だったかと思うんですが、何人、現実には減ったんでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 こちらの資格の要件が厳格化されたということに伴って、どのくらいの方が資格喪失になったかということでございますが、現在、うちのほうでつかんでいる人数といたしましては131名ということでございまして、この中で、実人数として22名ということになってはいますが、資格が喪失してしまったからという総人数、これの人数が131人ということでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 ここに、対象者が969人というふうになっておりますが、これはその130をもう既に除いたということなんですか。それとも、この中から途中で131人減ったということなんですか。

○佐藤委員長 関谷係長。

○関谷障害福祉係長 こちら、対象者969人の中に131人も含まれている形になります。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 先ほどと同じ見舞金関連なんですけれども、先ほどのは喪失した方の人数でしたが、新たに難病指定になった方はどのくらいいらっしゃいますか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 資格を喪失し、更に、その後すぐ新規にまた資格を取得した方ということについては、基本的には余りないケースだと思っておりますが、正確な数字、こちらについては、ちょっと把握していないところでございます。

申しわけございません。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 続きまして、125ページ。

総合支援法事業管理費の中で、28年度よりも200万強ふえている理由は、計画を策定するためのアンケートの分ですというふうにご説明いただいたんですが、通常の4つの計画のアンケートを別々にとってこの金額になったと、別々にやったのか、それとも一緒にやってこの金額だったのか、お伺いできればと思っています。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 一応、こちらのアンケートについてでございますが、アンケートをしたところにつきましても、全部一緒に委託をかけたまま、委託先がアールピーアイでございます。

以上です。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 確かに、委託料に第3期、第5期アンケート調査となってございまして、これだと130万だと思っておりますが、そのほかにあと、そうすると70万ぐらいは、どういうものに使われたのでしょうか。

○佐藤委員長 関谷係長。



○関谷障害福祉係長 残りにつきましては、アンケート調査の回収に係る郵送料等でございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 大体、社会福祉等で市民にアンケートをとるとするのは、通常、大体このぐらいの予算がかかっているという理解すればよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 一応、こちらにつきましては、正規な手続をとり、その設計額とか、そういったところについても確認した上、アンケート調査の量とか、そういったことによりますけれども、適正な価格で、このぐらいの価格というふうな形で認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 123ページの下の方の、生活困窮者自立支援事業費のことなんですけれども、中身については、この間、質疑の中でも答えられていたんですけども、学習支援事業の業務を全て委託にしたところの説明があったんですが、事業評価をしていただきたいんですね。

委託にしたことによって、困窮者の学習支援がどうなったのか、どのくらい、何というか、よくなったのかとか、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 一応、学習支援のほうで、29年度からは全て委託という形にさせていただきました。

その効果を検証というか、させていただいたことがあるんですが、28年度のときには直営も一部あり、平成27年度は全部直営という形で、28年度は試行的に一部委託にしたというところがございます。

まして、結果、この中で一番市民サービスの向上につながった、もしくは経費削減にもつながったのかなというのが、一つは委託を全部したことによりまして、まず、受けているこの事業から説明をさせていただきますと、生活保護もしくは困窮者の中学生が、週2回学習ということの中で、その中で、例えば市の職員の直営ということになりますと、一応、市の職員が学習指導員、全部でかなりの数おりますので、その数の人たちを集めていく、その事務的経費、そういったものが減ってきたという、そういったところ。

また、利用している中学生の方も、やはり、なれた同じ先生に、ずっとこうやって、市の職員は人事異動とか、そういうことがございますので、それから、臨時職員という位置づけで学習支援の学習相談員になりますんで、一応、原則的には6カ月に1回は更新していかなければならないという、そういったこともございまして、そういったことも絡みますと、委託にすれば、それからずっと一律して、ずっと同じ人が同じ中学生を見ていけるということもございまして、そういったところから、なれた先生にずっとついて、安心して勉強することができるということがございます。

結果、効果としても、これらの中学生が学習支援事業を受けた中で、これは委託の結果に直接結びつくことでもないとは思いますが、全員がですね、高校進学、こちらができています。ということも、やはり、なれた先生にずっとついて、安心して勉強を集中できてやっていけたと、そういったことが一番要因であったのではないかとということでございます。

ちょっと長くなっちゃって申しわけございません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ、多分、公民館を使ってやってい

るものなんだと思って、時々見かけたりするんですが、10カ所で1,596万円ということだと思っ  
たんですね、そうですね。

つまり、学習をしている子どもたちは、どちらかという  
と個別指導をしているというように見受けられるんですけ  
れども、つまりこの事業が、家庭が困窮している、生活保  
護とか、それと似たような人たちが、学校の授業でついて  
いけない分、普通は塾に通ったり家庭教師を雇ってもらっ  
たりして勉強している分を公費で賄っているとか、高校受  
験が、具体的に言っちゃえば、高校に入るだけの学力をつ  
けるための支援だということでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは多分、60人とか70人とか、その  
くらいの子どもたちだったと思うんですけれども、希望す  
る子どもは、自分で、ぜひそういうところで勉強したいと  
言って自分から行くのか、あるいは成績がいまいち足りな  
いというんでしょうかね、なので、学校のほうから、ぜひ  
こういうところもあるから行きなさいと言われるのか、そ  
の動機づけはどういうふうになっているんですか。

○佐藤委員長 渡辺係長。

○渡辺保護係長 学習支援の対象者が要保護、準要保  
護世帯の中学生が対象ということなので、直接各家庭に通  
知をいたしまして、その中で、希望する方について参加を  
認めている。そういった状況でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 何年前前からやっている事業だと思うん  
です。それで、学校の先生をやめられた方がほとんどだ  
と思います。

こういう事業については、これからも必要な方

はいるんだと思うんですね、いろいろな保護とか、要保  
護、ふえているんで。これはもう少し、何ていうんでしょ  
うかね、広げていくとか、あるいはふやすとか、そういう  
計画というのがあるのかどうか、お聞かせください。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 一応、対象者の方が、まず生活保  
護者、それからあと、困窮されている方というところの2  
種類に分かれております。

保護の方は、もう一定で決まっているということでご  
ざいまして、あとは、困窮者のところに、こういった事業  
があるというところを広げていきたいというふうには考  
えているところではございますが、なかなか、ちょっと  
微妙な問題がございます、困窮している人という人に対  
しての告知の方法とかPRの方法というところは、ちょっ  
と今後検証いきたいというか、研究してまいりたい。そ  
ういうふう考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 なぜ今聞いたかということ、確かに生活困  
窮者というのは、社会福祉の部分で見ると思っ  
たんですが、学習支援という観点から見たときには教育  
の部分に入ってくるんだというふうに思っ  
たんですね。

要保護とか要保護についての判断は、学校を通して、  
多分やっているんですね。だから、皆さんがそっちな  
ほうでどんどんふえていたり、補正が出ているん  
です。

先ほど、高校に入った方がというような話だ  
たんですが、ストレートに考えると、子どもの学  
習の場を与えるとか、あるいは力をつけるという  
のは、社会福祉というよりも、何かこう、教育支  
援のほうだというふうに私は考えているので、こ  
ういう名前で生活困窮者自立支援といっ  
てしまえばそこに入るのかもしれない  
んですが、これはあく

までも子どもですよ。中学生を対象にするのに、なぜここに入っているのかというのを教えてください。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 一応、委員おっしゃったように、生活困窮という意味でこちらに入っているということだとは思いますが、ただ、やはりこの事業を、うちのほうだけということではなく、先ほど委員のおっしゃいました学校関係とか学童、子どもに対する教育、そういったところにも、一緒に連携、協力、そういったことを考えながら検討、検証していきたいなど、そういうふうな形にしていきたい、そういった形で考えているところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ、確認なんですけれども、補助金の出ているものというのはいないんですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 こちらにつきましては、補助金のほうが、国から2分の1出ているところがございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、そうすると縛りがあるということですよ。2分の1の補助をもらうためには、これを教育のほうに持っていったら、多分、その補助金は入らないということになってしまうんですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 委員のおっしゃるとおり、この事業そのものが、教育部なり、そういったところを経て、そういうところに入りますと補助金が入らなくなってしまう。

ただ、主体としてうちがやっていく。その中でいろいろな関連することを、教育、子どもが絡むこともあると思いますので、そういったところで

は、いろいろな情報共有ですとか、そういったところで進めてまいりたい。そのような考えでおるところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 事情はいろいろあると思うんですけども、学習支援というふうには、ここだけ特化して、この1,596万何がしを学習支援事業料にというふうに見たときには、どう考えても、やっぱり教育、学校の先生たち、元先生も教えているわけですし、公民館を使っているわけですし、そちらのほうが何となくスムーズに行くのかなと、私としては考えます。

ですけれども、国からの補助金の関係からいうといたし方ないのかなと思うんですけども、いずれにせよ、こういう事業を続けていくに関しては、何ていうんですかね、スムーズに行く方法でぜひ考えていただきたいなというふうに要望して、ここは終わります。

○佐藤委員長 田代部長。

○田代保健福祉部長 今の山本委員からの教育委員会というお話なんですけれども、そもそも学習支援の最大の目的が、負の連鎖を断ち切るというのが一番の目的なんで、確かに、その副産物として学習、子どもたちの学力を上げるというのがあるんですけども、どうしても、やはり生活保護の家庭から出たお子さんというのは、十分な教育が受けられないんで、またその子も、大きくなったときに、また生活保護になるということになるんで、やっぱり学習を身につけさせて自立できるようにしようという意味が、負の連鎖を断ち切るという意味があるんで、どうしても福祉的な施策で、確かに内容はおっしゃるとおり教育委員会の内容かもしれないんですけども、連鎖を断ち切るという意味なんで、厚生労働省でやっている部分があるんで、それがあれだとすれば文部科学省

という縦割りになっちゃうんですけれども、そういった意味合いがあるんで、どうしても社会福祉のほうでやっているという一つの理由がございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 事情はよくわかります。

幾つかそういう事業ってありますので、実質的に、困窮家庭の子どもたちがより学習する機会がふえて、次の世代に連鎖しないような形になればいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○佐藤委員長 ほかに。

相馬委員。

○相馬委員 すみません、123ページの臨時福祉給付金事業という170事業の主なもの、2,867万の返還金に充てるということでございますが、この返還金は、本来であれば那須塩原の中の市民が受け取るはずだった金額を、国のほうに返還したという内容なんでしょうか。

○佐藤委員長 磯係長。

○磯社会福祉係長 こちらにつきましては、平成28年度に給付のほうを、事業を行いまして、それと合わせて国から前倒しで、一遍にお金がたくさん来るといふ形になっておりまして、残務整理ということで不用額を返したということでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、本来受け取れるはずだったものを受け取らなかったということではなくて、あくまでも、対象者よりも余分に来っていたんで償還しましたという、そういうことだったんでしょうか。

○佐藤委員長 磯係長。

○磯社会福祉係長 ただ、申込率が100%ではないので、そういった申し込みをされなかった方の分も含めて納付したということでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、パーセンテージでどのぐらいの数字が出るんでしょうか。

○佐藤委員長 磯係長。

○磯社会福祉係長 まずは、28年度の実績といたしまして、高齢者向けのものにつきまして、こちらが87.9%。また、経済対策というものについても78.9%ということで、おおむね8割程度が、実際の申し込みがあったということでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 これはやはり、その2割の方につきましては、受け取れる資格があったにもかかわらず、本人が申請しなかったから受け取れなかったということで解釈してよろしいんでしょうか。

○佐藤委員長 田代部長。

○田代保健福祉部長 こちらにつきましては、対象者がはっきりとわからないというか、非課税の方とか、そういうのが、後になってみないとはっきりとわからないんで、補助金を申請する際には多目の対象者で、ある程度皆さんに行き渡るようにということで予算取りをして、結果、多目に予算をとっていたものですから、余ったというのも大きな理由でございます。

確かに係長が言ったように、若干受け取らなかった人はいたかもしれませんが、私どもとして、2割は対象者でいたというよりは、予算取りをする際には、予算が足りない支給できなくなっちゃいますんで、多目にとって、大体、余ったのは返しているというのが全国的な傾向でございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 わかりました。

そうすると、実際に資格があったんですけれども受け取れなかったというのを、先ほど89%と79%と、おおむね両方で80%ということであった

と伺ったんですが、社会福祉課としては、この80%、20%、もしかして受け取れるはずだったんだけども受け取れなかったということに関しては、事務執行上は適正に行われたという判断をされているということなんですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 こちらの事業につきましては、一応申請主義ということになってございまして、あと、うちのほうでも、先ほど部長のほうから報告がございましたが、申請がなく、こちらから一方的にお金を支給するということができない。

ただその中で、じゃ、周知のほうはどうなんだという話にもなってくるかと思いますが、周知のほうも、当時重々やらせていただいた中で、ご自分の判断で、こちらについてはもらわないという選択をなさったのかなというところで、うちは理解しており、その中では適正な事務というふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 了解いたしました。

そうすると、申請されなかったところに対しては、追加で何回も申請をしてもらおうような促しは、恐らく電話ではなくて封書で行ったんだろうと思うんですが、何回、そういった連絡はされたんでしょうか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 個別にそちらに対してという話ということもあるとは思いますが、全体的に、この給付金の制度、こちらについては、繰り返し何度も何度も市としての情報発信、これは繰り返し繰り返し、広報であったりホームページであったり、それから直接的な通知であったり、そういったことでやっていった。

他方、これは国策ということでございますので、

国策の中でテレビ、それからラジオ、新聞、こういった物すごい大騒ぎというか、本当に、本来逆に扶養に入っていないくて、本当にその額をもらわなければ扶養に入っていたのに、世帯としてはお金がもらえるのに、無理やり世帯分としてそっちにいくような方もいらっしゃるしまして、そういった方もいるということを考えますと、かなりの告知、こういったことは当時していた。そういった認識を持っております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 障害者福祉サービスのことなんですが、126ページ。

幾つかあるんですが、まず一つは、17億から使っている障害者福祉サービスの給付なんですが、ほとんどが扶助費ということで、その中の下のほうの、障害児の通所支援で、児童発達支援と放課後等デイ・サービスがふえてきているという、さっきの説明だったと思うんですが、障害の子どもたちの状況、どのくらいふえているのか、ふえつつあるのか。子どもの数がふえつつあるのか、あるいは利用している人たちがふえつつあるのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 こちらについては、また、いわゆる児童の発達支援ということにつきましては、やはり年々増加傾向にあるということは、これは否めない事実であるというふうに思います。

ということが1点。

それから、何よりこちらのサービスを使う方の主な理由としましては、やはり親御さん、いわゆるそのお子さんを持つご家族の方、こちらの方が、やはり自分のお子さんが学校に行って集団生活になじまず、そういったところで心配であり、そうした中で昼、発達支援、そういったところに行っ

て、そういった集団生活への適応訓練、そういったものを受けてほしいという思い。

それから、ご自分が、これはちょっと視点が変わりますけれども、やはりどうしても昼間は働きに出なければならない。そういった、今、社会情勢にあるようなところでございまして、そういったところで考えますと、この児童発達支援もそうですけれども、放課後デイ・サービスのところでは、学校の授業が終わった後に、また学校が休みの日ですね、休日。そういったところに、そういう子のセンター、施設のほうに通って訓練を行い、その間、ご自分はいろいろな形で働く。

そういった事情、そういったことが背景にあるのかなと、そういったところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 背景はわかりました。

それで、デイ・サービスは受給者166人で、これ、1億7,069万ですよ。1人100万超かかっているということですよ。

この障害者のための通所のデイ・サービス、何かしらやっているんだと思うんですが、これは、例えば普通の子どものデイ・サービスだと、一月7,000円とか1万円とかかって払って通っているんだと思うんですが、これは、行きたいという障害を持った子どもたちがデイ・サービスに行くんだというときには、親御さんはお金を、つまり払わないで、この100万円なりで全部委託しているという、受給しているという意味もちょっとあれなんです、お金をもらって市が全て見てあげているという理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 まず、例えば、放課後デイ・サービスが11カ所ございます。発達支援、4カ所になります。

それから、そこでお金の払い方ということもご

ざいますけれども、こちらにつきましては、基本的に、その利用者の方につきましては利用者負担、原則的に1割ということでございまして、かかった報酬、いわゆるかかった金額の1割を利用者が負担するという形になっておりまして、残りにつきましては公費で払うということになっております。

その公費の内訳が、先ほどちょっと説明させていただいたように、国のほうで見ると、市のほうで見ると、市のほうの持ちとすれば4分の1というふうな、そういった構成になっているところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、これでいくと、ざくと1人100万円というデイ・サービスの費用だとすると、本人とかその子どもさんのご家族は、年間10万円ぐらいを払っているという、そういう理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 そうです。

○山本委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 127ページの自立支援医療費給付費、扶助費のほうで自立支援医療費、ことしが325件で1億4,000万、昨年度が279件で1億6,000万。

件数がふえていて額が減っている理由はなぜか教えていただけますか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 こちらの自立支援医療のところの扶助費、ここに、今ご質問があったのが更生医療部分ということでございます。

更生医療につきましては、こちらの対象者のほとんどが人工透析、こちらを受けている方、そういった方が、この更生医療を利用しているという

ことでございます。

その中で、実は、更生医療を使っている方の中には、生活保護の受給者という方が400とちょっと含まれていたということがございまして、そして、そういった観点からしますと、生活保護を受給している方については保険適用がないということがございます。そうしますと、そこの分だけどんどん、大体、透析というのは1年間に500万弱ぐらいかかりますので、そういったことから考えますと、そこで1,800万ぐらいですか、そのぐらいが減少してしまうというようなことになってしまふ。

そういった結果がこういうことでございます。

以上です。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 昨年に比べて50件、透析やられている方がふえているということで、そういったものに対しての今後の対策みたいなのは、何か考えていますか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 こちらの、先ほどちょっと言葉足らずで申しわけございませんでした。あと50件。

この人工透析の中、やはりどうしても、残念ながら亡くなってしまふ方、または那須塩原市からほかの市町村に転出する方、そういった方がこの中には含まれているということで、こういったような、うちの的には、那須塩原市民であれば、当然それを病院とか、そういったところにも人工透析出ているよと言えば、すぐうちのほう、うちのほうというのは社会福祉課のほうに、更生医療について、ちゃんと移したほうがいいですよということで、来るような手はずというか、そういう仕組みになってございますので、そういったところにつきましては今後も継続して、そういう病気を持

った方については、この制度をぜひ利用していただくということでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 ちょっと戻ってしまうんですけども、123ページの生活困窮者自立支援事業費の中の学習支援事業業務の中で、先ほどいろいろ説明があったんですが、この中で1,596万2,720円の歳出根拠といえますか、どういう計算でこの金額が出たのか教えてください。

○佐藤委員長 渡辺係長。

○渡辺保護係長 こちら、1,500万の内訳としましては、大きくは、実際に勉強を教えていただく支援員の方の件費と、あとは事業の委託業務の総括をする元請側の方の件費。これがほぼ大半を占めるという状況になっておりまして、件費、支援員の単価といたしましては、1人1時間2,000円ということで算出されておりまして、それが10カ所掛ける12カ月で、1カ月当たり最低8回ございますので、その積算により、1年間にしますと1,500万円というような積算内容になっております。

以上です。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 了解しました。

というのは、中学生に教えた、困窮者の児童に対して幾らではなく、教えている方の人数によつての算出ということですよ。

だから、例えば29年に関しては62人が受講して、勉強を教えていただいていた。その年々によって受ける方の人数はふえたり減ったりもするんでしょうけれども、大体の教える人数、件費ということであるならば、子どもの数がふえてもこの金額は、大体この1,500万からで、場所がよっぽどふえるか教える人がふえない限りは、もうこの

金額でずっと固定というか、定額で決まってしまうということによろしいですか。

○佐藤委員長 板橋課長。

○板橋社会福祉課長 こちらにつきましては、やはり教える方、先ほどの質問の中でお答えをさせていただいたところではございますが、学校の先生を退職されて、OBの方ですとか、そういった方が教えている。そして、そういった方が、じゃ、フルタイム活動できるかという、なかなか、こちらがフルタイム活動するということは難しいというようになっておまして、ある程度人数を確保した上で、ローテーション、もしくは都合の悪いときには次の当番の方とかというような形でしている。

そういったやり方をしているということでございますので、最低というか、少なくともこれぐらいの人数を確保しておかないと、週2回、たとえば生徒がその中で極端な話ですけれども、1日に1人しか来なかったということであるとしても、体制は整えておきたいということがございますので、そういった観点からしますと、やはりこの1,500万ぐらいの予算、こちらは確保したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで、中村監査委員の入室を許します。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (SNSを活用した自殺対策について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

大野委員。

○大野委員 (ケースワーカーの担当世帯数と業務量負担の確認)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 社会福祉課の皆さんからは何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、社会福祉課の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。



休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時01分

- 佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
それでは、国保年金課の審査に入ります。  
これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

◇

◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

- 佐藤委員長 議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。  
執行部の説明をお願いいたします。  
福田課長。
- 福田国保年金課長 （議案第68号について説明）
- 佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
〔「ありません」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。  
〔「ありません」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。  
討論はございませんか。  
〔「ありません」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了

し、採決いたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。  
よって、議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

- 佐藤委員長 次に、議案第69号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
執行部の説明をお願いいたします。  
福田課長。
- 福田国保年金課長（議案第69号について説明）
- 佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
相馬委員。
- 相馬委員 議案資料11ページの歳出の予備費の中で、当初予算が2,000万だったところが、その緊急の支出に対応するためということで、今回の補正で9,100万円と足して1億1,000万円にすることなんです。この9月から来年の3月までの間にどういったものが想定されて、9,000万円余計に予備費をふやすということなのでしょうか。
- 佐藤委員長 福田課長。
- 福田国保年金課長 緊急的な支出の趣旨ということでございますが、こちらとしては、こちらで想定しているのが、保険事業での還付金、あと国庫への返還金など、こういったものを想定してござ

います。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 昨年度も同じような状況だったのかどうか確認させてもらってもよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 昨年度、予算の時点では9,800万円を計上させていただきました。今回、平成30年度で国保の改革、制度改革が行われまして、財政の運営主体が県に移ったということで、県からは予備費は現状は必要ないのではないかとということで説明があったんですけども、実際には既に2,000万のうち1,700万円を予備費から償還金ということで充てさせていただいているところがありまして、やはり急遽の支出というところがあるということが予想されるので、今回、繰越金の中から予備費のほうに計上させていただきました。

以上です。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了

し、採決いたします。

議案第69号 平成30年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第69号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

—————◇—————

#### ◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第70号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

福田課長。

○福田国保年金課長 （議案第70号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第70号 平成30年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第70号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）へ切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

福田課長。

○福田国保年金課長 （認定第1号について説明）

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

◇

◎認定第2号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 次に、認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

福田課長。

○福田国保年金課長 （認定第2号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 401ページの保健衛生普及費の中で、健康度アップ契約書の郵送料98万円とあるんですが、これの詳細を教えてください。

〔「980円」と言う人あり〕

○星副委員長 980円ですね。すみません。

健康度アップ契約書というのは、こういった契約書なんでしょうか。

○佐藤委員長 伊藤係長。

○伊藤国保年金係長 契約書というのは、市内の健康度アップに同意していただいている業者さんとの年度の契約になります。

○星副委員長 わかりました。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 392ページの一番下です。医療費適正化特別対策費用ということで285万6,000円ほど28年度よりもふえたというのは、後発医薬品とおっしゃったかな、後発医薬品というものをふやしたのか取り入れたのかとおっしゃったと思うんですが、この後発医薬品とその理由をご説明いただければと思います。

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 こちらはいわゆる後発医薬品、世間一般ではジェネリック医薬品と言われているものでございまして、事業の内容といたしましては、このジェネリック医薬品に切りかえた場合に、自己負担額が月500円以上軽減される見込みのある方に差額通知を出す事業と、保険証の一斉更新時に保険証に張っていただく、「私はジェネリック医薬品を希望します」というシールをお配りしているんですけれども、その2つの事業をしてございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、その告知をするための費用がふえたというだけということですか。

○福田国保年金課長 おっしゃるとおりでございます。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 ここで議事進行を星副委員長と交代いたします。

○星副委員長 それでは、佐藤委員長。

○佐藤委員長 396ページなんですけれども、出産給付費なんですけれども、この件数と内訳についてお伺いします。

○星副委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 こちら、平成29年度の実績で107件でございます。

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 107件はわかったんですけども、その内訳について。どういう形でこの金額になるかということですか。

○星副委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 失礼いたしました。こちらにつきましても、出産によりまして世帯主に40万4,000円の支給をさせていただきまして、件数といたしましては107件ということでございます。

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 そうすると、前年度から減った部分については、件数が減ってその分がマイナスになったということによろしいですか。

○福田国保年金課長 おっしゃるとおりでございます。

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 続きまして、一番下です。葬祭給付費についても、同じく件数とその内訳についてお伺いをいたします。

○星副委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 平成29年度の件数が185件でございまして、こちらについては葬祭を行った方に対して5万円を給付しているところでございます。

以上でございます。

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 そうすると、これも増減については先ほどと一緒に考えということで、その件数の増減によってこの金額が変動したということによろしいですか。

○星副委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 おっしゃるとおりでございます。

す。

○星副委員長 それでは、議事進行を委員長と交代いたします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
山形委員。

○山形委員 401ページの保健衛生給付費、スイミング健康教室6名、アドバイス452名ということで、この健康教室の内容を教えてください。

○佐藤委員長 伊藤係長。

○伊藤国保年金係長 健康教室は29年度までの事業となりまして、29年度については1事業者との契約となりました。3カ月を1クールとして3回ほど計画を立てていたところなんですけれども、それでその3回の合計の人数が希望された方が6名ということで、ご参加いただきました。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その健康教室でどのような成果とか効果があったか教えていただけますか。

○佐藤委員長 伊藤係長。

○伊藤国保年金係長 効果というのは、運動に対する動機づけという形で健康度アップ事業、メタボ対策の事業と、あともっと若い世代からの動機づけという形でスイミング健康教室をやっております。やられている方については、おおむね評判はよかったんですけれども、事業所が少なくなってしまうとか、あとは受け入れ人数が減ってしまったというところで、参加人数が減ってしまったという形ではありました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑を終了したいと思いますが、異

議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

認定第2号 平成29年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第2号については原案のとおり認定すべきものと決しました。



### ◎認定第3号の説明、質疑、討論、 採決

○佐藤委員長 次に、認定第3号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

福田課長。

○福田国保年金課長 (認定第3号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

認定第3号 平成29年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

○佐藤委員長 ここで中村監査委員の入室を許します。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 (国民健康保険財政調整基金の適正な額について)

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

山本委員。

○山本委員 (医療費の通知について)

○佐藤委員長 ここで議事進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 (出産給付金の条件と申請方法等に

ついて)

○星副委員長 それでは、議事進行を委員長と交代します。

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

〔「委員長、よろしいでしょうか」と言う人あり〕

○佐藤委員長 福田課長。

○福田国保年金課長 (医療費の通知の補足説明について)

○佐藤委員長 ほかに委員の方からございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 国保年金課の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、国保年金課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

引き続き10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時18分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎市民課の審査

○佐藤委員長 それでは、市民課の審査に入ります。これより予算常任委員会(第二分科会)に切りかえて審査をいたします。

◇

◎議案第68号の説明、質疑、討  
論、採決

○佐藤委員長 議案第68号 平成30年度那須塩原市  
一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。  
執行部の説明をお願いいたします。  
室井課長。

○室井市民課長 （議案第68号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべ  
き点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思ひ  
ますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、質疑を終了  
いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了した  
いと思ひますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、討論を終了  
し、採決いたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補  
正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきも  
のとするのでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については原案のとおり可  
決すべきものと決しました。

続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）

へ切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、  
採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成29年度  
那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを  
議題といたします。

執行部から説明を簡潔をお願いいたします。

室井課長。

○室井市民課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許  
します。

山本委員。

○山本委員 107ページの委託金のところなんです  
けれども、下のほうに委託料としてフロアマネジ  
ャーの業務618万4,800円というのがあるんですけ  
れども、多分入り口のところのフロアで説明をし  
ていらっしゃる方の費用のことだと思ひますが、  
これ人数とか時間とかもう少し丁寧に教えてくだ  
さい。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 フロアマネジャーにつきましては、  
人数につきましては常時2人配置ということで繁  
忙期といたしますか、忙しい時期、3月、4月とか、  
人の動きがあるときとか、月曜日とか、そういつ  
たときにつきましては3名体制の配置となっております。

勤務時間につきましては、職員と同様に8時半  
から5時15分、金曜につきましてはトワイライト  
ということで職員と同様に7時までの勤務となっ  
ております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これはそうすると常時2名で、忙しいときは3名ということで、どこかの会社にこれは委託をしているということですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 こちらの業務につきましては、平成28年10月から業務委託をしているところでございますが、当時、NTTソルコ、北海道のテレマート株式会社というところと契約を結びまして、今年度途中にちょっと名称が変わりまして、現在はNTTネクシアということになっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 忙しいときは忙しいんでしょうけれども、どう言ったらいいんですか、余り人がいないときもあるとそれはそうなんだと思うんですが、あの方たちは実際は記入することの説明をしている、どんなところまで仕事をしているのか教えてください。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 まず、やっていただいているのは市民の方いろいろ手続等にいらっしゃるんですが、ご本人様とはいえ、どういった手続が必要なのかとか、そういったものがわからない方が大勢いらっしゃいます。そういった方をどのような用件でいらっしゃったということで、それでどういった手続が必要ですよということで、ご本人さんたちの説明をいただいて、また申請書等の記入についてもなかなか複雑なところもございますので、そういったところの記入の仕方等も簡単な説明はしてもらっています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 多分28年10月より前まではそれを窓口の職員がやっていたんだと思うんです、いらっしゃらなかったの。そこに2人か3人とかがいつもいらっしゃるということは、今まで窓口でやっていた仕事が減ったんだろうと思うんですけれども、

市民課の中の人は減ったんですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 実質人数のほうは現地点では減っておりません。もともと窓口の煩雑化とか市民の方の窓口へ来ても不安感ですとか、そういったものを除いていけるような窓口サービスの向上の視点から取り組んでいる事業でございまして、今までですと、窓口へ来てからいろんな説明が必要だすとか、そういったものを一からの対応になりますとかなり時間もかかってしまう。そういったことが事前に解消されているということで、スムーズに窓口でのやりとりだったり、書類の出し入れとかそういったものを行えるということでございますので、それによって直接職員が減ったということではございません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 市民へのサービスの向上だということではあるんですけども、そうすると職員の方たちが減らなくても仕事量はその分減っているということですよ。説明しなくていいとかということのためにやっているんだと思うんですけども、そこに28年10月から人がいることによって中にいる職員の人はずっと仕事がしやすくなって、市民にとってはサービス向上になったというふうに思っていますか、お尋ねしたいんですけども。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 職員の仕事がやりやすくなったかということによろしいですか。

○山本委員 そうしないと意味がないでしょうね。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 先ほどもちょっと触れましたけれども、どうしても市民課の仕事というのが申請受け付けをしてその場で処理をして、証明ですとかそういったものを出さなければならないという業



務があるわけですが、やはり最初の取りかかりの部分で時間がかかってしまう、なかなか理解してもらえないというふうになってしまいますと、どうしてもその後の業務がどんどん詰まってきてしまうわけですが、受け付けする段階でそういったものがある程度整理されていれば、職員のほうは効率的に仕事のほうを処理できるというふうに考えています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 自分の経験で申しわけないんですけども、私は時間がかかるようになった部分があるような気がするんです。前は自分で書いて持って行って、そこで身分証明出してくださいと出して、証明書をもらえたんですけども、要はそこに行くと何ですかとか聞かれて、わかっているのに聞かれるみたいなのがあって、その辺のところはやはりいろんな方がいらっしゃいますので、上手にせっかくいらっしゃる方々なので、それをやっていただきたいなというところでやめておきます。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 今のご指摘のとおり、やはり市民の方いろんな方いらっしゃいます。必要以上の対応というのはこちらのほうも控えるにはしているところですが、様子を見て、助言が、お手伝いが必要だろうといった方にはこちらも積極的に対応していただいているのかなと思うんですけども。

○山本委員 結構でございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑は。

相馬委員。

○相馬委員 17ページ、使用料及び手数料の歳入でございしますが、まず、住民票、印鑑証明書等はコンビニ交付をしているかと思うんですが、その手数料はどこに入ってくるんでしょうか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 コンビニ交付などの手数料につきましては、本庁のまず住民票証明手数料並びに印鑑証明手数料、こちらのほうに含まれております。

○相馬委員 本庁のほうに含まれている。

○室井市民課長 はい。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 これ、ちなみに印鑑証明とコンビニ交付料というのは幾らになるかわかりますか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 コンビニ交付の手数料につきましては、1件200円となっております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 それはわかるんですが、収納手数料が本庁分で住民票の分で1,085万5,900円になっていますね。このうちコンビニ交付分が入ってきている件数でも結構です、金額でも結構です。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 まず、コンビニ交付の住民票関係ですと5,599件、印鑑証明のほうは5,841件ということで、金額にいたしますと住民票のほうは111万9,800円、印鑑証明のほうは116万8,200円でございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 今のそうすると全体の10%ぐらいがコンビニ交付というようなニュアンスになるかと思うんですが、コンビニ交付をするときの目的としましてはやっぱりその事務量の軽減というようなことがあったんだろうと思うんですが、これはもう10%程度以上ふえるということは余り期待できないものなのでしょうか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 こちら利用するに当たって住民基本台帳カードですとかマイナンバーカード、こういったものが必要になってくるんですが、こちら

のマイナンバーカードのほうの交付件数というの  
もなかなか今ちょっと大変残念なんです、伸び  
ていないということもありまして、今後そうい  
った所有者がふえていけばそういったコンビニ利用  
者というものもふえていくのかなと考えているん  
ですが。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 すみません、最後にその住民基本台帳  
カードとマイナンバーカード、両方合わせて今振  
り出した数というのは、現時点で何枚になってい  
るかわかりますか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 まず、マイナンバーカードについ  
てでございますが、本年9月1日現在の数字でご  
ざいます。こちらについての交付件数が1万  
3,119件ということで、市民に対しまして11.15%  
になります。

あと……ちょっと確認をして、すみません。

住民基本台帳カード、こちらのほうはもう交付  
のほうは終わっているんですが、現在所有してい  
る方が約という形で9,700件、いらっしゃいます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうしますと、両方合わせるといわゆ  
るコンビニで両方の交付が可能な方というのは1  
万3,000と9,700ですから、2万2,000ぐらいとい  
うことになります。それが全体の市内の人口の約  
2割、実際にコンビニ交付で使っているのは約1  
割ということですが、印鑑証明等、大体そ  
んなぐらいが必要、割と使っているというのがわ  
かりました。ありがとうございました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今の質問を聞いていてちょっと疑問に  
思ったんですが、歳出のほうの107ページの中に  
マイナンバーの事務補助臨時職員が3人で358万  
4,502円とあるんです。マイナンバーがなかなか

先ほどふえないと言いましたね、マイナンバーの  
カードは申請は市ではやれなくて、自分で直接国  
に出す、もらいに来るときだけ市にもらいに来  
るんだと思うんです。その臨時職員3人いて358万  
も払っているということは、多分、時給まさか  
2,000円も払ってもいないでしょうから、何をや  
っているんですか、この人たちは。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 先ほどの、言葉遣いは悪かったと  
思うんですけども、市民課にすれば割合はまだ  
伸びていないということで、毎月100件から百二、  
三十件の交付は行っています。ですから、毎日受  
け付けをしてマイナンバーカードのほうを交付す  
るという作業は、ほぼ毎日コンスタントにやって  
いると、そういうことになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今1万3,119件の人たちは一度マイナ  
ンバーを申請すれば、毎年申請するわけではない  
と思うんですけども、交付はどのぐらいあるん  
ですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 まず、マイナンバーカードの期間  
があるんですけども、二十歳以上の方が取得し  
た場合は取得後の誕生回数で、誕生日10回までが  
何ていうんですか……、二十歳未満の方の場合は  
誕生回数5回、5年間というんですか、説明が誕  
生回数と国のほうの説明になっているんですけ  
れども、一応それが有効期間という形になるん  
ですけれども、それを過ぎますと更新というような形  
になっているんです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ともしつこい聞き方で申しわけない  
んですが、このマイナンバーの事務補助臨時職員  
は本当にマイナンバーの仕事だけ毎日毎日やっ  
ていてこのくらいなんですか。というか、ちょっと

不思議なんですけれども、そんなに1枚に何十時間もかかるんですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 まず、ちょっと説明が不足していた部分がございます、マイナンバーの臨時補助職員につきましては常時2名という形になるんです。昨年度の支出の3名という部分がお1人の方が10月で退職をしたために11月から人がかわっている、予算上は2人なんです、実質お支払いした方が3人いらっしゃったというふうなことで常時お2人が作業しているということでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 その期間はわかりました。

時給幾らぐらいで、何時間ぐらい働いているんですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 こちらにつきましては、日給で7,490円でございます。

〔発言する人あり〕

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 先ほどの臨時職員の業務内容という部分ですが、基本的にはマイナンバーの補助というふうなので、そういった中で手のあいている時間帯については、ほかの証明業務のほうも対応しているということでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 いろいろあると思うんですけれども、一応ここは先ほどの説明で通してしまえばマイナンバーの事務の職員だということで、日給7,490円ということは7時間もし働いていたら時給1,000円ぐらいで、今までいろいろなところの臨時さんの時給が専門職でも950円とかそういうことをずっと聞いていたので、何かこれはどうしてそんなに高いのかなと普通の事務の方でということをおもったので、お聞きしたんです。ですので、

何か事情があるなら聞かせていただきたいし、その他の仕事をしているということも何か納得できないんですけれども。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 こちらの件ですけれども、事務補助員の賃金については市の共通の単価ということで7,490、これがマイナンバーの臨時補助員だけの単価ではないということでご理解いただきたいと思います。

○山本委員 ここでとめます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

山本委員。

○山本委員 今の住民基本台帳のところのマイナンバーのことについて、受けている数と臨時職員の数とか、あとフロアマネジャーの数とか何か人がたくさんふえていることについて、少し皆さんの意見をお聞きしたいです。

○佐藤委員長 ただいま山本委員より本議案についてマイナンバーまたフロアマネジャーの件で委員間討議を行いたいという発言がありましたので、これより委員間討議を行うことといたします。

ここで暫時休憩といたします。

執行部の退席を求めます。

休憩 午後 3時54分

(議員間討議)

再開 午後 4時11分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
室井課長。

○室井市民課長 申しわけございません、先ほど私

のほうで説明させていただきました内容で一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

まず、山本委員のほうから質問ございました職員の関係でございますが、フロアマネジャー導入後の職員の体制ということでございますが、私のほうでは減等はなしということでご説明させていただいたんですが、申しわけございませんが、1名の減となっているということで訂正をお願いしたいと思います。

それとあと、マイナンバーの業務がそちらのほう説明のほうで不足しておりましたので、補足させていただきます。

マイナンバーの交付に当たりましては委員の皆様方でもマイナンバーカードお持ちの方もいらっしゃるかと思うんですが、お一人当たり30分前後ぐらい時間がかかります。説明から暗証番号の登録ですとかそういったものに要する時間というのが30分ぐらいはどうしてもかかってしまうということと、国のほうから送られてきたカードをそのままお渡しするというのではなくて、内容の検品というのがございまして、そういったものも臨時職員のほうがやっているということでご理解をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 確認だけしたいと思います。

1つは、マイナンバーのこの事務補助臨時職員の賃金は国とかの補助金が入っているかどうかという確認をさせてください。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 こちらにつきましては補助金の額に含まれているものでございまして、29年度につきましてはその補助金のほうの受け入れ口のほう

が市民課ではなくて企画課ということで、私のほうで説明をさせていただいていないんですが。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 予算はじゃ企画で持っていたということですか、29年度の予算。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 歳出については市民課のほうでとっているんですが、歳入については企画のほうで窓口でやっています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それはわかりました。

もう一つ、フロアマネジャーの指導についてなんですが、これにつきましては業務委託という形でやっている、NTT何とかというところなので、仕事のことについては直接そこで働いている方には言うことができないんだと思うんですが、一般質問でもやりましたけれども。

こういう言葉がいいのかわからないので、過剰なサービスをしている部分もあるという意見が出たり、番号札とるのにどこ行ったって自分でとるのにとって渡してくれるみたいなことがあったり、自分でやってしまえることも聞いてくるみたいなことがあるというようなことをきちんとやっばり委託業者に責務ですか、そういうところに何をすべきで何をしないかということを中心に市のほうからやる必要があるのではないかというようなことになったので、質疑という言い方は変なんですけど、その辺のところをきちんとやっていただきたいなということを追加で申し上げておきます。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井市民課長 ただいまの件でございますが、定期的に委託業者のほうとスタッフの打ち合わせそういうものを持っておりますので、そういった中でその辺のことは徹底させていただければと思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 賛成討論いたします。

今回のこの市民課の29年度の決算に関しましては、中身につきましてはこれで通すということではないと思うんですが、最後のほうに出てきました歳入の部分が企画課で、そして歳出の部分が市民課でというような部を横断したようなことだと非常に決算の審査をしにくいところです、私たちにっては。

その辺のところ例えば予算とか決算の中ですらうしてもそういう部分に入ってくるのは仕方がないとしても、説明だけはきちんとやっぱりしていただきたいということを要望したいと思いますし、あとは業務委託につきましてもこれからもふえていくというようなお話でしたので、ぜひ何をすれば市民のサービスになるのか、職員がそれによって仕事がしやすくなるのかということをやったりきちんと考えていただいて、来年度の仕事をしていく中ではそういうことを考えていただくことを要望いたしまして、賛成の討論といたします。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、討論を終了

し、採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

次第にはございませんが、そのほかで議員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 市民課の皆さんから何かございますか。

室井課長。

○室井市民課長 私の説明が大変申しわけございませんでしたが、先ほどの歳入と歳出の関係でございますが、30年度は歳入も市民課の所管となっておりますので、つけ加えさせていただきます。

○佐藤委員長 そのほかございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、市民課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。なお、引き続き10分間の休憩といたします。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時28分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎高齢福祉課の審査

○佐藤委員長 それでは、高齢福祉課の審査に入ります。

これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 （議案第68号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補

正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 次に、議案第71号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 （議案第71号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第71号 平成30年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第71号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、決算特別委員会（第二分科会）に切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

〔中村監査委員退室〕



#### ◎認定第1号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 133ページの老人保護措置費の最後のところに、新規で一時保護事業が始まったんだと思うんですけども、高齢者で虐待などで一時保護ということなんですが、全部でこれ3人なので、虐待の方が1人なのかもしれないんですが、これは那須塩原市内で保護しなければいけないような虐待が、ちょっとすみません、これちょっと実情を教えてほしいんですけども。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 実情といいますと、内容とい

うことでよろしいですか。

○山本委員 はい。

○増淵高齢福祉課長 虐待そのものは、ここにある件だけではなくて、実際には高齢者の虐待というのは数多くございます。その中でも、どうしても分離をしなければいけない、養護者からの虐待と一緒に置いておけないということで緊急的に離さなければいけない、そういう場合に措置ということがあるんですけども、そうじゃなくて、もう今すぐにもちょっと離して、でも生活するところがないので入れておきたい、入所というか場所として転居したいということでこの一時事業を行います。

実際に、具体例としてありましたのは、虐待のほうはやはり養護者の方からの虐待で、これは措置、虐待の認定と違って、完全に虐待があるね、これは危ないねということではなくて、ただ確認はし切れないけれども、でもどうしても帰せる状況じゃないねということで、緊急で退避していただいたということがこの1件の事例になってございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 世間的には子どもの虐待とか、息子や娘による親、高齢者に対しての話も聞くんですけども、この緊急一時保護ということは、命にかかわるようなということで理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 基本的にはそういうことになります。危険性、命の危険性であるとか、本当に緊急的な措置が必要なときというふうに一応あるんですけども、ただ、虐待の場合はそうですけども、その以外に、どうしてもいろんな、例えば家を持っていたけれども出ていかなければならなくなってしまった、どうしても行くところがない、お金もない、本当にどうなってしまうかわか

らないというような方で1件、昨年度利用していただいた方がいらっしゃいます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 現実としてそういう方があるんだということなんでしょうけれども、それを発見するとか、わかるというのは、例えば民生委員さんなんかは伝えるのか、あるいは市の職員が何かの形でわかるのか、そういうことなんでしょうか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 おっしゃるとおりです。民生委員さん、あるいは地域包括支援センター、対象が高齢者の方ですので、どうしても包括のほうから情報が入ってきたりということになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ一時保護ということなので、一時だと思っんです。その、例えば何か月かぐらいかした後はどうなるんですか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 一応30日を期限として対応しています。場合によっては延長ということもありますけれども、基本的には30日以内で次の生活の場所を定めていくと。といった中でどうしても本人の状況であるとか判断する中で、同じ施設の中で措置入所という手段もありますので、そちらのほうに移動してもらるか、あるいは自分で生活できる方はアパートを探していただいて対応してもらおうという、さまざま。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 なかなか特別養護老人ホームに入れないう話を聞くんですけども、こういう方が入るといふか、措置をしていかなきゃいけないというときは緊急的に入らなきゃいけない。その後、もうお金がなければまたそういうところに入ってもらわなきゃいけないというときに、那須塩原市の場合、養護老人ホーム入所委託要領とあるん

ですけども、これ大体足りているんですか。そういうときに入れるだけの余裕はあって、これからもっとふえるかもしれないときに、そこに対しては大丈夫なんですか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 大丈夫です。大丈夫といいますか、計画で特別養護老人ホーム入所待機者というのが100名ほどあります。それについては現在、施設整備というところで対応していくということで計画的にやっている。

そのほか、入所の施設、ほかにもございます。ただ、全てが満床ということでもありませんので、お待ちいただく場合ももちろんありますけれども、現在、満床かというところでもありませんので、対応というのはある程度できているかなというふうには思っております。

○山本委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 同じ場所なんですけれども、去年のやはり説明の中でも、虐待の方の措置ということで話を聞いていたんですけども、今回のこの表、去年に関しては養護老人ホーム入所委託状況という中に組み込まれていたのだと思います、去年それしか出ていなかったの、その説明では家族間で虐待を受けてここに入っている方もいるという説明だったんです。

今回、これがまた表が分かれまして、高齢者の緊急一時保護事業利用状況ということで、またそこから何ですか、分かれてことしは書いてあるんですけども、29年度は書いてあるんですが、要は、28年度、29年度で、やっぱりちょっと重なって、今の一時でそうやって30日の期限を決めて対応しているということだったんですけども、でも、また28年度ではそこで分かれたんですけども、



また何らかの事情で家族のもとに帰ったとして、また虐待を受けてまたここになったとか、そういう繰り返しとかという人とかはいなかったのかどうか。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 退所いただいた後の虐待で再度施設利用していただいたという案件はございません。

緊急一時の事業と、上の段の養護老人ホーム入所委託事業というのは別のものになっています。緊急一時はあくまでも緊急一時の対応、その後、この3人の方にはいませんけれども、例えば場合によっては緊急一時がぬけた後に養護老人ホームの方に入所になるということはありませんけれども、全く別の事業でございます。数字も別の数です、一致するではない。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 132ページの街中サロン支援費で、延べ利用人数が1万819人ということなのですが、これは日にちにすると何人ぐらいになるか、大体でいいですけども。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 街中サロンについては、平日月曜日から金曜日開店しているところで、大体年間平均にしますと、大体220日ぐらいの開店数になるかなというところから計算しますと、1日当たり25人ぐらいの利用ということになります。以上です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 もう一つ、その次のシルバー人材センターの、この登録者と実働の数がわかれば教えてください。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 申しわけありません、現時点の数は、申しわけありません、手元になんです

が、第7次の高齢者福祉計画を作成したときの会員数だけお答えさせていただきますと、平成28年度末で769人の会員数になってございます。恐らく大幅な増加は今年度の総会の中でも聞いていませんので、若干多くなっているかなというぐらいかなと思います。申しわけございません。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 135ページのシニアセンターの指定管理のことなんですけれども、ここを見に行ったときに、シニアセンターを利用したいと思う人が西那須野のほうにいらして、その送り迎えをしているという話だったんですが、お金の問題なんだと思うんですけども、場所が決まっていて、なかなか大勢の人に来てもらえないというようなお話をされていたんですが、ここの支援センターの管理運営の中には、高齢者を、何というんですか、輸送するじゃなくて送迎をすることについてはどんなふうに入っているのか、入っていないのか教えてください。どのように契約をしているのか、あるいはしていないのか。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 シニアセンターで行っている事業につきましては、箱物とか一部の介護予防事業については指定管理者に委託をしています。それとは別に、一般会計の事業なんですけれども、元気アップデイサービス事業というのも行っておりまして、元気アップデイサービス事業につきましては、業務の仕様の中で利用者の送迎を含めて委託しているところで、それ以外のシニアセンター等の管理と一部の介護予防事業の全般については、仕様の中では送迎までにはうたっていないので、指定管理者が自主的なサービスでやっているところというところです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 シニアセンターでは元気アップデイサービスもやっているんですか。

〔「やっています」と言う人あり〕

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、あの施設の中で、企業組合労協センター事業団というのが委託されてやっている事業と、元気アップデイサービスの委託料の中に入っているその元気アップデイサービスと、2つのことが並行してあの中で行われているんですか。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 今、議員ご指摘のとおり、ちょっとわかりづらい形にはなっているんですが、指定管理の業務の中に、契約検査課のほうからも指摘はあるんですが、次回、もう今、一定期間契約してしまっているのが変更できないんですが、指定管理の業務の中に、その元気アップデイサービス事業も交えて指定管理の手続きをしてくださというふうなことで指摘されているんですが、今のところちょっと別々になっちゃっている形。

ただ、シニアセンターに2つの事業者が入るというのもおかしいですし、シニアセンターを管理している労協センター事業団が、支援センターでやっている介護予防事業と元気アップデイサービス事業を一体でやることによってより効果があらわれると思いますので、今のところ随意契約というふうなことで。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 シニアセンターでやっている元気アップデイサービスは、この、じゃ企業組合労協センターに頼んでいるわけではないんですか。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 指定管理とは別に、業務委託という形で随意契約で今、しているという形で

す。

以上です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 わかりました。

見に行つて話を聞いていたときに、何となく、えっというような感じがしたんです。私は、すみません、シニアセンターでやっていることは、全部ここに指定管理をしているとばかりちょっと勘違いをしていたんだと思うんです。だったので、そのフリー送迎のこととかと悩みがあると言っていたので、どういうふうになっているのかなとか、お金を取ってやっているものもあつたりしたのでお尋ねしたんですけれども、もう今、お聞きした中で、とても本当にわかりにくいし、片方は指定管理で片方は業務委託だと、やっているほうも大変だろうなと思うので、ぜひ来年度の予算ではできないんですね、これ。

○村松高齢福祉課長補佐 そうですね、この指定期間が、ちょっといつまでだか忘れましたが、5年間で指定しているんで、その期間が切れた次の期間からということ考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 使っている方が不便ではなければ仕方がないと思うんですが、もし利用されている方が、そういう2つに分かれていることによってうまくサービスの利用ができないのであれば、何とかそのところは指定管理と業務委託を途中であつてもできるようなふうになればいいなと今、思いましたので、ぜひ。できないようであれば、実際の運営の中で上手にできるような形で、来年度も業務委託の部分ですか、やっていただければなというふうなことで、わかりました。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 131ページの1項6目の高齢者福祉費のタクシー券、外出助成券給付状況の表がありますがけれども、タクシー券の発行数、交付件数が2,230人でずらずらとあって、ことしのこの利用率をお聞きしたいんですけども、今年度の。

というのは、前年度の利用率が72.1%、28年度のほうで72.1%だったということで、ちょっと書きとめてあったんですけども、29年度の利用率のほうがわかりましたら教えてください。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 利用率74.7%となっております。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 昨年度、その利用地域、使われないという部分では利用地域を分析中であるということで、審議の中で出たのものでありますから、その利用地域の分析はしたのかどうか、または分析したのであれば、その結果はどうだったのか教えてください。

○佐藤委員長 増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 利用地域ということですが、交付した対象の方がどこの地域にいらっしゃるかというのはもちろん把握しておりますが、タクシーにどこから乗ってどこまで行ったというところの報告といいますか実績というのが、私どもには来ておりません。

それは、タクシー業者さんのシステムであるとか、そういったところにもよるんですけども、1カ月1万件ほどの券が入ってきますので、それを全て事業者さんに報告いただいてまとめていけば正確な数字は出ると思いますが、なかなか困難ということもありますので、年度末、そういったちょっと利用の状況を確認するようなアンケート等はしたいというふうに考えてございます。

タクシー事業者さんからの報告も含めて、一度

検討していきたいと。もう少し検討させていただきたいなど。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 多分、外出支援タクシー券になると思うんですが、高齢者の方にももちろんゆーバスとかも乗っていただいたりとか、さまざまなこれからの、免許証を返納する方もふえてくるということを見ると、やはり交通事情というのは分析していく必要があるのではないかと。というのは、やはりゆーバスとの絡みだったりとか、タクシー券を使うことでその地域、利用率だったり地域を調べることによって、どういった使われ方が、誰がどこのほうに向かっていっているのかというのはおおよそわかると、把握できると思うんです。そこに関しての利便性というか、そこで出てくるものが出てくると思いますので、そういった高齢者の方の足の確保という部分では分析していただければと思いますので、よろしくお願いします。それと……。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 やっぱいいです、すみません。

○佐藤委員長 ほかに。

山形委員。

○山形委員 131ページの敬老祝金の一番下の敬老記念品商品券、黒磯、塩原地区の発行業務ということで、発行した枚数と、その後どれぐらい使ったか、使用率を教えてください。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 記念品なんですけれども、西那須野地区につきましては西那須野商業振興組合のほうからふだん売っているものを買っている形になっています。商品券のほう、使用期限の定めがありませんので、どれだけ使われているかという実態が西那須野地区についてはわからないというのが現状でございます。

黒磯、塩原地区なんですけれども、今ちょっと計算したところ、約93%ぐらいお渡しした商品券が使われている、利用率は93%ぐらい。

以上です。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 続きまして、135ページの元気アップデイサービスセンター利用状況ということで、昨年と比べると、延べ日数は同じなんですけど、延べ人数がちょっと少なくなっている要因は何か教えていただけますか。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 元気アップデイサービス事業なんですけれども、事業を利用できる回数の見直しを行ったというのが結果でございまして、平成28年度までは、利用者1人週2回利用できました。それを、平成29年度からは、総合事業が平成29年度から始まったというのもありまして、こちらのほうが原則週1回の利用という形になったものですから、元気アップデイサービス事業も同じことを目的としておりますので、あわせて週1回にしようということに変更したので、人数が極端に減った形になります。

以上です。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、昨年、塩原のところは195日だったんですが、今年度は50日とかなり激減しているんですが、その辺はそういった要因が影響しているんですか。

○佐藤委員長 村松課長補佐。

○村松高齢福祉課長補佐 塩原につきましては、これも会場の、事業の回数の見直しを行ったときに会場の見直しを入れています。

平成28年度までは塩原の温泉街のほうに元気アップデイサービスセンターしおばらというのがありまして、そこで温泉街の地区の方も下の関谷よ

り南の方の箒根地区の方もわざわざ温泉街のほうまで移動していただいて、そこで事業のほうに参加していただいた形だったんですが、それはちょっと移動時間とかがかなりかかって利用者にかなり負担があるということで、平成29年度からは塩原での開催を減らして、かわりにハロープラザのほうで事業のほう展開するように変更しております。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議はないものと認め、質疑を終了します。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

—————◇—————

◎認定第4号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 次に、認定第4号 平成29年度那須塩原市介護保険特別会計歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

増淵課長。

○増淵高齢福祉課長 (認定第4号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

大野委員。

○大野委員 426ページの下のところ、介護認定調査員10名ということで説明されていたと思うんですけども、例えば要介護認定、そのときのこの人数で足りているのかというふうに聞きたいんですけども、介護認定申請して、認定するまでこの10人でやってどのぐらいの日数がかかって介護認定ができるかというのはわかりますか。

○佐藤委員長 吉富係長。

○吉富介護認定係長 介護認定は、申請を受けてから約1カ月、30日以内に結果を出すということになっております。

介護認定調査員、こちら交代制で10人で、かつて退職された方や新規で雇用した方がいらっしゃるんですけども、平均1カ月で結果のほうは出ておりまして、この人数で足りております。

○佐藤委員長 大野委員

○大野委員 お医者さんの意見書とかおくれちゃったりいろいろあって、なかなかよくケアマネジャーさんに問い合わせして、まだ審査にかかっていないとかあるかと思うんですけども、あと、利用者さんの中では、多分月曜日から金曜日の平日で動いていると思うんですけども、例えば日曜日に来てくれとか土曜日に来てくれとかという意

見とかはなかったですか。

○佐藤委員長 吉富係長。

○吉富介護認定係長 たまにというか年に数件ありますが、やはり平日でご協力をいただきまして、認定調査のほうは実施しております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

認定第4号 平成29年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第4号については原案のとおり認定すべきものと決定しました。

ここで、中村監査委員の入室を許します。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

大野委員。

○大野委員 (給付事業による費用の抑制について)

○佐藤委員長 ほかに何かございますか。

[発言する人なし]

○佐藤委員長 ここで、福祉課の皆さんから何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

○佐藤委員長 それでは、高齢福祉課の審査を終了いたします。

これで、保健福祉部の今定例会における審査は終了となりますが、保健福祉部全体としてそのほかで何かございますか。

[「特にございません」と言う人あり]

○佐藤委員長 それでは、以上で保健福祉部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。



#### ◎散会の宣告

○佐藤委員長 これで、本日予定しておりました審査事項は全て終了いたしました。

委員の皆さんにおかれましては、あす10時半に委員会を再開いたしますので、よろしく願いをいたします。

○佐藤委員長 以上で、本日の福祉教育常任委員会  
は散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時32分

福祉教育常任委員会、予算常任委員会（第二分科会）  
及び決算審査特別委員会（第二分科会）

平成30年9月19日（水曜日）午前10時開会

出席委員（9名）

委員長	佐藤 一 則	副委員長	星 宏 子
委員	山形 紀 弘	委員	相馬 剛
委員	平山 武	委員	大野 恭 男
委員	金子 哲 也	委員	山本 はるひ
委員	中村 芳 隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

子育て支援課長	相馬 智 子	子育て支援課長補佐	岸 上 容 子
子ども福祉係長	松本 綾 子	給付係長	伊藤 俊 彦
総合支援係長	青木 朋 美	子ども・子育て総合センター所長	菊池 紀 男
子ども・子育て総合センター副所長	大木 美奈子	子ども・子育て総合センター主査（係長級）	長岡 栄 治
保育課長	江連 宣 仁	保育課長補佐兼児童係長	高橋 美由紀
保育係長	本澤 英 紀	保育係副主幹	相馬 恭 子

出席議会事務局職員

書記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会
2. 子育て支援課長挨拶

### 3. 審査事項

[子育て支援課]

福祉教育常任委員会

- ・ 議案第 83 号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 68 号 平成 30 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・ 認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[保育課]

予算常任委員会（第二分科会）

- ・ 議案第 68 号 平成 30 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・ 認定第 1 号 平成 29 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について



開会 午前10時00分

◎開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、おはようございます。

散会前に引き続き会議を始めます。

議会基本条例第7条により、議会の会議は公開を原則としております。当常任委員会の傍聴希望がありましたので、委員会条例第17条及び先例に基づき、これを許可いたします。

—————◇—————

◎子ども未来部の審査

○佐藤委員長 これより子ども未来部の審査を始めます。

審査に先立ち、相馬子育て支援課長よりご挨拶をいただきます。よろしくをお願いします。

○相馬子育て支援課長 (挨拶。)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

—————◇—————

◎子育て支援課の審査

○佐藤委員長 それでは、子育て支援課の審査に入ります。

—————◇—————

◎議案第83号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第83号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

○相馬子育て支援課長 (議案第83号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 この条例が変わっても、今のところ関係するところはないということなんですが、市が認める事業所がオーケーになったということは、今後、例えばどういうところをつくったものを食べさせることができるということか、説明をお願いします。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 どういうところが認められるかといいますと、今現在だと、小規模じゃなくて、実際の保育園がありますね。保育園とかに、実際もう既に搬入している施設があって、さらに栄養状況とか、子どもに対する年齢によって基準があり、そのぐらいの栄養素が必要かとか、そういう基準を全て満たしている、そういう勉強をされていて、きちんと満たしていることが求められるというふうになったものに関して、市のほうでは認定することになると思います。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 つまり、自分のところで調理をしたり、連携施設で調理をしているものがあって、言ってみれば、外でつくったものを買ってくるという言い方は変なんですけど、必ずつくったものを保育園に持ってくるのがオーケーだよということなんですかね。その中身についてはいろいろ規定はあるけれども、それをクリアした場合には、外から買ってくるというか、そういうものでもという意味でよろしいんですね。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 そうです。いろいろ基準は細かく規定はされていますが、そういうことになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そのことが、つまり先ほどこの目的が、待機児童を減らすというようなことだったんですけども、保育園の子どもたちの安心・安全ということから見て、問題はないというふうに市は考えていますか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 基準は厳しくなっておりますので、それに関してどの事業所でもオーケーということにするものではないので、そこは基準は緩和されても問題はないかなというふうには思っております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第83号 那須塩原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第83号については原案のとおり可

決すべきものと決しました。

◇

◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて、審査をいたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

相馬課長。

○相馬子育て支援課長 （議案第68号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員 予算書の6ページの債務負担行為の追加ということになるかと思うんですが、この3,566万9,000円の根拠、どういうふうに算出して、こういう金額になっているか、ご説明いただければと思います。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 主に、うちのほうで設定している金額ですけれども、職員の、委託をするわけですけれども、その職員の給与費、賃金の部分ですか、そちらについて計算をしております。通勤賃金、社会保障費、労災費などを含めて、2.5人分の人数分を計上しております。

それから、新たに始めた事業ということで、修繕費、それから保険料、消耗品、印刷製本、それから大きいものとしまして、建物の賃借料。市のほうで用意した施設ではございませんので、法人のほうで施設を借りていただいて使うということになるので、13万円分の賃借料で計算をさせていただいております。

それから、通信運搬費、光熱水費、それから資質向上ということで、職員の研修費とか講習会、備品、それからこの法人に関して行っていたことに関して、5%、事務経費を計算して計上しております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 賃借料が13万円というのは、この賃借料は100%ということになるのか、その法人負担分があるのか、もう一つは、1カ月13万円なのか、年間で13万円なのか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 13万円は、月額で計算しております。こちらのほうは、NPOの持ち出しということではなくて、全て市で見えるような形で考えております。それから、こちらは一旦プロポーザルで決定した場合に、NPOと交渉するということがありますので、そのタイミングで、例えばこの賃借料が月額5万円しかかからないということであれば、交渉の中で落として契約するような形になります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 執行計画書のほうの6ページで、先ほどどっどの広場、プロポーザルでほかの施設がとった場合に、140万円が必要だというふうにおっしゃったんですが、もしほかの施設がとらない、今やっている大原間まで続けていくとすれば、これは要らないということになりますか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 同じ事業者であれば、不要な金額になるかと思しますので、使用がなくなることも考えられます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 すみません、今のところ、補正に出て

いるわけですよね、これは。そうすると、プロポーザルをやって結果が出てから、ほかの施設がとったということで、必要になるというところで出すというやり方ではなく、あらかじめこうやって計上して、多分そのままとれるんなら、返すというような方法をとるような、補正の予算としては、これが最適なんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 実際に、契約を開始されるのが、来年の4月1日からですが、実際に、今までいろんなNPOと話をしたときに、準備をするには、やはり3月とか2月の間に契約をするなり、施設を押さえるなり、それから施設の準備をするなりという費用が発生していますというお話を伺っております。それを、今までNPOとしては、自前で例えば押さえていたかという部分があったかと思うんですけども、市として今後NPOとかに、いろいろ委託を発注したりする場合に、新たな事業所が入りやすいような形で予算化はしておいて、その分は、かかった費用については出していくというのがいい姿かなというふうに考えて、今回計上しているところなんです。

ですので、実際に例えば2月にかかった費用に関しては、お子さんを預かるということに関しては、まだ事業としては発生していないことにはなるかもしれませんが、うちのほうとしては、その準備にかかる費用についても、きちんとしておいて、その分については払うことが発生するというので、今回補正をとらせていただいているということです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 いつ決まるんですか。

○相馬子育て支援課長 今回補正をいただいて、すぐにプロポーザルの準備をしますので、12月ぐらいには決定されるかなというふうには思っております。

ます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、12月に決定したときに、継続になった場合は、これが3月の補正で戻されるということによろしいですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 早く決定してしまえばそういうことで、使わないとすれば戻すという形になるかと思えます。

〔「了解です」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

◎認定第1号の説明、質疑、討論、

採決

○佐藤委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）へ切りかえて、審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

相馬課長。

○相馬子育て支援課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 何ページということではなくて、子ども未来部の全体のことでお聞きしたいんですけども、各歳出のところで、それぞれ臨時職員とか非常勤職員が大変多く、いろんなところに予算化されているんですが、子ども未来部として、子どもの成長に寄与するものとして、大変重要な施策をしていると思うんですけども、正職員のほかに、そうやって臨時職員とか、そういう人たちを雇って仕事をしている、その辺のどういう形で正職員でない方たちを今後雇用して、仕事をしていくのか。毎年毎年入ってくるものだから、何もこの一年だけとかというものではないような気がするんですね。この辺を、どういうふうにされて、子ども未来部としては考えているのかまず教えてください。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 うちの課としましては、専門職はもちろん必要かなと思います。心理職とか、保育士の資格を持っているとか、そういう

専門の方を雇用するという必要かなというふうに思っているところです。

子ども未来部ができるときに、いきいきふれあいセンターにあった、子ども・子育て相談センターが移動して、子ども未来部が子育て支援課の中へ入ったという状況がございます。その中で、今までは子ども虐待の数、それから相談される数、それから発達支援で相談される数も、それほど多くなかったのが、多分施設として子育て相談センターで足りていたものが、子ども未来部に必要になったと。そういった中で、一気に正職員を大勢配置するという必要は、まずできなかったのかなというふうには思っています。ただし、部としましても、これだけ虐待の方がふえた、それから発達支援が必要な方がふえたということで、大きな事業として起こしていく以上は、人員の増、正職員の増なども求めていく必要はあるというふうには考えておりますので、その都度働きかけはしているところではございます。

さらに、正職員が全ての中で正職員というわけにはいかないのが、臨時職員もある程度の人数、例えば家庭相談員ですとか、婦人相談員ですとかということで、正職員ではなくても相談に乗れる仕事ということもありますので、それはそれで引き続き雇用は必要かなというふうには思っています。

その中で、家庭相談員なり婦人相談員を束ねて、その方を指導する役割の方も、もう少し課としては必要かなと。相談員に対して指導をしていく、相談員を動かしていく立場の人も、もう少し必要かなというふうには個人的には考えているところです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 定員については、その子ども未来部だけではなくて、市全体として、それを管理をして

いるところなので、大変答えにくいところもあると思うんですが、先ほど来、心理士の資格を持った方が見つからないとか、それから聞いている限り、非常に大切な庇護と虐待がふえていたり、ケアしなければならない子どもさん、親御さんも含めて親子もふえているというのを、毎年聞いていると感じているし、人数もふえているし、していると思うんですね。そういう中で、何か体制のほうがとても不安定な形だということが、やはり子育て支援としては、私は、まずいというふうに思っております。例えば心理士の資格の人は幾ら応募しても来ないんだったら、思い切って市の職員をそういうところに、資格を取るような形で出すというようなことを考えて、そうすればずっといていただけて、落ちついて仕事もすることができるというようなことも含めて、今すぐそのどうこうとは言いにくいとは思いますが、ぜひ人をどうするかということ、部としてやはり考えていただいて、要求するものは要求していただかないと、今後事業をどうしていくのかといったときに、とても不安定な形になってくるのではないかと、うふうに危惧をしたので、お尋ねしたということです。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 ありがとうございます。

議会の質問なんかでも、金子議員とかの質問の中で、やはりいろいろなお子さん、それから親御さんがいらして、これからの市はどうなってしまうのかという不安もあるというようなお話もあった、それは、子ども未来部子育て支援課として、子ども・子育て総合センター所長としても、かなり危惧しているところではありますので、本当に、いつ何どき、何が起こってもおかしくないような状況もあるかなというふうにも思っていますので、本当に時間を惜しまず、気をつけて対応

をしているところですが、やはり十分な手当ができるような人材確保も、本当に重要なことだというふうには認識してございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど来、その心理士だけではなくて、やめてしまうと次の人が見つからないというようなお話もあったように、そういうことに市の職員が時間をかけなきゃいけないというのはとてもゆゆしきことだと思うんですね。本来の仕事はそうじゃないところにあるべきなので、ぜひ体制のほうをきちんと整えていただいて、市内のいろいろ困っているお子さんなり家庭なりに、援助というか、手が差し伸べられるような方策を、来年度の予算の中には取っていただいて、いい事業をしていただきたいなというふうに思います。

質問は、以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 市政報告書の158ページの一番下の段ですね。30事業、子育て相談センター運営費の報酬費の中の報償金ですが、報償金の単価とその基準とその根拠をお願いできますか。

言語相談謝礼、それから作業療法士等の謝礼、それから5つぐらいの謝礼金があると思うんですが、それぞれ金額がはっきりわからん。1万2,000円、1万2,000円というのが1回分なのかなという想像はつきますが。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 例えば、言語相談ですと単価が2万5,000円という金額になっております。それから、作業療法指導員1万円。それから、作業療法親子遊び講習会ほか1回につき1万円。それから親子エアロビクス謝礼は6,000円ですね。残りも同じです。という形になっております。

言語相談ですとか作業療法士、それから作業療

法親子講習会などにつきましては、子育て相談センターで行っております療育的なところですね、お子さんの言葉の発語が遅いとかというような相談に対して、言語相談員とか相談に乗ってくれるとかというのをやっておりまして、常時いるわけではないんですけれども、期間を設けてやっているという形になります。それから、親子エアロビクスとか、ベビー親子リトミックというのは、つどいの広場の中で行事としてやっているものになっております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 内容はわかるんですが、この基準をお伺いしたい。2万5,000円、1万円、6,000円としている基準を。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 言語相談員とか、資格を持った方という形で2万5,000円という金額を設定しています。それ以外の、例えばエアロビクスとかそういうものに関しては、1回当たりの金額ということで、うちのほうで設定した金額という形になっております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 ということは、この単価については、市で設定しているという単価という理解でよろしいんでしょうか。よく1日当たり7,400幾らという数字を見るんですが、これは特殊な設定の仕方をしているという、そういう理解でいいんでしょうか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 市のほうで単価を決めている、一覧表の中に載ってきている金額というふうを考えてございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 では、これはそういう方を募集するときに、もう単価を設定して募集をされているとい

うことですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 募集といたしますか、この金額で、例えば言語相談員とかは、決定している金額の中でやっていただける方を募集しているという形になっているということです。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、160ページの真ん中の段、要支援児童放課後支援の中で、一番下の利用状況ということで、延べ件数で1,477件というふうに書いてありますが、これは延べじゃなくて、同じ方が何人なのかとかということもあるんだろうと思うんですが、そういうのは、実人数がわかりましたらお願いします。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 平成29年度で33人、平成28年度で21人という形になっております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 平成29年度で33人で、1,477件という、そういうことで理解いたします。わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

山本委員。

○山本委員 同じページの一番上のところの子育て短期支援費のことなんですけれども、これ件数が非常に多くなっていて、去年は育児疲れで使用している人が多いという説明があったと思うんですけれども、先ほども虐待前の子どもがというようなことあったんですけれども、この委託をしている委託先、今3カ所ですよ、この委託先のほうは、これだけ去年からも2倍以上にふえている人数とか件数に対して、受け入れはその後滞りなく、大丈夫なんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 何とか足りているという状況ですが、場合によっては、例えばその曜日だと、

そちらの受け入れがいっぱいなので、なかなかできないのでというようなお話があったりする場合もあります。その場合に、例えば日にちを、時間を前後にずらすとかということに対応する場合がありますが、今のところ、何とかぎりぎりのところで対応できているという状況でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 この利用の申し込み数と、延べ人数からすると、1件当たり3日ぐらいなのかなというふうに感じるんですけども、短期という捉え方があるんですけど、虐待とか育児疲れとか、そう簡単に3日や4日でとれるものではないような気がいたしますし、またすぐに戻ってきてしまったら、また繰り返しになって、もっとひどくなるということもあるような気がいたします。

それで、この事業、すごく大切な事業なんですけど、こうやってふえていって、受け入れ先が求めるものに応じにくくなっていくというようなお話もあったので、今後どういうふうな形で続けていくのか、何か事業そのものの見通しがあれば教えてほしいです。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 やはり利用者としては、まだまだふえているというところが考えられます。事業所のほうも去年より、去年やっていたところで1カ所やめて、1カ所ふえたというような形もありますので、新しい事業者さんがなれてくれば、もしかするともう少し受け入れが可能になる場合があるかなというふうには思っています、できればもう少し、うちのほうとしても、なるべく対応できるようにふやしていければいいかなというふうには思っております。

ただ、すぐにそのNPOが、新たに受け入れをできるNPOができるとか、社会福祉法人が、児童福祉施設ができるかという状況には、今のと

ころすぐにはないので、なるべく少しの時間で対応できるよう、日数は例えば7日間で終わりとかという使い方というよりは、1日、2日泊まりに行行って帰ってくるというのを繰り返しているというのが、ケースとしては多いかなという気がします。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 こういう虐待されそうな子どもとかもあって、親のほうがとても疲れていて、子どもに当たってしまうような方たち、本当に多くなっていて、死亡するようなものも全国的には出てきています。那須塩原市はそういうものはないんだと、そこまで至るものはないんだと思うんですが、でもぎりぎりのところのものというのは表に出ていないだけで、あるんだと思うんですね。そういうときに、養徳園などは遠いですよね。場所も遠い所に連れて行くだけで1時間とかかかりそうな所に、予定していて預けるというよりも、本当に緊急的なものもあると思うので、この支援の事業に関しては、今後もう少し減るのが、もちろん減ってもらうのが一番いいですけども、減りそうもないような気がするんです。この急激なふえ方だと。何か、もう少し支援の仕方を考えていただかないと、この決算を見ただけでもつらいところがあると思うんですが、見通し、そういうものの何か違う、例えば市で直に何かやるとかというようなことは、考えられないんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 短期支援のところ、やはり新しい事業所は見つからない状況ではあります。虐待で、本当に虐待になってしまった場合には、一時保護ということで、この短期支援とは別な事業として、児童相談所とかが預かるという事業があります。それと、あとは養育訪問ということで、うちのほうが家庭相談員が家庭に訪問していると

いう事業があるんですけども、その中で、訪問した中で、まだ虐待にいかないで、おうちの片づけができないとか、そういうことに対して、だんだんいろんなことが詰まって、虐待に発展してってしまうという、事前の段階を解消するために、例えば養育支援訪問の中で、うちのほうで委託費をとって、そこのお片づけとか、お母さんとかと一緒に話をしたり、御飯をつくったりする事業をするとか、医療養育支援訪問の強化のほうを、少し今のところうちのほうで予定しているところがあります。まだまだ予算化されていないものなので、今後の予算化をしていきたいというふうに思っているところです。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 まず、138ページの子ども・子育て支援総務費の中で、子ども・子育て会議費というのがあるんですけども、これの中身、これどういう、やってきたこと、つかみづらいので。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 こちらは大学の教授、それから保育園の園長先生の代表ですとか、あと保護者の代表ですとか、あとは児童福祉の事業をやっている方の代表ですとか、そういう方に集まっていたりしている会議なんですけれども、その中で保育の認可定員とかについて、うちのほうから情報を提供して、共有していただいたり、あとは、例えば虐待とかそういうことの情報を提供させていただいたりとかということで、子育て全般にかけて、いろんなご意見をいただく場というふうに考えていまして、結構熱心なご議論をいただいているということです。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 次のページのファミリーサポートセンターですね。これで、活動件数というのが出てい



るわけです。これ違うか、ファミリーサポートは違ったっけ。ごめんなさい。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 159ページの児童虐待防止対策費の中で、これ児童虐待防止ということなんですけれど、臨時職員がいるわけなんですけれど、どういう形でこれはやっているのでしょうか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 こちらは、おおむねこの事業自体、要対といって、要保護児童対策地域協議会ということで、毎月実務者会議ですとか、あと年に1回、全体の会議とかをやっております。そういう事務、虐待の対応とかに関する事務について、例えば資料をまとめるとか、通知を発送するとか、やりとりする資料の作成とかということ、主に臨時職員に任せているというところです。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 158ページの家庭相談員が6人ということ、それからその下の子育て相談センターの臨時職員が12人ということがありますけれども、当然これ、相談センターの中にあるんだと思うんですけれど、人数的にすごく大勢になるんですけれども、その、ちょっとなかなか想像が難しいんですけれども、そう大勢の人がそこで一緒になって、相談センターの中でやっているということなんでしょうか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 家庭相談員費の中の家庭相談員につきましては、西那須野支所の2階の子ども・子育て総合センターの中に配置されておまして、そこで相談を、電話相談を受けたりということなんですけれども、主にどちらかというと、その相談員さんたちは、大体支援の家庭のほうに訪問したりしていることが多いので、いつもあそこにいるという形ではなくて、相談の家庭のところ

お話に伺って、戻って記録をまとめるという所になっております。

それから、その下にあります子育て相談センターのほうの賃金なんですけれども、こちらは「いきふれ」のほうにあります、子育て相談センターのほうにおまして、こちら主に保育士ですね。保育士がサロンとしてお子さんをお預かりというか見ていたり、あとは訪問して公民館とかで、出張サロンというのがあるんですけれど、そちらに行ったりとかということをやっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それから、160ページの発達支援システムということで、これも非常勤職員がいるということで、これがどういう形で行われているのか、ちょっとお伺いしたいんですが。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 まず、発達支援システムのほうの、報償の非常勤特別職員のほうは、カウンセラーになっておまして、保育園などを回って発達の様子などを見ていただいたりとかということを主にやっています。それから、あとは読みあい活動というような形で、絵本を使ったクラス全体で支援のお子さんを育てるというような事業がありまして、そちらのほうの対応などもしていただいたりかしております。

その下にあります地域などの早期支援コーディネーターは、幼稚園と保育園を訪問して見たお子さんとかと一緒に付き添っていただいて、対応していただいたり、その後の書類をまとめていただいたりということも、やっておりますと思います。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 その次のページのところにある、発達支援システム同意者って、同意者っていうのはどういう形になっていますか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 発達支援ネットワークシステムというのをつくったんですけれども、そちらのほうは1回そこに登録していただくと、その情報が、例えば幼稚園のときにそこに同意して入っていただくと、幼稚園のときだった情報が、今度は小学校でもつながれる、小学校だった情報が、中学校でもつながれるということで、ステージが上がる。それから、社会福祉課や子育て支援課や保育課というような、横のところにもつながれるということで、そういうネットワークシステムを今もう既につくってあるんですけれども、そこに入りますよと言っていた方が、これだけの人数ということになっています。

入らない方の情報は、勝手にやりとりすることができないので、一応同意という形で、同意者とは書いてありますけれども、そういう形になっています。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 先ほどちらっとおっしゃっていた、そのネットワークが横のつながりという形で、縦のつながりって、どういうことですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 縦は、先ほど言ったように、幼稚園から小学校、中学校……。

〔「了解。結構です」と言う人あり〕

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

冒頭、ここで相馬課長より発言がございますので、お願いします。

相馬課長。

○相馬子育て支援課長 すみません、先ほど相馬委員の質問の中で、報償費、子育て相談センターの言語相談ですとかの根拠についてのご質問がありまして、決まった金額ですというふうな曖昧なお答えをいたしました。実際のところは、医者だったら、いくらという大まかなものは少しは考えはありますが、はっきり決まっているものではないので、その辺を実際の業務に照らして、課のほうで決定しているという金額になっております。失礼いたしました。

○佐藤委員長 他に質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 140ページの子育て応援券事業費の中で、子育て応援券利用実績、金額が書いてあるんですが、件数を教えていただけますか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 すみません、応援券の人数ということでしょうか。

まず、29年度でいきますと、産まれたお子さんについて903人、それから1歳、2歳までのお子さん2,032人と2,935人に配布をしている状況です。

使われた金額につきましては、29年度に配ったものについては57%ほど使われているという状況になります。こちらの応援券のほうは2年間使えるということで、前年に配ったものの中の半分をまた次の年使う。また、ことし使ったものの半分は次の年に使うというような形で、支出の金額はずれているような感じになっております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 じゃ、その利用実績の子どもを預かるサービスというのがありますね。その件数を教えてくださいませんか。

○相馬子育て支援課長 じゃ、係長のほうから説明させます。

○佐藤委員長 伊藤係長、どうぞ。

○伊藤給付係長 ご質問の子どもを預かるサービスの件数ということなんです、私どものほうでカウントしているのが、実際に預かるサービスをやっている事業者さんからの券がこちらに出てきて、それに対してのお支払いなんです。

例えば、子どもを預かるサービス利用する際に券を何枚使うかというところで、やっぱり違うところがございまして、実際の件数そのものについては把握をしていないというような状況であります。

以上であります。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、同じ方が何回も利用されているというふうなことは、その券の中では把握できないということでしょうか。

○佐藤委員長 伊藤係長。

○伊藤給付係長 同じ方が利用されているケースももちろんあると思います。ただ、券そのものにつきましても、番号を振っております、どなたに何番の券を渡したというのはわかるようにはなっています。なので、回収したすごい枚数の券はあるんですが、それを細かく分析すれば、どの方が、どのサービスに何枚使ったかというのは、把握は一応可能ではあると思っております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 昨年度の28年度に比べて、この子育て応援券利用実績の金額は、全て29年度の決算は下がっているということの一つの要因はどういうところでしょうか。お伺いします。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 まず、金額の支払いが減ったというのが、去年まではゼロ、1、2歳児とか

とあって、ゼロ歳が2万4,000円、金額が変わってきている。1万2,000円ですね、ごめんなさい。あと28年度が、ゼロ歳児が2万4,000円、1、2歳児が1万2,000円を配っていました。

すみません、じゃ、係長に。

○佐藤委員長 伊藤係長。

○伊藤給付係長 最初の相馬課長の説明にありましたが、28年度から対象児童の年齢ごとに配る券の金額、額面を変更しております。そういったところも背景には影響があるかなと思いますが、ゼロ歳児は2万4,000円、1、2歳児が1万2,000円ということで、28年度から変更になったというところで、28年度と29年度から事業の支払額ということで、支出額のほうは若干下がってきているということがあって考えております。

以上です。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 わかりました。

163ページの遺児手当費のその事業内容、すみません、教えていただけますか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 遺児手当なんですけれども、こちらがお父さん、またはお母さんが亡くなったような方に出している金額でして、1人当たりが月額3,000円の金額を支払っているというような事業になっています。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 昨年度の対象者が50人ということなんです、単純にことしも50人ということになると、単純計算でお金と同じじゃないのかなと思うんですが、なぜこのような差額が出てくるかお伺いします。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 年齢の基準がありまして、もうそこを超えますと、もう対象じゃなくなつち

やうので、事業費については、その都度変わっていくという形になります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 162ページのひとり親家庭支援費の中で、先ほど扶助費の対象者が減ったために、予算よりも少なくなったという説明だったかと思うんですが、例えば自立支援、それから高等職業訓練促進給付金という、いわゆる扶助費が減ったというのは、その対象者が減ったというのは、我々、判断するのに、扶助する人の対象者が減ったというのは、いいことだというふうに判断すればいいのか。扶助費を、しなくちゃならない人が減っているんだからいいことなんだろうという判断なのか、それとも、本当は必要なんだけれども申請されなかった人がいるという判断なのか。どちらに判断したらいいのかお伺いします。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 この扶助費に関しましては、ひとり親になった方で、新しく、例えば看護師さんになる勉強をしたいので、その間、仕事ができない。その間のお金を給付するという制度なんです。とするとうちのほうとしては、なるべく高い給料がもらえるようないい資格を取っていただいて、ひとり親の方の給料を上げる、所得水準を上げるということに力を入れたいと思っているので、なるべくこのものを使っていただいて、そういう資格を取っていただければ一番うれしいなというふうに課としては思っているところです。

ただし、受けるに当たっては、やっぱり今の仕事をちょっと中断してとかということもありますので、なかなか踏ん切りがつかない、頑張れるかなという、思いがはっきりつかないという方も中にはいらっしゃるかと、もう一つは、看護学校が保健センターの上のところにあったんです。昨年、の末まで。準看護学校。一番近いところにあっ

たので通いやすいというところがあったんですが、いろいろな事情でそこがなくなってしまったので、いつかですが、準看に関してですけれども、白河とか宇都宮とかに行くということもあったりして、今すぐに受けたいという方が見つからなかったという状況はあります。

だから、なるべく受けてもらいたい、使ってもらいたいという扶助費だという考え方です。なるべくこの扶助費を使って、資格を取ってもらって、所得を上げてもらいたいという考え方です。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 扶助費のほう、交付額が、対象者が減ったからということは、余りいいことではないという判断ですが、よろしかったですか。

○相馬子育て支援課長 はい。

○相馬委員 了解いたしました。

○佐藤委員長 ほかに。

山本委員。

○山本委員 同じページのその下の婦人相談費の一番下の補助金が30万円である理由を教えてください。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 こちらの補助金は、うちのほうで金額が、もう少し以前は少ない金額であったわけなんですけれども、ほかの市町村との基準の見直しをした中で、少し増額をしたという経過があります。

こちらの金額の実際に使われることに関しては、例えば、DVで見た方の一時保護に当たる部分、公的にやっていない部分に対応してくれる場合もありますし、その相談に乗ってくれる機関もあるということで30万を支払っている。今のところは、30万ということですが、今後、例えば補助金の見直しとかいうものを市全体で行いますので、その中では、よく検討していく考えはあります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今回の説明ですと、以前はもっと少なかったけれども、ほかの自治体に比べてふやしたということなんです、それでは、この保護団体に、那須塩原市から、お世話になっているという、ちょっと言い方が変ですが、その人まで比べてその値段を決めたのかどうか教えてください。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 人数が何人いるからということで決めたものではありません。お世話になることができる可能性があるということで見て決めたものであって、ここで対象者が何人いるかということもオープンにはされていない状況ではあります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、女性保護団体、宇都宮にある団体なんだと思うんですけども、以前から、はっきりした数字はわからないんですけども、大変、那須塩原市の人はこの団体にお世話になっているという言い方は変なんです、行っている方がいらっしゃるということを知っているんですけども、この30万円というものは、県北では全然そういうものがないので、宇都宮まで行っているということに関して、市として、本当にこの30万円ですべていかれるということに対して、適当なのか、どういうふうに思っているかどうかだけ教えてください。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 今は適当だというふうには判断して、この金額を支払っているという考えがあります。

ただ、先ほども言いましたように、ほかの市町村と比較してこの金額を算出したという経過もありますが、ほかの市町村との算出だけじゃなくて、ほかに払っている市が、ほかに払っている補助金

との比較も必要になってくるかなというふうには思っていますので、今後は、その一つ一つの補助金に関しては、再度検証していくという市の流れはありますので、こちらはしていこうかなというふうには考えています。

〔「結構です」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
相馬委員。

○相馬委員 最後になりますが、139ページの子育て支援総務費の一番上の枠の最後、償還金についてでございますが、3,500万円。平成28年度分の交付金を平成29年度に3,500万円償還しましたという記述なんです、我々から判断するのに、本来であれば、28年度に3,500万円予定されていた事業を行わなかったから、償還をするというふうには判断をするのか、社会福祉課のように、多くきているので償還しましたという判断をすればよろしいのか、理由の説明お願いできれば。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 この子ども子育て支援交付金、先ほど補正のところでもお話ししましたけれども、国と県からいただくものです。子育て支援課子ども福祉係が取りまとめておりますが、子育て支援課のもの、保育課のもの、それから健康増進課のもの、それぞれの事業を取りまとめて申請してお金をもらっているという状況になります。

実際に使った金額よりも実績が多かった場合には、後からお金をもらうことはできませんので、見込み額として申請をして、その金額を受けております。ですので、実際に実績としてそこまでいかなかった場合にはその分が戻るとい、戻るとい、償還するという形になります。

例えば、一時保育事業ですとか、児童クラブの運営費とかというのを見込んでいたけれども、そこが満たしていなかった場合にその分を返して

いくもので、仕事をやらなかったということではなくて、見込んでいた分に達しなかった分を戻しているという考え方です。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

次第にはございませんが、その他で委員の皆さんから何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (ホームスタートについて、臨床心理士について、発達支援システムについて)

○佐藤委員長 ほかに委員の方からございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、子育て支援課の皆さんからは何かございますか。

○相馬子育て支援課長 ちょっとせっかくですので、子ども・子育て相談センターの所長のほうから一言、ご挨拶を。

○佐藤委員長 どうぞ。

○菊池子ども・子育て相談センター所長 (センターの活動状況について)

○佐藤委員長 そのほか委員から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 それでは、子育て支援課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで、昼食のため休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時02分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

### ◎議案第68号の上程、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 それでは、保育課の審査に入ります。

これより予算常任委員会(第二分科会)に切りかえて審査をいたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

江連課長。

○江連保育課長 (議案第68号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

星副委員長。

○星副委員長 民間保育施設入園支援費の先ほどの補助金のほうで、ICT化というお話が出たんですけれども、ICT化の内容はどういったものなのか。保育士の業務負担軽減を図るものだと思いますけれども、どういったものなのか詳細を教えてください。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 こちらにつきましては、私立の保育園と認定こども園、地域型の保育事業所に対して補助する事業でございます。中身につきましては、保育に関する計画ですとか、先ほどもご説明したんですが、記録、園児の登降園の管理、あとは保護者との連絡に関する機能、この3つの機能を満たした1つのパッケージとなったシステムを導入するための補助金でございます。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 そうすると、今まで手書きで対応していたものを、こういったものを通したことによって、要は保育士さんたちの業務の部分では、かなりスムーズに事務にかかる時間が、負担が減るというものでよろしかったですか。要は、入力をするだけで、例えばデータ化したものを、今度要は誰が何日とか、市のほうに提出しなきゃいけない書類というのも結構保育士さんに、私立の保育園にしても認定こども園にしてもあると思うんですけれども、例えば統計をとるのに、園児が何日登園してとか、いろんなそういう細かいデータ、保育士さんたちがICTを進めたこの機械で、例えば日々の記録とか計画というのを入力したものを、今度、自動的にこれを集約して市に提出できるような形で、自動的に集計ができるようなシステムになっているんですか。ただ入力するだけで

記録は市に提出しなきゃいけない書類のほうは、また自分たちで作成をしなきゃいけないのか。どういった形になったのでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 市に提出する書類はこのシステム導入で全てできるというものではないんですが、手書きで今まで、今お話があったように作成していました指導計画とか保育日誌、こちらにつきましては、指導計画なんかは年のもの、月のもの、週のもの、日のものというようなことで、各保育施設でつくっているわけなんですけど、これを導入することによりまして、関連する項目が自動で様式に入力されるというようなものでございまして、計画の作成ですとか記録がある程度反映されて、業務負担軽減になってくるというようなものでございます。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 これは私立ということで、公立のほうの保育園には、これは適用はされないんですか。もう導入はされているんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 ICT化につきましては、今のところ公立につきましては、導入はされてございません。ただ、さっき3つほど説明したかと思うんですが、登降園の管理につきましては、もうシステムとして公立保育園にももう導入済みでございます。こちらは平成27年4月から導入が済みしております。またもう一つ、保護者の一斉メールにつきましては、市のほうで導入が済みしております。ただ、先ほど3つ説明した中の1つ、保育に関する計画記録につきましては、今のところ導入されていないというところでございます。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 それは、現場のほうではやはり、私立でも公立でもやっている内容は一緒だと思うん

ですね。子どもの記録もつくらなければならないし、計画を立てるのは一緒だと思うんですが、それが公立のほうでは計画を立てるほうのほうについていないということで、今後なんですけれども、それは入れる予定があるのかどうか、それとも公立だけは手書きでいいでしょうという考えなのか、その辺をお聞かせください。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 やはり、業務負担軽減のために、今後導入についても各園と相談しながら前向きに進めていきたいとは考えております。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 ぜひ、こういった子どもたちを見るのももちろん園のあれなんですけれども、こういった事務にかかる時間というのも本当にとるのが大変な状況にあると思いますので、それは私立の保育士さんだろうが公立の保育士さんだろうが変わらないと思うんです。なので、ぜひ公立のほうの、やっぱり園の事務処理のほうの負担軽減ということも早目に取り入れてもらえればと思いますので、よろしくをお願いします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。  
山本委員。

○山本委員 民間保育施設等育児サービスのところで、事業所の負担があるんですけれども、全ての園の分ではなかったと思うんです。先ほどの計算をすると16と2なので、18。多分、全部で二十幾つあるので、これを導入しなかった園というのは理由がわかりますか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 ICT化の。

○山本委員 いいえ、違います。保育施設、事故防止の。

○江連保育課長 事故防止のほうですね。  
希望調査をした中で、結局希望が上がったとこ

ろがこの施設ということで、今回は予算化をしたわけなんです、既に導入しているというところもあったり、あとは認可外の施設なんかは人数も少ないのでというところなのかなと。あとは導入されているのでというところがございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 少なくとも認可外の2カ所以外のところは、今回16施設が希望した以外のところは、既にもう、こういうことの柵があるので希望しなかった。つまり、どこの私立の保育園なり認定こども園も子どもたちのために事故防止の柵は全部これで、那須塩原市立も含めて全て終わったというふうに考えてよろしいんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 導入が全て終わっているかどうかの確認というか、今回も事故防止ということで、それに関する備品等というところでもございまして、市の場合にはバウンサーを買いますというようなことは内部で決定したわけなんです、市側の保育園につきましては、バウンサーのほかにも、例えば午睡チェックみたいなものとか無呼吸アラームみたいなものが一例として上がっておりまして、希望によりどれかを選んでいただくというところで手を挙げていただいたところがこの数というところがございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。



討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。



◎認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

○佐藤委員長 続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

江連課長。

○江連保育課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 143ページなんですけど、保育園の管理費、わかば保育園用地、いなむら保育園用地、三島保育園用地ということで、わかば保育園と三島

保育園の賃借料が同じなんですけど、いなむら保育園だけちょっと増額されている要因は何ですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 いなむらだけ若干変わっているところですね。29年4月1日から契約更新してございますので、その評価額を考慮して金額を設定しているところでございまして、それによる見直しの増というところでございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、ほかの保育園の用地は切りかえがなければそのまま据え置きということによろしいんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 ほかは30年3月31日までの契約期間でございましたので、変更はございません。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 続きまして、139ページのファミリーサポートセンター運営費、委託料がことは上がったということなんですけど、なぜ上がったのかを教えてくださいませんか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 29年度から5年間の委託の契約でございまして。毎年度の一応契約金額が決まっているというところで、29年度につきましては、その金額というところでございました。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、毎年度委託料の見直しがあるということによろしいんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 一応契約上は毎年度金額が、見直しが決まっております。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 同じところなんですけど、ファミリーサポートセンターで、活動件数のところでの確認なんですけど、活動件数で送迎の部分なんですけれ

ども、28年度が628件で29年度が1,062件ということでふえています。預かりが逆に606件だったのが318件と、預かりが少なくなっているんです。こういった分というのは、要はワーキングのお母さんたちがふえているからこういう結果になったのか。要は、預かりは減ったけれども、送迎だけしてほしいというのは、保育園に預ける児童数が多くなったから、ファミリーサポートセンターを利用しなくてもなったのかどうかとか、どういう傾向があるのかというのは、ここを通して分析とか、子育て人数の動向分析などは行っているんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 細かい分析までは、今のところ見直していない、わかっていないところでございます。

○星副委員長 わかりました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ちょっと、ファミリーサポートセンターの、どういうふうなシステムで受託しているのかという、ちょっとその辺のところをお聞かせいただきたい。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 サポート会員といいまして、サポートする会員と利用会員ということで、その間の利用調整がファミリーサポートセンターのアドバイザーとして、利用会員から依頼を受けまして、サポート会員をコーディネートしてやっているというような大きな流れでございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 サポートの側は何件ぐらいあるんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 会員数ではなくて。

○金子委員 サポートする側というか。サポートセ

ンターで全部預かるということじゃないでしょうか。各サポート委員が行くわけですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 サポート会員が平成29年でございますが、98人ほどおります。あと、両方会員といまして、サポートもするけれども、受けもするという方が98人のほかに31人ほどいらっしゃいます。

○金子委員 わかりました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 先ほど、ファミリーサポートセンターの運営費のところ、28年度は600万円ぐらいで、29年度が1,000万円近くということで、かなりふえているというふうに見えるんですが、さっき、星委員が、活動件数が変わっているからかと聞いたら、そこは余りわかっていないというようなお答えだったんですが、余りわかっていなくて、29年から5年間の委託契約をどうやって結んで、どういう計算をしたんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 運営業務を委託する際の設計書というものがございます。全体のファミリーサポートセンターの業務の中での職員給与費、あとは事務諸費、通信運搬費、保険料ですとか研修、交流、その他修繕、印刷製本諸経費というような項目に応じて算出しているわけなんですけど、当然、ある程度件数がふえてくれば、人件費の分も多く見なくてはならないかというところで、会員をふやして行って利用件数をふやしましょうというのが目標でございますので、それを見越した委託の設計になっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、それでは29年度から5年間委託したということですので、活動の送迎と預かりと一緒に書いてあって、28年度が幾つかと書

いてあるんですが、29年度に設計したときに、この3つの項目をどのように踏まえて、送迎は1,000件だとか、預かりは500件だとかというふうに、そうやらないとお金が出てこないと思うんです。そのところの契約したときの契約内容を教えてください。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 すみません、その当時の契約の資料が今ちょっと手元にないものですから、後ほど調べてお答えというか。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それでは、件数はいいので、そうやってこれは積算をして、つまり、29年度から5年間委託をしたのか。つまり、これだけの決算が出ているということは、28年から29年までふえているということで、ふえるだろうということで委託をしているんだと思うので、そういう計算をしているのかどうかだけ。件数はいいんです。そうやって、これはお金が出ているのかどうか教えてください。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 当然、契約する際の設計の段階で、そういったものを踏まえてふえていくというところで金額を算出しているものです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 細かいことは後で教えていただくとして、先ほどの子育て支援課の中でも委託をしている部分があったんですが、代表が同じようなところに委託をしているものがあるんです。そうすると、私も詳しいことはわからないんですけども、同じ人がやっていたら、事務的なものはダブってやれたりすると思うんですが、これは課も違うので、それぞれ設計をしていると思うんです。その辺は、いけないとかいいとかではなくて、どういふふうにその辺の、相手先が決まっているので、

大体のものが。だけれども、1つじゃなくて、2つ、3つ委託をしているときに、例えば事務費とか印刷費とか、そういうものをどうやって計算しているのかだけ教えてください。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 設計の中で、例えば事務費といいますか、印刷製本費でしたらば、しおりの作成ですとか会報等の印刷ですとか会員向けの通知みたいなもので幾らというような。また、実績に応じて若干、29年度から委託をしたときに計算を出しているというところがございます。また、研修会とか交流会なども定期的にやっているわけなんですけど、これも何回で幾らというような形でそれぞれ出しております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、これは決算ですので、結果として多くなったのでこうしたということで、それはここでいいことにしますが、すみません、どういうふうな設計をしたかだけ、後で結構ですので教えていただければ。終わります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
相馬委員。

○相馬委員 154ページ。保育園保健費の中で、保育園嘱託医報酬ということで23人分ということになります。155ページの一番上に来て、保育園嘱託医健診時送迎タクシーという、タクシー代ということで10万3,000円になっておりますが、これは嘱託医の方が保育園に行くときの移動手段は送迎するという、そういう契約になっているということなんでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 全員の嘱託医を送迎しているんじゃないかと、タクシーで送迎を希望される先生のみで計上でございます。支払いでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 希望される、されないときの判断基準は、市のほうとしてはどういう判断基準をされているのでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 タクシーを出すかどうかの希望をとっております。出してくれと言われたときに出しています。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ、囑託をする段階で、その契約はそういうふうな契約をするようになっているというところでよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 契約の中で、タクシー云々まではないと思うんですが、お願いする際に取り扱いとしてそういうふうな形になっております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 わかりました。要は、希望によって予算立てをして、タクシー代を市のほうで支払ってタクシー会社から領収書をもっているということで、10万3,960円ということになっているんだと思いますが、23人の中で何人、これは希望をされていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤委員長 本澤係長。

○本澤保育係長 タクシーを利用された実績なんですけれども、昨年度でいきますと5件のお医者さんが利用された実績になっています。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 5件のお医者さんは健診をする際は必ずタクシーで送迎するという希望なんではないでしょうか。

○佐藤委員長 本澤係長。

○本澤保育係長 基本的に、希望があればこちらで手配するような形にはなるんですけれども、こちらのお医者さんたちについては、それぞれの健診の際には実施をしているということになります。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 保育園の備品購入費の件でお尋ねしたいんですけども、それぞれの部分で備品購入費のところは書くこともさまざまで、やはり保育園で必要なものを買って備品購入に至っていると思うんです。その中で、園児用玩具とひとまとめにしているのと、あとは、玩具は玩具でも積み木とかやわらかブックとか、いろいろ詳細に書かれているところもあったりとか、それぞれにあります。

その中で、例えばシーソーとかもあったりするんですが、こういったものは保育園なので、やはり玩具って必要なものであって、もちろん子どもたちが日常使っているものだから、汚れもするし壊れもするでしょうから、必要なものを買ってあげなきゃいけない部分ではわかるんですけども、例えばここでの部分では、予算が余りそうだから、これで予算を埋めてしまおうかという考えで、ちょこっとこのやつを買ってみようかなというのはないのかどうか。本当に必要な玩具をきちんと購入できているのかどうかというところがどうなのかなと思ったので、聞きたいんですが。

計画どおり買っているのか、それとも予算が余りそうだから買っているのかどっちなのか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 今、各園とも大体、執行率が90%の後半ぐらいというところでございまして、決して今の星委員からお話があったような、余ったからというのではなくて、どちらかというと、どうかにか予算内におさめようということで苦勞しているのが現状だと思います。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 それであるならば、必要なものってやはり、園の考え方によって使う玩具とかもそれぞれ違うと思うんです。必要な、これは本当に必

要で欲しいと思っているものなんだけれども、なかなか予算がとれなくて買えないんだよねっていうところもないのかどうかというところなんです。別に、必要のないおもちゃをかちゃかちゃ買っていてもしょうがない話で、要は、そういう必要なものをきちっと保育園の先生たちから聞いて、これは必要なんだといったものの予算を立ててあげて、きちんとそこを通すようにしてあげないとという思いで質問をさせていただいた次第なんです。だから、そういうことです。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 予算計上前に各園からヒアリング等も行っていますので、どうしても必要なものだというものは、修繕等も含めて話を聞きながら予算計上をするようにしておりますので、その辺は配慮をしているつもりでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
山本委員。

○山本委員 2つあるんですが、1つは今の全体の保育園の中に、賄材料費が入っているんです。小学校とか中学校だと、1人1食幾らとって、学校は違っても、調理場が違っても同じようなお金で調理をしていると思うんですが、保育園というのは賄材料費の給食用材料のお金の使い方というのは、市全体で1食幾らと決まっているのか。あるいはさくさくとしか決まっていないのか。その辺を教えてください。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 保育園の賄い材料費でございますが、一応単価が決まっております、3歳児未満の児童につきましては一月5,140円。3歳児以上につきましては一月3,600円というところで予算計上しております。全園同じような形です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、3歳児未満が何人いて、

3歳児以上が何人いて、何カ月ずつ預かってということ掛け算していくと、それぞれの園の賄い材料費になるということでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 ただいま申しあげました単価掛ける人数掛ける12カ月というような積算になってございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 確認なんです、保育園は今も主食は持っていくことになっているんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 3歳児以上につきましては、主食は持参。なので、単価が安くなっています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 その点はわかりました。3歳児未満は丸ごと全部かかっているということですね。

次なんですけれども、142ページの臨時職員の配置費のことなんです、29年度決算で、294人で4億一千五百何万というふうに出ていて多くなっているということなんです、正職員については総務部のほうでやっているの、お金はあれなんです、138ページの職員給与費というところがほぼほぼ保育園の人の給付費になっているのかなと思うと8億ぐらいなんです、おおよそ。事務の人もいるかもしれないです。つまり、半分は臨時の職員さんの賃金ということになっているんですけれども、決算でこういう人数で計算すると、ざくっと1人140万円なんです、臨時さんの。その辺の保育園の臨時職員がそういう決算になっていることに対して、人がちゃんと足りている結果なのかどうか教えてください。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 正職員で足りない分につきましては、臨時の職員を充てているというところがございますので、例えば先ほどご説明しました調理補

助、1名ふえたというところについては、退職されて技能職の補充がなかったので、その分1年、臨時さんでというような形で増になっているところ。でも、ご説明しましたように、足りない分を補充しているというところで、全体的にはまかなっているというところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 足りない分を臨時職員でとおっしゃられたんですが、普通、足りないというときには、100人いなきゃいけなくて10人足りないとかいうのは足りないんだと思うんですが、保育園の職員は足りない分を臨時職員というよりも、初めから臨時職員と正職員が両方いるという形でこういうふうになるんじゃないのかなと思うんですが、つまり、何を言いたいかという、こういう決算の仕方というか、こういう配置の仕方、子どもたちがきちんと保育園の中で保育を受けているのかということをお聞きしたいんです。臨時さんなのに、主任、クラスを持っているというようにも聞きますので、そういうふうな考えで決算から見たときに、ちゃんと市としての保育ができていくのかということをお聞きしたい。

○佐藤委員長 相馬副主幹。

○相馬保育係副主幹 臨時職員さんの中にもいろいろな方がいまして、臨時職員になる前には幼稚園でかなりの年数経験された方などもおりますので、その辺については、先ほど臨時職員だけで担任を持っているというお話もありましたが、やはり正職員が産休などに入ってしまうと、どうしても臨時職員でクラスを持たなければならなくなりますので、その辺はやはり、臨時職員の前歴なども加味しながら、クラス担任ができるか、子どもたちのためにいい保育ができるかななどを考慮して、判断してクラス担任などはさせております。

以上です。

○山本委員 ここでやめておきます。

○佐藤委員長 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時21分

○佐藤委員長 休憩前に続き会議を開きます。

相馬委員。

○相馬委員 141ページの保育総務費の中で、報償金として保育園等芸術家派遣事業の講師の謝礼金72万円というのがありますが、この芸術家派遣事業の効果を担当課としてはどういうふうに判断しているのか。先ほど説明があったような気がしたんですが、ちょっと聞き漏らしたので、もう一度説明をお願いします。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 その効果ということでございますが、29年度につきましては、ドラムサークルファシリテーターの三原典子さん、市内にお住まいの方なんですが、その方を講師に迎えて16回ほど開催したところでございます。

ドラムサークルファシリテーター、簡単に申し上げますと、打楽器を中心にした円といいますかサークル、丸くなりまして、みんなで自由に太鼓をたたいたりというような、そういったものでございまして、やはり集団でのそういった行動への芽生えとか、あとは音楽に対する楽しんでという、音が出るとかというようなものの、音楽って楽しいものなんだというような、そういった芽生えがあるというような結果等が出ております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 それじゃ、これがきっかけで、例えば園内に鼓笛隊ができたとかって、そういう実績は

あるのでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 まだ始めたばかりでもございますし、年中、年長のお子さんが対象でございますので、今のところそういった実績はございません。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 すみません、先ほどの山本委員のところでも給食費のことがあったんですが、食材を購入するに当たって、各保育園の裁量に任せているという判断でよろしいですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 献立表につきましては、保育課に所属しています管理栄養士が園の献立をつくっておりますので、それに基づいて食材は各園で発注しているというような形でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その食材を購入するに当たって、そうすると、那須塩原市の業者さんから買っているということよろしいですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 基本は、市内の業者さん、農協さんとかも含めてでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございますか。

山本委員。

○山本委員 放課後児童クラブについてお尋ねします。

164ページから147ページまであるんですけれども、1つは、新しく公設民営のクラブが、運営がかわったこの初めての年で、決算がふえていると先ほどおっしゃったんですけれども、このようなシステムになって、ほかの児童クラブ、学童保育の全体としてお金がふえた分、2割かそのくらいふえた分の効果もあったかということについてお聞かせください。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 簡単に申し上げますと、金額がふえたということは、利用人数についてもどんどんふえていると。施設を整備しているということもございますし、そういったところで、ご両親が働いていて家庭でいられないような時間を児童クラブで過ごすというところで、お子様方の健全育成の一助となっているものと思っております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 子どものそういう健全育成は、別に今までもそういう目的で学童クラブはやっていたと思うんです。それはわかります。なんですけれども、このように一つにまとまって、多分、賃金というんでしょうかね、先生方の指導員も時間がきちんと決められて、高くなった人も低くなった人もいるんですが、同じような形で、全市内が同じような基準で学童クラブがなされるようになったんですよね。なったんだと思うんです。それに関して、ですから、いろんな面でお金も上がったんだろうと。別に子どもがふえたから上がったのではないと私は理解していたんですが、今、子どもがふえたからと言われたので、こういうシステムになったことによって決算は初めてなので、お金が大きくなったので、そのところでやっぱりよくなった部分、こういうところがよくなって、だったらお金がかかっているけどいいよねという、そういう部分を聞かせてほしいと、もう少し具体的に。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 すみませんでした。

NPO法人の「ゆめがくどう」というところに一括運営委託しているというところで、今までは、それこそ保護者の方が運営していたりとか、運営協議会的なものが運営していたりというところで、利用料金もばらばらでございました。それを利用

料金は統一できましたし、保護者の負担軽減も図られたのかなど。あとはサービスの均衡も図られますし、やはり大きなところで「ゆめがくどう」が一つにまとめていることによって、各児童クラブ均一化したサービスもできるようになってまいりましたし、支援員の融通なんかもきくようになってきているのかなと思っております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そこはわかりました。

それで、全体で公設民営と民設民営で、多分、私の計算だと1,665人というふうに、ここにある数字だとなるんですね、利用している人が。利用者は月ごとにかわるので、ざくっと1,700弱のかなというふうに思うんですが、那須塩原市においては、この利用児童数35で切っているんだと思うので、それ以上のところは2つつくったり3つつくったりいろいろしているんですが、この人数で今、いわゆる待機児童というんですか、待機の人がいなくて全部がここでもう希望者が入れているのかどうかお聞かせください。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 待機児童の数ということなんですが、平成30年、今年度の5月1日現在の数字しか、今のところ持っていないんですが、5人という待機が出ております。集計の結果ですね。

○山本委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

山本委員。

○山本委員 どこがどうということではないですが、幾つか皆さんに意見を聞きたい部分がありますので、例えば保育園に関して、こういう形の保育士はこういう形がいいのかとか、いろいろ疑問が出

てきたものについて少し皆さんで討議したい部分がありますので、委員間討議はしたいと思います。

○佐藤委員長 確認しますが、保育についてということでは主によろしいですか。

○山本委員 そうですね、主にその部分。

○佐藤委員長 ただいま山本委員より本議案について、保育の点に関して委員間討議を行いたいとの発言がありました。これより委員間討議を行うことといたします。

ここで暫時休憩といたします。

執行部の退席を求めます。

なお、再開前に再度入室していただきますので、控室になっています第三委員会室で待機をお願いいたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 3時12分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま保育園全般について広く協議をしたところでございます。お子さんの命を預かる大切な仕事をされている課ですので、引き続き全力でご尽力をいただきたいと思っております。

それでは、質疑に入ります。

質疑はまだ終わっていません。質疑終結はしていません。先ほどの疑問点について質疑してくださいと言っているんです。

それは、皆さんが先ほど聞き漏らしたやつを聞くという。

山形委員。

○山形委員 先ほども一度聞いたんですが、ファミリーサポートセンターの運営費の委託料の積算根



拠について後でいただけるということで、その辺の数字がちょっとまだ納得いかないの、その辺、出していただきたいなというふうなのでちょっと疑問がありますので、その辺、どう思いかお教えいただけますか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 細かい数字につきましては、後ほど資料を整えて提出させていただくというところでもよろしいでしょうか。そのようにしていただければ。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 後ほどというのはいつになりますか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 どういう機会にお出しするようない—すぐ整えたいとは思っておりますが、お渡しする方法というのはどうしたらいいのかなと……。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 すぐにとというのは、いつごろまでということなので、これは認定をしなくては行けないものですから、果たして最終日までに出るのか、それともあさって出るのか、それによってになるんじゃないかと思っております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 さっきの協議の中で、これについて、あさって、我々のこの委員会が開かれて、まだ時間的にも余裕があるので、あさって、委員会を開いてもらって、そしてその場でこの資料を出してもらえればいいんじゃないかという意見が先ほどこの協議会が出たんですよ。そういう形でこちらでオーケーであれば、そういう方向でいったらいいんじゃないですか。

○佐藤委員長 すみません、それにつきましては、今どのぐらいで出るかと聞いているのであって。

○金子委員 だからそれを、こっち、あさってそういうことをするからどうでしょうかというふうに

言ってやらないと、1カ月も2カ月もと言ったんじゃないんじゃないからさ。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 遅くてもあした中にはお出しできると思います。きょう、課に戻ってから準備したいと思っております。

○佐藤委員長 そうした場合、一度この審査をここで—それについて、その数値がなければ最終的な認定について判断材料がそろっていないということで、そうすると、その答えが出てから再審査をして、認定するかどうかということですか。

○相馬委員 今、認定をしているところですが、平成29年度の歳入歳出決算認定についてということで審議をしていますので、ここで可決するか否決するかということになってくるところで、まだ細かいところの内容が把握できない部分、きちんとした裏づけ、それから費用対効果、そういったところに対して裏づけがとれないところがまだ幾つかございますので、その辺のところを出していただいて、再度審査をした上で、認定するか否かを出してしたほうがよろしいんじゃないかなというふうに思います。それについては、あさってまでに出せるということですので、再度委員会を開いていただきまして審議をするという方法がいいんじゃないかなと思います。

○佐藤委員長 ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時29分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど相馬委員のほうから別日にとということでございましたが、休憩の間に資料をそろえられる

ということでありましたので、よろしくお願ひします。

それと、先ほど委員間討議のときに、もう一回、再度質疑したいということがございましたので、それにつきまして、山本委員、お願いします。

○山本委員 164ページからの放課後児童クラブの管理運営費が5,100万円ほど増になっているということについて、そのふえたことによって学童クラブそのものが、どういうところがよくなって、子どもたちのためになっているかということの説明をきちんとしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○佐藤委員長 それらも含めまして、以上2点を含めまして、今の答弁の準備をしていただければと思います。1つだけ答弁いただいても、1つが残っていても先へ進みませんので、2点まとめて答弁いただければと思いますので。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 5時02分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、先ほどの質疑に対して答弁を求めます。

課長。

○江連保育課長 ファミリーサポートセンターの運営の業務委託料、28年から29年度に376万円上がったその原因といたしますか、主なものというようなご質問だったかと思ひます。

また、2点ございまして、1点目は職員の給与費でございます。賃金とか役務、社会保険、労働災害保険等も含めた職員給与費等ですね。こちら

が29年度以前につきましては、1人、2人とは言いながら、完全に常駐2人ではなかったというのが1点と、そのときの積算単価が800円だったのが、870円に賃金の単価をアップしているというところで、29年度からは常駐2人というようなことで、ここで220万円弱ほど職員給与費が上がってございます。

もう1点でございますが、事務所の賃借料でございます。こちらは、光熱水費込みで、28年までは年間48万円ということで月4万円、かなり格安で、ご厚意によりやっていたいたるところですが、その近隣の、その何ていうんですかね、近所の家賃単価等を勘案しまして120万円ほど上げまして、光熱水費込みで168万円、月、光熱水費込みで約14万円というような金額のアップがなされたところでございます。

この2点によりまして、合計376万円のアップになったというところでございます。

それともう1点。

○佐藤委員長 それについて、もし何かあったら。山形委員。

○山形委員 そうすると、月の家賃が10万円上がったということよろしいんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 そのとおりでございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、同じ場所で10万円上がったということいいんですか。

〔「はい、そのとおりでございます」と言う人あり〕

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 同じものでもやっぱり10万円、そこはもう少し、10万上がるとはちょっと納得してないんですけれども、同じものがやっぱり10万、そこでは何か、交渉か何かはしなかったんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 それまでが、光熱水費込みで月4万ということで、破格の値段だったのかなというところもあるのかなというところで、設計の段階で、この広さで、その場所だったら、まあこのぐらいの金額が妥当でしょうというところで設計しているのかなと。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その家賃は、その月ごとに、また来年度も変わっていくという認識でよろしいんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 今後、その家賃等は変わらない予定で計算はされております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、適正なのは現在の14万円が普通だということなんです、そうすると、その前の年度に4万円だったというその理由はご説明はできるんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 先ほどもちょっと申し上げたとおり、それ以前は、ほぼほぼご厚意で光熱水費プラスアルファ程度の賃料でお借りしていたということです。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、今、月14万というふうな家賃は、その事務所の周りを見て、ほかの不動産とかその賃借料を見て、適正でよろしいんですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 はい、そのように思っています。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 面積はどのぐらいあるんですか。何坪とか何平方とか、何か出ていましたか。すみません、勉強不足で。

[発言する人あり]

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 すみません、細かい資料がないんで何平米とははっきりは申し上げられないですが、8畳2間というところかと思っております。

[発言する人あり]

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 場所は、皆さんご存じだと思うんですが、西那須野幼稚園の近く。

[発言する人あり]

○佐藤委員長 ただいまの件につきまして、皆さんのほうから何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 いわゆる家賃単価は、4万円から14万円になるときに、それがこう周りから適正であるという、その14万円が周りから見ても適正であるというそういったある程度の裏づけは何かあっていらっしゃるのでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 積算する際に、近所のそういった賃借物の単価を考慮して、参考としてということになります。はい。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 当然、課長は、その物件も中身も見ていらっしゃると思うんですけども、適正だと思われるわけですね。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 はい、思っております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 今のあれからちょっとそれるけれども、職員給与費ということで……  
だめ。

○佐藤委員長 それは、それは大丈夫です。

どうぞ金子委員。

○金子委員

常駐者1人が2人になったということですよ。それで、この辺のところ、常駐者が常時いるわ

けですよ。2人の必要性があるのかどうかという問題ね、それがちょっとどうなのかなという気がするんですけども。その辺はどうですか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 登録人数等も徐々にふえてきている状況でございまして、平成24年度につきましては、1,000人を切って946人の登録でしたが、毎年ふえていまして、現在1,747名というようなこともございますし、以前は常駐1人に、忙しいときということ、完全2人ではなかったんですが、この委託料の中で1.何人というところだったと思うんですが、それをそれではきついということで、完全に2人常駐ということで、29年度からこの625万円というような金額を設定させていただいています。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 よく以前のことを詳しくは知らないんですけども、以前は臨時というか、何人かスタッフがいて、そして常駐はどの人が、1人だったかどうかはわかんないけれども、何人かで交代でやって、半分ボランティアみたいな、私はちょっと感覚で見えていたんですけども、そういうようなやり方が可能なような気がするんですけども、その辺はどうなっているんですか。

○佐藤委員長 相馬課長。

○相馬子育て支援課長 すみません、うちのほうでもつどいの広場とかそういうのをやる中で、うちのほうで業務委託として出す場合には、やはり1人じゃなくて2人ぐらいを適正として考えて、その分の賃金を計算して積算するような形をとっているんで、特に、お子さんを直接預かるということではないかもしれないんですけども、やはり2人ぐらいが適正かなということで判断して、積算、積算しているというふうに考えております。

○佐藤委員長 この回答に対して委員の皆さんから

ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 なければ、先ほどの2つ目の答弁をよろしく願います。

江連課長。

○江連保育課長 もう一つのほうでございまして、放課後児童、結果的に言うと児童クラブですね、公立運営の児童クラブ、特定非営利活動法人ゆめがくどうに一括委託したことによる効果と申しますか、成果みたいなのは申し上げたかと思えます。こちらにつきましては、平成29年度から先ほどもご説明しましたが、ゆめがくどうに一括委託をしております。

委託をする前につきましては、西那須野地区、塩原地区については、運営委員会というもので運営をしておりました。黒磯地区につきましては、小学校ごとに組織していた保護者会に運営及び会計事務を委託しているというような状況でございました。

特に、そのような状況下の黒磯地区の保護者さんにですね、特に保護者が直接運営と会計に携わっているというところで、ご苦労をかけたというもございまして、また数年で役員等がかわるということで、なかなか運営も大変だということがございました。そのような中で、ゆめがくどうに一括委託したことによりまして、開所の時間で、利用者の負担額などが全クラブで統一というような形になりました。

また、事務局に一定、運営できることによりまして、その運営の平準化ですとか、支援員さんの質の向上ですとか均一化などが図られたことによりまして、委託によって安定した児童クラブの運営がなされているものと考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ゆめがくどうに一括で委託をしたこと

によって、各児童クラブがそれまでやっていた、いろんな煩雑な、お金だけじゃなくて事務的なものは、全部ゆめがくどうのその部分でやっていただけのようになったということが大変大きなプラス要因だと思っています。それによって、指導員さんが子どもにしっかりと向かい合うことができるということが、一番大きな要因なんだと私は思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 今、委員ご指摘のとおりでございます。当然、引き続き、市独自でも支援員さんの研修はやっておりますが、それ以外にも、ゆめがくどう独自の研修というのめかなりやっておりますし、その定期的な会議的なものもやっておりますので、そういう意味でもその職員の向上というんですかね、資質の向上につながっているものと考えております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 このゆめがくどうを1つにして、各クラブが一緒になったことで、今までの状況では多分、多少格差があったところが一緒になったと思うんですけれども、全体としてですね、それによって待遇改善のほうに進んだか、それともまあ変わらないよと、平均してあれしたよというか、もしくは後退したか、その辺のところをつかんでいられるでしょうか。

○佐藤委員長 江連課長。

○江連保育課長 支援員さんの待遇改善というところでよろしいんですかね。

○金子委員 そうだよ、うん、はい。

○江連保育課長 こちらについても、基準額は当然上がっていますし、その支援が必要な子どもたちの加配なんかもつくようになっていきますので、支援員さんの給与といいますか、待遇面でも向上していると思っております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それどのぐらい向上しているというふうに判断しているんでしょうか。

○佐藤委員長 高橋課長補佐。

○高橋課長補佐 すみません、具体的な額までは、今ここでは申し上げられないんですが、以前と比べて苦情などもかなり事務局、保育課のほうにもくる苦情なども少なくなっていますし、あと、ゆめがくどうの事務局にも苦情はきていないよというような話も聞いておりますので、全体的にいろんな面で向上されていると感じています。

○佐藤委員長 これについて質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 大変時間がかかった保育課の審査であったと思います。

それで、決算の審査であるということは、事業がどうだったかということを見ても数字で見えていく審査であるんですけども、ここの委員の人たちは、この予算を通したときにはここの委員会ではなかったし、もっと言うと、改選の前の3月に予算の審査をしております。

もちろん、この決算を審査するに当たって、そこまで私たちがその目を通すということはしなければいけないことだとは思いますが、なかなか自分が議員じゃなかった、あるいは委員会に所属していなかったものについては、詳しいものがなかなか理解をしているところではございません。そうすると、決算の審査のときに、執行側はもう予算が通っている、アップした理由もそのときには言っているよというようなことかもしれないんですけれども、私たちにとっては、その部分については、非常に何でこんなに多くなって

いるのというやはり疑問が湧くところがございますので、予算のときのものと、決算のときのものが大変違っている、予算と決算は同じだけれども、その前年度の予算枠の3割アップしているとか、倍になっているとか、あるいは契約が変わったというようなところにつきましては、少し丁寧に説明をしていただかないと、私たちのほうでやはり決算はこれでいいのか、事業が適正に行われていたのかという審査を大変しにくいものです。

ということがよくわかりましたので、執行側としては、予算のとき通っているじゃないかとおっしゃるかもしれないんですけども、少し丁寧にわかるような形で説明をいただければよかったのかなというふうに思っています、それでもきちんと最後まで説明をしていただいて、時間をかけたことによって、保育課のこの部分については賛成をして通したいと思います。

以上で、賛成の討論ということにいたします。

○佐藤委員長 ほかに討論はありませんか。

相馬委員。

○相馬委員 山本委員のおっしゃるとおりだと思いますが、まず具体的な説明の内容として、先ほどのファミリーサポートセンターの家賃が4万円から急に14万円になりました。しかも、光熱費込みです、2万円引いて、光熱費2万円と計算して引いて12万円の家賃というふうに計算した、それでも坪単価にして、坪でちょっと計算しますけれども、その坪単価で1万5,000円、その1万5,000円が果たしてその地域のほかの店舗と比べて果たして妥当なのかどうかとか、その裏づけに対する説明と、それから先ほど放課後児童クラブにつきましても、全体的にいい傾向です、これではなかなかちょっと何かイメージとしてはつかみづらいので、一定程度こういう数字であったのがこうなりました、それから、そのあともう一つ、何かの

説明をした際に、アンケートでは高評価でした、それではなかなかこう、こちらとしては判定のしようがないというところもあるんですが、こちらとしても今現状で、例えばその地域の家賃がどの程度かというのはちょっと持ち合わせておりませんので、これ以上長引かせてもというところもありまして、認定することについて賛成をしたいと思いますが、もうちょっと具体的にわかりやすい説明をお願いしまして、賛成する討論とさせていただきます。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する人なし]

○佐藤委員長 ないようですので討論を終了したいと思います、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (保育園の施設の修繕対応について、待機児童について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんからございますか。

山形委員。

○山形委員 (いなむら保育園の建設に伴う交通安

全対策について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんからございますか。

[発言する人なし]

○佐藤委員長 保育課の皆さんから何かございますか。

相馬課長。

○相馬子育て支援課長 (今後の常任委員会の対応について)

○佐藤委員長 それでは、保育課の審査を終了いたします。

これで子ども未来部の今定例会における審査は終了となりますが、子ども未来部全体として、そのほかで何かございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○佐藤委員長 それでは、以上で子ども未来部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。



#### ◎散会の宣告

○佐藤委員長 これで本日予定をしておりました審査事項は終了しました。

委員の皆さんにおかれましては、あす10時より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の福祉教育常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時38分

福祉教育常任委員会、予算常任委員会（第二分科会）  
及び決算審査特別委員会（第二分科会）

平成30年9月20日（木曜日）午前10時開会

出席委員（9名）

委員 長	佐藤 一 則	副委員 長	星 宏 子
委員	山形 紀 弘	委員	相馬 剛
委員	平山 武	委員	大野 恭 男
委員	金子 哲 也	委員	山本 はるひ
委員	中村 芳 隆		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教育部長	小 泉 聖 一	教育総務課長	平 井 克 巳
教育総務課長 補 佐	北 村 議 徳	総務係長	菊 地 直 路
給食係長	小 高 久 美	学校整備推進 室 長	加 藤 正 之
学校整備 推進室主査 (係長級)	中 山 和 成	黒磯学校給食 共同調理場長 兼業務係長	松 本 仁 志
共英学校給食 共同調理場長 兼業務係長	佐 藤 和 穂	西那須野 学校給食 共同調理場長 兼業務係長	小 林 一 恵
学校教育課 参事兼 学校教育課長	小 泉 秀 夫	学校教育課 副参事兼英語 教育推進室長	山 本 幸 子
学校教育課長 補佐兼学校支 援教職員係長	渋 井 尚 子	学校指導係長	相 樂 尚 志
児童生徒 サポート センター所長 (任期付)	薄 井 拓	児童生徒サポ ートセンター 児童生徒係長	大 森 美 香
生涯学習課長 兼青少年一 所 長	室 井 勉	生涯学習 課長補佐兼 文化振興係長	小 池 久 史



生涯学習課 主幹 (任期付)	吉 村 敏 昭	生涯学習係長	吉 田 和 則
文化振興係 主査 (係長級)	石 川 敦 史	青少年係長	田 中 望
那須野が原 博物館長	松 本 裕 之	黒磯公民館長	広 瀬 範 道
スポーツ振興 課長	織 田 康	スポーツ振興 課長補佐兼 管理係長	岡 孝 子
スポーツ振興 係長	東 泉 秀 幸	国体準備室長	佐 原 勝 美
国体準備室 主査 (係長級)	大 島 彰		

出席議会議務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

[教育部]

・教育部長挨拶

[学校教育課]

決算審査特別委員会（第二分科会）

・認定第 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[教育総務課]

決算審査特別委員会（第二分科会）

・認定第 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[生涯学習課]

予算常任委員会（第二分科会）

・議案第 6 8 号 平成 3 0 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 3 号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

・認定第 1 号 平成 2 9 年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[スポーツ振興課]

福祉教育常任委員会

・議案第 8 7 号 契約の締結について

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

決算審査特別委員会（第二分科会）

- ・認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 散 会

開会 午前10時00分

### ◎開議の宣告

○佐藤委員長 皆さん、おはようございます。散会前に引き続き会議を始めます。

これより教育部の審査を始めます。

審査に先立ちまして、小泉教育部長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

教育部長。

○小泉教育部長 (挨拶。)

○佐藤委員長 ありがとうございます。



### ◎学校教育課の審査

○佐藤委員長 それでは、学校教育課の審査に入ります。

これより決算審査特別委員会(第二分科会)へ切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。



### ◎認定第1号の説明、質疑、討論、

#### 採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いをいたします。

小泉課長。

○小泉学校教育課長 (認定第1号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

大野委員。

○大野委員 すみません、314ページ、小学校市採

用教師配置費なんですけれども、ご説明いただいて、減額の理由で常勤の学習支援教師が10名のところがゼロになったということで、同じく中学校のほうもここでゼロにして、何というんですか、さほど影響なく学校運営というか、生徒たちに影響なく授業できたんでしょうか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 小学校は確かにゼロなんですけれども、中学校は11から9ということで2名の減しております。この常勤の者が市採用教師として学校にいるということの意味は何かと考えたときに、もちろん非常勤の方々も役に立っているんですけれども、非常勤の人たちというのは出勤時刻がほかの教師よりもちょっと遅いです。それから帰る時間は早いです、5時間45分の勤務になりますので。そうすると、本採用の先生方とか学級担任等々と連携をとるための相談をとる時間がやはり短くなってしまいうるか、ほとんどとれないこともあり得るわけですね。ですから、本来でしたら常勤の者がいたほうが、学校としては非常にありがたいというのは事実です。

ですから、小学校がゼロになったということに関しては、各小学校ともに、それまでに比べたら当然苦しい状況が起きていると。中学校も2名減ったことによって苦しい状況は起きております。

その分、若干でありますけれども、非常勤の5時間45分のほうをふやすことができているんですけれども、やはり常勤の者がそれだけ多いほうか学校にとっては助かるかなと。特に配慮を要する児童生徒に関する指導に関しては、全職員が共通理解を持って指導に当たらなければならないという状況がありますので、それだけ長い時間、学校にいて、教員とのやりとりができるということのほうありがたいなど。ですから、支障がないとは言えませんが、我々としては与えられ

た範囲で頑張るしかないという状況ではあります。  
以上です。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 強いて言えば予算がとれなくて、このところの予算が削られてしまって配置できなかったというふうに理解してよろしいですか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 どのようにお答えしたらいいか、ちょっと。今後は何とか中学校の常勤については維持できるように頑張りたいなと思っております。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 ぜひ、頑張って維持してください。

○小泉学校教育課長 ありがとうございます。

〔「関連で」と言う人あり〕

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今のところなんですけれども、予算は入っていたと思うんですね。今、お金の問題で常勤を減らさざるを得なかったみたいな説明だったんですが、予算上は前年度より多くの予算が入っているにもかかわらず、ここで900ぐらい現実としては減っているんですね。予算はもっとあるのにとところで、私は今の説明だと、なぜ常勤がいなくなったのかは、違う理由があるのかなと思ったんですが、例えば応募がなかったとか、そういうことではないんですか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 常勤につきましては、常勤も、ほかの非常勤もそうですけれども、年度当初から配置しますので、その段階では、ぎりぎりではありますけれども、何とか人は確保できるという状況にあるんですが、途中から入れようと思ったときには、苦しい状況が、人がいないと。今は県費のほうの臨時採用も不足している状況があります。これは栃木県だけじゃなくて全国的な傾向ではあ

りますけれども、それに伴って市採用も確保が難しいという状況はあります。ですから、常勤が減ったこと理由は、そこではないかなと思うんですけれども。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、ちょっと頭の回転が悪いのか、理解がすごくしにくいんですけれども、予算上は1億4,948万円、多分29年度の小学校市採用教師の配置の予算は1億4,948万8,000円かな、3,000円か、そういうふうに入っていて、賃金として1億4,886万8,000円入っているんですね。今年度この決算で1億3,698万3,189円ということは、予算よりも少なくなっているんですね。確かに途中から、もし学校で人が足りないのであれば、常勤が例えばとれなくても、じゃ、5時間45分の人をふやすことで、少しでも、それは長い人が1人いるのと、短い人が2人いるのが、どっちがいいかわからないんですが、そのような形で子どもたちのためには、そういうふうにとることはできるんじゃないかと私としては考えるんですが、でも、ここでとれなかったということは、つまり募集しても人が来なかったんだろうとしか考えられないんですが、そうではないんですか、それだけではないんですか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 常勤に関しては、何とか確保できる、年度当初は当てはあるんですけれども、常勤も非常勤も含めて、年度途中からはなかなか難しい状況であり、そのときには確かに募集をかけても応募者がいなくて、人がつけられないという状況はあります。

なぜ、年度途中からというのが出てくるかというと、年度当初は落ちついていたけれども、年度途中から非常に苦しい状況ができるという学級が出てくるんですね。そういうときのために、多少、

手持ちは持っておきたいという状況もあります。苦しい学校が出たときに、じゃ、そこに配置しようということになるんですけども、そのときにタイムリーに配置できないという場合も時にはあるということにはなっております。

ですから、確かに募集をかけても応募者がいなくてつけられなかったことがあることは事実であります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 中学校はさておき、小学校が常勤を10人と、多分ほかに26だったと思うんですね、その前年度28年度は。それが10人が今ゼロになったとおっしゃいましたよね、常勤がゼロになったところとはよく理解できなくて、一人も常勤で勤めたい人はいなくなっちゃったんですか、突然。そこら辺のところがよくわからない。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 これは常勤に関しては、予算上、ゼロにされてしまったので、常勤については小学校は採用できなかったということになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、学校教育課としては、常勤をとりたいという希望を出したのに、市当局が必要ないといって常勤の予算を、この中に入れず、非常勤で賄いなさいと言った結果なんですね。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 ざっくりと言えば、そんな感じかなということですよ。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 まず、そうしますと299ページから300ページにかけてなんですけど、学校指導総務費、40事業の401事業で、報酬のところ、スクールソーシャルワーカー報酬2名というふうになっております。そして300ページの今度は報償費のほう

に、スクールソーシャルワーカー指導謝礼というふうになっていますが、この違いをご説明いただきたいと思っております。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 これは、まず最初のスクールソーシャルワーカー報酬2人というのは、現在、学校教育課に3名おりますけれども、昨年度29年度は2名おりました。その2名に対する報酬となっております。

それから、スクールソーシャルワーカー指導謝礼というのは、実はスクールソーシャルワーカーの指導をしてくれる人がいるんですね、スーパーバイザーという人がおまして、その人に対する謝礼となっております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 了解しました。

続きまして、304ページの宿泊体験館管理運営事業費の前年度に比べて450万減になったのは、教育指導員の配置がえということだったんですが、ということは、この宿泊体験館には指導員が2名減ったということなのか、減ったという理解でよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 そのとおりであります。ただ、その2人がサポートセンター、あすなろとふれあいのほうですね、適応指導教室、そちらのほうの職員だったことによりまして、そことメープルとの連携がうまくいくようになったということもあります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 了解しました。

314ページの小学校教育推進費の中の委託料についてですが、まず学級満足度アンケート実施というのがございますが、委託料のところですね、これは毎年行われているものなんでしょうか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 これは毎年行われております。ハイパーQ Uと言われているものでありまして、21年度からこの事業は行っております。不登校対策等を考えたときに、これによって学級がよりよくなるためということで効果が上がっております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 よりよくなるための効果が上がっているということでございますが、具体的にどういう効果が上がるのか、ご説明いただければと思います。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 これは年に2回行っているんですけども、年度当初と、それから後半と2回行っております。まず1回目に行ったときに、自分の学級がどんな状態であるかというのが担任がわかるわけですね。例えば、この子は学級に満足していない、疎外感を感じているとか、それから悩みを抱えているとか、それからこの子は満足しているとか、そういったいろんな状況の子たちの様子がわかりますので、担任は、それをもとに、じゃ、今後どのように学級経営をしていったらいいかということを考えることができます。計画を立てるわけですね。それに沿って頑張った結果、2回目の判定でどうなったかが自分でもわかります。当然、校長、教頭も、自分の学校の全ての学級の状況が、どのような状況にあるかというのがわかりますので、それで見ることができます。

あとは、この中で実はいろんな質問があるんですけども、もしかすると、この子は不登校傾向があるんじゃないかというのが見える質問もあるんですね。ですから、そういったところから予兆を感じ取りまして、その後の対策に生かしているということもあります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 もう一点、その上にある標準学力検査実施業務、これも毎年行われているものなんでしょうか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 これも毎年行っておりまして、その学年の学習内容がどの程度身についているかということ把握するためのものとなっております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 この事業によって毎年行われている成果というのは、どういうふうに判断されているんでしょうか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 今、学力テストといいますと、全国学力・学習状況調査、それから、とちぎっ子学習状況調査とありますけれども、これは4月に行われるんですね。それに対してこの標準学力検査につきましては年度末に行われますので、それによって、さらにどういう手だてを講じたらいいかということもわかりますし、それから担任、それから教科担任、中学校の場合には教科ごとですから、自分の指導がどうであったかを振り返ることもできる。さらに、自分の学校の児童生徒の弱点を把握することもできる。全国学調のために指導するわけではないんですけども、当然、弱点を補強することによって、そういった全国テスト等にも生かすことはできているということでもあります。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 同じところなんですが、学校評議員なんですが、28年度のほうは116人だったのが、29年度は95人になっている、その理由をお聞かせください。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 これにつきましては、実はい

ろいろな理由があるんですけれども、例えば高林小学校は8人から4人に減っているんですね。統廃合とかの影響とかもあると思うんです。幾つかの学校が一緒になったところは、もとの学校の人数をそのまま足したりした形ということもあり得るので、それが通常の四、五名という形になったのか、そんな学校もありますし、あとはそうですね、学校によって、いろんな考え方がありますので、多少微調整によりましてということもあるのかなと。

あとは、実はこの学校評議員につきましては、報酬を払うに当たって、評議員の中には市の職員も実は結構入っているんですね。市の職員さんには、この学校評議員の報酬は支払えない状況がありますので、それによっても、この支払った人数が違ってきてしまうということがあるということが大きいかと思います。

○星副委員長 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 すみません、317ページ、小学校就学援助費、新入学準備金114名、中学校の同じような新入学準備金83名、入学前に援助金ということだけでいただけるということになっていますが、それによってどのような効果があったかお伺いします。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 効果ということ、どの程度あったのかということは、なかなか難しいところではありますけれども、実際にそれに応募してきたというか、その人たちが非常に多かったのは事実です。

それから、小学校1年生の準要保護の数が、それまでと比べてふえたんですね。ということは、ある意味、準要保護制度というものの周知につながったのかなと、そういうことも考えられますけ

れども、当然、やはり明らかに入学前にもらった人たちのほうが多かったので、これは当然、ありがたかったということになっているのかなというふうに考えてはおります。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その辺は、ちゃんと適正に、それは使われたかどうかは検証とか、そういったものはされていますか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 そこはなかなか検証の仕方が難しいところで、そう信じるしかないかというところで、すみません。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 続きまして、302ページのスクールバス運行費、平成28年度では、委託料の中に東原小学校のスクールバス運行業務と大原間スクールバスの運行業務の2つが委託料として掲載されています。今回29年度に2つのスクールバスが、ここへ委託料ということで出てきました。それによって、スクールバスを運行するに当たっての定義というか、決まりがあったら教えていただけますか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 申しわけありません。これは総務課です。

○山形委員 そうだ、申しわけないです。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 325ページ、中学校遠距離通学支援費というところなんです、先ほど6km以上ということで41名の生徒が対象になっていますということなんです、これは中学校の場合、学区があって、学区外から通っている子どももいらっしゃると思うんですが、そういうお子さんも対象になっているというふうなことなんでしょうか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 もちろんそうですけれども、

学区内であっても遠い子たちがおりまして、例えば日新中学校の寺子地区から通っている子なんかは当然8 kmとかの距離になりますので、これに該当してきていると、そんな子たちも、それから高林中学区も多いですね、そんな形になっております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 それについては、スクールバスを運行していて学校に通っていると思うんですが、それ以外の部分の、これはそうすると支援費という部分、どういう部分の支援費というふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 今申し上げた子たちは自転車で通っている子たちなんですけれども、中には公共交通機関を利用している者、それからスクールバスを利用している者も対象者の中におります。スクールバスを利用している場合には、自宅からスクールバスの乗降場所までの距離が小学生の場合4 km以上、それから中学生の場合には6 km以上ある場合には支給しているという形の状況にあります。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 300ページから301ページにかけての職員システム管理費のことなんですけど、多分、去年の決算のときに、27年度にこれをセキュリティをアップするために全部入れかえてというご答弁、お金が余ったというふうに説明があったんですけども、まず委託料の中の、委託料は去年とことしも変わってないんですけども、新しく入ったものがあるんですね。5番目のところに、児童生徒系ネットワーク保守業務という、結構なお金が入っているんですけども、これはどういうことを委託をしているのでしょうか。

○佐藤委員長 係長。

○相楽学校指導係長 こちらは児童生徒系ネットワーク保守業務というのは、学校ネットワークは先生が使うほうのネットワークと、子どもたちがパソコン教室のほうで使うようなネットワークがあるわけなんですけれども、今まで子どもたちが使うネットワークのほうの運用方式というのは契約上なかったわけなんですけれども、それをきちんとした形で契約をするということで、今までICT支援員の業務の中でやっていただいていた部分があるんですけども、本来の役割と違うということもありますので、明確に分けて、今回ここで別契約として出てきたところになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、この委託料の4,929万何かがしというお金の、その下に8つぐらい書いてあるんですけど、これは委託は一括じゃなくて、1つ1つ、みんな違うところに委託をしているということなんですか。

○佐藤委員長 相楽係長。

○相楽学校指導係長 結果としては同じというところもありますけれども、契約としては別ということになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは例えばICTの支援業務などは毎年、ネットワークシステムの保守管理とか、毎年毎年出てくるんですけど、これは1年1年でそれぞれに契約をして、ここにまとめて委託料として出てきているという決算の仕方になるんですか。

○佐藤委員長 相楽係長。

○相楽学校指導係長 基本的には5年の長期継続契約をしているものが多いです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これはネットワークに関しては、とてもお金がかかっているものなんですけど、これは適



正だというふうに考えていますか。

○佐藤委員長 相楽係長。

○相楽学校指導係長 適正だというふうに考えてお  
りまして、こういったICT関係の契約をする前、  
予算をとるときもそうなんですけれども、外部の  
人に中身を精査してもらうという作業がシティブ  
ロモーション課のほうで、情報管理のほうでやっ  
ている部分があるんですけれども、そこで見ても  
らっているということと、あと、入札でやって  
いるので、そういったところは担保されていると  
いうふうに考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 その委託料と、その下にある賃借料、  
機器のほうのお話なんですけど、多分これは関連し  
ているものだと思うんですね。機器は機器、委託  
のシステム業務は業務と分けて分けているもので  
はないと思うんですけど、この関連を教えてください。

○佐藤委員長 相楽係長。

○相楽学校指導係長 基本的にシステムなり物を入  
れるときには、その物を買うという購入という契  
約と、それからそれについて保守をするという部  
分があるわけなんですけれども、一括で入札をす  
るんですけれども、契約としては分けて、購入の  
ほうがリース契約になるものですから、この購入  
業者と直接契約ではないものですから、契約者は  
分けて進めているところです。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、その機器を決める、多分  
1つ機器が決まれば、関連して、これもこれもと、  
例えばプリンターはこっちで、何とかはこっちで  
となると思うんですけど、そのつまり賃借料は先に  
入札で決まって、その後、保守の分の委託が決ま  
るんですか。

○佐藤委員長 相楽係長。

○相楽学校指導係長 契約というか、入札の際には、  
導入の費用と保守の費用も合わせて入札をしてい  
ます。そうでないと、安く機器は入れるけれども、  
保守のほうで高く取るというふうな要はぼられる  
ということが起こり得るので、それは最初からそ  
うならないように、合計の額でということを入札  
をしていただいております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 なぜ聞いたかという、シティブロモ  
ーションのほうで、ここら辺のところ、非常に問  
題になっていて、最初にとでも安く取って、結果、  
5年とか、ずっと高どまりになっていくというこ  
とがあるので、その契約の仕方を今後考えていく  
んだというふうに聞いておりましたので、教育の  
ほうはどうなのかなというふうにお聞きしたんで  
すが、シティブロモーションのほうと連携をとっ  
てやっているということですので、来年度以降ど  
うなるか、ちょっと見守りたいとは思っています。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 302ページの外国語教育推進事業と、  
それから外国語指導助手配置事業、これは組み替  
えになって委託になったということで、そして予  
算というか、決算減になったというふうに聞いた  
ような気がしたんですけども、そういうふうな  
をおっしゃらなかったかな、そういうふうに聞い  
たような気がしたので。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 組み替えによるというところ  
がありますので。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それだけで、組み替えしたというだけ  
ですね、要は。それは何か組み替えにした理由と  
いうか、そういうのはあるんですか。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 28年度の場合には、市で直接雇用していた者と、それから委託していた者とありましたので、それぞれ違う事業で出したんだと思うんですけども、今回の場合には、全て委託になったので、それで組み替えに。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それから、325ページの中学生海外交流事業で、派遣したのと、それから受け入れしたのとで、その費用はどういうふうになっているか伺います。

○佐藤委員長 山本室長。

○山本英語教育推進室長 すみません、費用というのは受け入れと派遣の両方の業務に係るそれぞれの内訳というか、という形でよろしいでしょうか。

海外派遣、平成29年度につきましては、受け入れに関しましては89万2,636円、ホームステイの受け入れのほうにかかっております。海外派遣のほうにつきましては、総計で1,140万9,572円というふうにかかっておりますが、実は交付金のほうで1,070万円、公費で負担していただいておりますが、また参加者個人負担金というものがございまして、中学生1人当たり10万円ずつ徴収しておりますので、その合計額を足した上での合計となっておりますので、ご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。

○金子委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 324ページの中学校学習活動支援費、マイチャレンジですね、ことし、マイチャレンジに参加された方の人数を教えてください。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 ことしでよろしいですね。今年度。

○山形委員 29年度ですね。

○小泉学校教育課長 29年度、中学校2年生、原則全員でありますので、正確に何人というのは手元にはないですけども、大体、本市の場合に、小学校から中学校まで1学年1,000名弱ということになっておりますから、それぐらいの人数かと思います。

○佐藤委員長 星副委員長。

○星副委員長 すみません、同じところなんですけど、この学校別配当予算の内訳のところ、報酬金といろいろ細かい項目があるんですけども、この報酬金は、ある学校とない学校があるのはどうしてでしょうか。報酬金が何か内容を教えてください。

○佐藤委員長 小泉課長。

○小泉学校教育課長 学校によりましては、マイチャレンジに参加する前に、働くことの意義とか、そういったことについて講師を呼んでその話を聞いてからというほうが効果的であろうと考える学校もありますので、その学校では、こういう費用が必要になってくるということだと思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

山本委員。

○山本委員 先ほど市採用教師の話を聞かせていただいたんですけども、学校、子どもたちにとって、本来の教員以外に加配している部分というのは、とても大切だと思うし必要な部分だと思いますので、この点について少し討議したいと思います。

○佐藤委員長 ただいま山本委員より、本議案について委員間討議を行いたいとの発言がありましたので、これより委員間討議を行うことといたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの討論の中身につきましては、小学校採用教員配置についてでございました。

それではほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 質疑がないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 学校教育課についての決算については賛成をしたいと思いますけれども、一言申し添えたいことがあります。先ほど小学校と中学校の市採用教師につきましては、常勤の方がいらしたほうが教育効果としてはいいけれども、そういうことがかなわなくて、ことしの決算になったというご説明でした。それはもう済んだことですし、その中で一生懸命教育をされてきたということは認めるんですが、ぜひ、今後、来年度に当たりましては、財政当局がどうであれ、やはり学校教育課としては市採用教員を必要なだけ、常勤の方を採用したいんだということをぜひ頑張っていたくということで、この決算には賛成をいたします。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議はないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

星副委員長。

○星副委員長 (ハイパーQ Uの活用状況について)

○佐藤委員長 そのほか委員の皆さんから何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 (学校のスポーツ活動支援費の補助基準等について)

○佐藤委員長 そのほか皆さんのほうから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 学校教育課の皆さんから何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、学校教育課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

10分間の休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時28分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎教育総務課の審査

○佐藤委員長 それでは、教育総務課の審査に入ります。

これより決算審査特別委員会（第二分科会）に切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

—————◇—————

#### ◎認定第1号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○佐藤委員長 それでは、認定1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

平井課長。

○平井教育総務課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

なお、午後1時開始といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 ページが何ページというふうにはないんですが、学校総務課の予算の中に各種負担金があるんですね。負担金の額一つ一つは余り大きくはないんですが、いろいろな団体なり、いろいろな会に出しているんですが、その出す根拠を教えてください。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 ご質問いただきました負担金の関係なんですが、ちょっと例を挙げて言いますと、例えば1つとして、大田原東高定時制教育振興会というところへの負担金もございます。これは当市のみならず那須地区の3市町が顧問という形で構成メンバーに入っておりまして、こういったところから経費の負担を3市町で担っているというところがございます。

それと、そのほか……

○山本委員 結構あるんですか。

○平井教育総務課長 校長会、教頭会というところも負担はしているところがあるんですが、これについては教育振興的な組織ということで、負担をしているところがございます。

今、委員のほうからお話いただいているのは団体への負担金という形ですか。

○山本委員 例えば小学校費にも中学校費にも、小さいんですけども、防火管理者協会と書いてあって、これ2万2,000円、2万2,000円と出していたりするんですね。そういうものの、何となくですよ、学校という、小中ということからすると、何か同じところにそれぞれ出す理由とか、そういう決まりがあるのか。あるいは、那須塩原市で出している講習会とか何とか組合とかに出しているものは、じゃ、県北の矢板とか大田原市も同じように出しているのかとか。何か県内で、ここは出しましようというような何か決め事があった

りするのか、あるいは市単独、あるいはもっと言うと教育委員会ですと出しているから出しているものなのか、その辺の根拠があれば教えていただきたかったんです。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 まず防火管理協会とかそういったところですが、施設に法的にそういった管理者を置かなければならないというような形がございまして。こちらのほう、防火管理協会ですと、事務局が消防になっているところなんです、こういった該当施設の集まりで、その協会のほうに入るような形になっておりますので、大田原とか那須町が全てが入っているかどうかというのはちょっと確認がとれてはおりませんが、基本的にはそういう対象施設があるがゆえにそういう協会に入っている。その協会に入っているがゆえに負担金と申しますか、そういったものを負担しているところはございます。

そのほか講習会の負担金につきましては、やはり法的に義務づけられている資格と申しますか、その施設でそういった管理者を置かなければならないというような規定がございまして、それに基づいて、異動等があったときに、欠員が生じた学校等については講習を受けて、その資格認定を受けるというような形はとっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、基本的には毎年これは要るか要らないかについてですね、毎年これについては出す、これについてはもう必要ないから出さないということの結果としての負担金ということと理解してよろしいんですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 この資格に関するところは、先ほど申し上げたとおり資格者がいないというところがありますので、人事異動を見据えた上で

必要な対応をしているということでございます。

○山本委員 わかりました。

○佐藤委員長 他に質疑はございませんか。  
山形委員。

○山形委員 315ページと323ページ、両方になるんですが、小学校の教材整備費ということで、図書購入費、小学校が795万7,260円、中学校が593万3,679円、これ何冊ぐらい購入して、購入するに当たって学校から要望とかで買っているのか、その辺を教えてください。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 ご質問のありました図書購入費ですが、前年度と比較して今年度大幅に下がっているというような実情はございます。まずその理由を申し上げますと、国のほうでは平成34年度までに国が示しております公立小中学校図書館にそろえるべき本の目標冊数というのがございまして、実はその目標に達成していると。計画的な整備の中で、本市においては計画を進めていて、そちらのほうに近づいてきているというところから、大幅な費用の減になっています。

購入につきましては、各学校への配当予算等をさせていただいて、学校で必要と認める図書の購入の促進を図っていただいているものですから、昨年度購入した実績というものをちょっと今手元に資料がないところなんです、形としては、額が減ったのはそういうところから。また、そちらについては、国のほうでも交付税措置という部分も、補助金じゃなくてまた別にはございますけれども、現状は金額が減ったというのは、その目標とする冊数に近づいてきている。また、購入に関しては配当予算の中で、学校に一任しているといえますか、おのおのの学校が必要とすべき図書の購入を図っているというところでございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、目標冊数というのは、その小中学校の人数とかそういったものの割合で冊数が出てくるということによろしいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○菊地総務係長 一応、国のほうで学校図書館の図書標準ということで、学級数ですとかそういったものに一定の、この学級数であれば、この冊数という、掛けたという、図書標準という数がございます、それぞれの学校の学級数に対して、その国のほうで決められた定数の冊数を掛けたもので、あとは特別支援の学級とか、いろんな細かい計算はあるんですが、それに基づいて各学校ごとに必要とすべき冊数というのを定めて、それに合わせて各学校において整備を進めているというような状況になっています。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 具体的な数字がわからないのであれば、例えば黒磯小学校ぐらいたったら何冊ぐらいが目標冊数というのは、そういうのは一目でわかるような数字が出ているんですか。

○佐藤委員長 菊地係長。

○菊地総務係長 例えばなんですが、黒磯小学校の場合、学校図書標準で定めた冊数というのは7,000冊で、これちょっと28年度に全国的に学校図書館の整備状況の調査がありまして、その結果をもとになるので、ちょっと前の数字にはなるんですが、27年度末時点のところで、黒磯小学校の場合は図書標準で計算したのが7,000冊に対して、黒磯小学校の場合には実際は8,046というようなところ。黒磯小学校については充足している、満たしているというようなどころにはなるんですが。それぞれの学校ごとに、やはり数が決められておりまして、まだ達していない学校もありますし、達しているような学校それぞれございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、クラスとか児童数が多いところはおのずと冊数が多いということで、これは例えば多いところはよろしいんですが、小さい小学校なんかになると、その図書の内容がちょっと薄くなって、公平感が保てなくなるんじゃないのかなというふうな懸念が生ずると思うんですが、その辺は何か対応しているんですか。

○佐藤委員長 菊地係長。

○菊地総務係長 各小中学校ごとに図書支援員が配置になっておりますので、例えばその図書支援員の方々、それからうちの学校の先生方、そういったところで協議しながらそれぞれの子どもの発達に合わせたというか、その学年に合わせた図書というのは、予算にもよりますし、まず現在の蔵書数というのにもよるんですが、そういった中で必要なものを精査して整備はしているものと考えています。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 今のご質問、つけ足しということで申しわけないんですが、あとは学校にないものについては、図書館等ですね、学校で借りるという形もとってはおります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 半分ぐらいの予算になってしまっているので、私も何でかなと思ってはいたんですけども、今、先ほど係長の説明の中で、学校の図書を選ぶに当たっては、学校の先生と図書支援員と一緒にみたいなお話だったんですが、じゃ、図書支援員というのはきちんと本を選べるだけの資格を持った人なんですか、教えてください。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 今ご質問の図書支援員関係なんですが、すみません、そちらですね、学校教育課の関係で、その資格というものが私ども確認していなくて申しわけないんですが。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 資格要件ないんですね、これ。私が言っているいいことなのか、ないと思うのね。ですから、そんな高い値段じゃないんですけども。確かに図書支援、多分、学校を出ていればいいぐらい、高卒か何かでいいということになって、学校の先生の資格を持っているわけではないし、司書の資格をもちろん持っている方という前提はないんですけどもね。ですので、本を選ぶということとはとても大切なところですので、ぜひ学校の先生の資格を持った方がやってほしいと思いますし、冊数をたくさんあっても、やはり除籍をしなければいけないものがまだ残っています、学校の図書館には。そんなところもしっかりと手当てしていただいて、本当の意味で図書が子どもたちのためになるような決算であったり、予算であってほしいというふうに思っていますので、少し気をかけてもらったらいいかなと思います。

以上です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 318ページの中学校管理運営費、下から、黒磯中学校敷地測量業務と書いてあります。この内容を教えていただけますか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 こちら黒磯中学校敷地測量業務の内容でございますが、今年度建築しております黒磯中学校体育館、これの建築に当たりまして、確認申請等の図面ですね、位置関係、これを明らかにするのに赤道等があったものですから、そういったところも含めて測量をして、図面のほうをつくりかえたといいますか、正確なものにしたというところでございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、322ページでも中学校体

育館改修事業費の中にも測量というふうに書いてあるんですが、これダブって測量しているというわけではなく、そちらの測量ということによろしいですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 ちょっと先ほどの回答が不足などありました、直接的な建設の場所の部分は、今、山形委員ご質問のところの測量になります。隣接しているところの赤道の処理の関係といたしますか、そういった部分がきちんと整理できていなかったもんですから、そちらのところも前段の質問の内容となっております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 ちょっと違くなっちゃうんですが、各小中学校はもう全て測量しているということによろしいんですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 実測に関しましては、基本的には建築、また、購入とかというときには必ず測量は入れておりますが、古い学校の敷地になりますと、現状制度での測量というものは大体ないものもあろうかと思っております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 まずは298ページの学校管理総務費の中で旧金沢小学校プール監視員勤務ということで、これ1名分ということになっておりますが、実際にプールの使用状況と、それから1名で十分足りたのかどうかというところをご説明いただければと思います。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 まずプールの使用状況ですが、すみません、夏場の夜間開放という形になっておりますけれども、延べ177名の利用がございました。こちらは7月下旬から8月お盆明けぐらいま

での期間で曜日を決めた形で週3日ほど実施しておりますが、延べで177名。

監視員の関係なんですが、予算措置上は2名としておりますが、募集の関係で1名しかおりませんでした。地域の方になっていただいた形の中で、利用者も地域の方が多くいますから、そういった利用者の協力も得た中で1名という体制で実施はしておりますが、今年度、昨年度の話ではなくて今年度の話になりますけれども、今年度につきましては改善という形で、やはり臨時の職員1名しか確保できなかったものですから、市の職員が1名出て、2名体制で今年度からは実施しております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 それから、同じ場所で委託料ということで、その管理運営について委託をしておりますが、このプールの管理業務を委託するというのは、どういう部分をどういうところに委託するのかご説明いただければ。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 こちらプールの管理委託というのが、実際プールを使うに当たってという形になります。プールを使うというのが、水の循環をしたり、機械を回したりしてございます。そちらをプール開設時に業者に委託して対応してもらっているというようなところでして、実際の委託業者としましては、那須環境技術センターのほうに委託をし、実施しております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 これ夜間、先ほど夏場の夜間というふうなことでありましたが、あくまでも小学生、中学生等ではなくて、地域の例えば大人の方も一緒にプールを利用するという、そういうことだったということよろしいでしょうか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 プールの利用につきましては一般開放ということで、夜間使える方については、お子様のみならず大人も使えます。また、通常ですと箒根地区の学校、こちらが学校体育授業においてプールとして使っております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、188ページの9011事業、放射能対策事業というところで、丸ごと検査というふうになっていまして、これが放射能対策事業というものになっておりますが、すみません、もしかしたら所管が違うのかもしれませんが、これに対する委託料、全部で98万8,000円となっておりますが、これに対する歳入の説明をできれば伺います。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 こちらの歳入ですが、特別交付税が10割充当ということになってございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 交付税ということでよろしいですか。

○平井教育総務課長 はい。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 ここで議事進行を星副委員長と交代いたします。

(委員長、副委員長と交代)

○星副委員長 それでは、佐藤委員長。

○佐藤委員長 ページは290ページです。

下から2番目の6001事業の奨学給付金についてなんですけれども、この執行率とその理由について伺います。

○星副委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 執行率は100%になってございます。予算計上としまして、こちら奨学資金の給付については1人当たり20万円ということで、予算計上は8名分で160万円を計上します。冒頭の説明でも若干触れさせていただきましたが、そ



の8名のうち3名分については、医療、福祉、保育等の枠ということで、こちらの3名分60万円については、菅間記念病院さんからの寄附を充てさせていただいております。残り5名分については、一財を用いているということで、実際募集をかねて、その予算定員を超えた形の中で最終的にはそちらを選考しまして8名ということで決定して給付のほうを支給してございます。

○星副委員長 委員長。

○佐藤委員長 そうすると、当然予算というのは決定されているということで、最終的に枠いっぱいということで、どのぐらいの数の応募があったか、その辺はわかりますか。

○星副委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 まず、先ほど医療福祉保育枠と別な枠ということで申し上げましたが、合計しまして15名の応募がございました。いわゆる医療福祉系以外を一般枠と呼んでいるんですが、一般枠が10名、医療福祉系が5名、合計15名となっております。

○星副委員長 委員長。

○佐藤委員長 そうすると、先ほど学力等の審査ということでございますが、そのはじかれた7名の措置というのは特別あるかどうかお伺いいたします。

○星副委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 残念ながらほかの措置というのはございません。ただ、給付ではございませんが、同様に貸与、市独自の奨学資金の貸与も行っております。こちら給付と貸与、併用しての利用が可能でございますので、そういったところでは、貸与にはなりますが、そういったところもご活用いただければというふうには考えているところでございます。

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 そうすると、考え方としましては、この給付を受けるためには学力を上げなさいというのも一つの方法かと思うんですけども、その辺はどういうふうに考えているか。

○星副委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 給付に関しては、学力というところもちろんございます。ただ、そのほかに経済状況、さらには意識の高い者ということで、面接も選考には含まれています。そこで、実際応募した生徒に来ていただいて、自分はどういう考えで大学等に行つて、どうしたいんだというところも面接で状況を把握した上で、最終的な選考に至っているという状況ではございます。

○星副委員長 佐藤委員長。

○佐藤委員長 やはり意識の高い人を、これから将来を導いてくれる人のためなものですから、その辺を思つてちょっと質問しただけです。

以上です。

○星副委員長 それでは、議事進行を委員長と交代します。

(副委員長、委員長と交代)

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 302ページ、スクールバス運行事業、7001事業なんですが、最初の説明で28年度からの比較で260万円増になった理由が直営から委託に変えたのでふえましたという説明だったと思うんですが、前年度よりもふえるのにあえて委託にした理由を伺います。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 まず、ごらんいただいております市政報告書、スクールバス運行費ということで、その事業費が載っているわけなんですけど、その事業の枠で見ますと、現実的に28年度との比較でふえております。ただ、その中に含まれておりますのが、直営であった際の臨時の運転手の賃金とい

うのがあるんですが、市正規の職員の賃金というのはまた別にございます。事業費で見ますと増にはなっておりますが、委託によって、そのスクールバス運行に携わらなくなった職員の賃金を見ますと、こちらが約1,400万円ございますので、そういったところを全体で見ますと費用の軽減は図られているというようなところになります。

○相馬委員 了解しました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 289ページの負担金の中で教職員住宅管理139万4,880円、その内容を教えていただけますか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 こちら教職員住宅として所有しております塩原にある教職員住宅の管理料といえますか、そういったところになります。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その住宅は築何年でもう古い住宅で、何名で。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 教職員住宅なんですが、実はこちら分譲マンションになっております。そういったことから、管理料というものが発生はしているんですが、4部屋ほど確保しております、購入につきましては旧塩原町時代に購入をしております。

購入に関しては、平成8年に契約を締結して購入しておるんですが、建物の建築年次については、すみません、今ちょっと資料がございませんでして、申しわけございません。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 それでは私のほうで、290ページの教育施設長寿命化計画策定事業費ということで7001事業で、プロポーザル方式でというようなことだ

ったんですが、そのプロポーザルを何社がされて、その業者に決定した理由、それからこの1,890万円の具体的な内容まで伺えればありがたいと思います。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 まずこちら、長寿命化計画の策定業務でございますが、プロポーザルで実施しまして当初8社からまず応募がございました。プロポーザル審査関係なんですけど、1次審査、2次審査ということで、まずは1次審査で3社に絞りました。2次審査についてはプロポーザルを実施した中で業者を決めていったわけなんですけど、その評価項目を11ほど設けまして、この中で、そのプロポーザルの内容を提出した考え方を審査して業者を決めた形になります。

業務委託の内容、どこまで求めるかというところでございますが、まず昨年度実施しましたのが現行の施設どうなっているんだというところの部分ですね。現地調査と評価。今年度も引き続き、教育施設多いものですから、今年度も残りの部分を実際行いまして、来年度、最終的には整理の段階に入っていく。施設ごとにその劣化状況とか修繕等が必要な度合い、どういったところまで必要か。そういったものを整理した中で年次計画的なものを立ててまいります。

あとは、その中で施設、統合的なものできないかどうかというのをお互いあわせて、こちらは業者が主になるというよりは、内部の検討委員会を設けておりますが、そちらの話の中で、さらにはそれを最終的には業者のつくる計画に抱き込んでつくっていくというような形になります。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 給食のことなんですが、給食をつくるに当たって、残飯が出た場合は、その残飯は、確認なんですけど、どうされているんでしょう。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 残飯につきましては、水分をよく切った上で堆肥センターのほうに持って行ってございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると296ページの西那須野学校共同の出ている、上から3の廃棄、額は少ないんですけども、これは堆肥センターに行かなくて廃棄でお金を使ったということよろしいんですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 こちらのパンの廃棄なんですが、実は台風によりまして臨時休校した際のパンが処分となっております。昨年10月の台風で、実際は臨時休校にしたのは月曜日なんですが、その判断というのは日曜日の午後行いました。直近でないとなかなか判断できないというところで、日曜日の午後行ったわけなんです、パンにつきましては、基本前日につくるということから、翌日月曜日が臨時休校なので、その製造会社において廃棄をしていただいたというような形のものでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 293ページの共英学校共同調理場管理運営の中の4001事業ということで、先ほど配送が直営なのだという説明をされました。ただし、お子さんの減少によって、前年度から比較すると58万円ほど少なくなっていますということなんです、先ほどのスクールバスの運行のお話からすると、これが、配送が委託だと、これもさっきの理屈と同じようにもっと減ったのかもしれないという、そういう理解をしてよろしいんでしょうか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 共英学校給食調理場につきましては、ことし新たな調理場が完成しましたが、

8月1日から、その調理配送業務を業務委託として実施しております。これはあくまで試算の段階にはなりますが、同じ条件の中で、市で直営した場合と業務委託した場合、やはり比べて全体的なですね、先ほどの職員の人件費というのはこの事業に入っておりませんので。職員の人件費まで捉えた中では、やはり業務委託のほうが安価であるといえますか、経費の縮減が図れるというような結果は出ております。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 すみません、先ほど山本委員からご質問いただきました教職員住宅の建築年ですが、時間をいただいて申しわけなかったんですが、平成7年建築ということが確認できましたので、ご回答申し上げます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 290ページの奨学金貸与事業費の4001事業の部分が290ページにずっと来て、やはり委託料で奨学金の管理システムの使用料及び賃借料というふうなことになっておりますが、これを委託することによっての効果はどういうふうにお考えなのか伺います。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 奨学資金に関しましては、システムを導入して管理しているような状況がございしますが、その保守業務、工事委託業務による成果といいますか、効果といいますか、そういったところですが、まず作業している中でふぐあい等が出たときといったところの対応はいただいております。また、もちろん使用の仕方というのは、十分な説明、資料はいただいているところですが、時たま対応できないような、操作ができないような状況、それについては電話等で確認して、どうなんだというようなところを行っています。

ただ、軽微な故障に伴う保守的なところも対応  
いただいております。これらがあって万全な体制  
で、システムによる管理を行っているというよう  
なところでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうした中で、庁用器具としてデータ  
伝送のシステムソフトウェアを購入しているとい  
うこととなりますが、これのデータ伝送システム  
というのをご説明いただけますか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 こちらは、今年度から貸与金  
の返還について口座振替制度を導入しているとい  
う形になりますけれども、誰がどこの口座から口  
座引き落としするかというのを、金融機関とのや  
りとりになります。金融機関については、市の指  
定金融機関のみの対応とはなっていますが、  
このシステムを一度導入すれば、あとは通信費の  
みで、届けていただいたどこの口座から引き  
落とすかというものに伝送で対応してい  
るというような形のものでございます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 315ページの小学校教材整備費の中で、  
修繕費で東原小学校うさぎ小屋修繕ということに  
なっていて、14万9,000円。こういうことになっ  
ていて、これ小学校において動物がいる、いない  
というふうなのは何か理由があるんですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 動物がいるいないの理由です  
が、結果としましては、絶対にとりようなところ  
での教育委員会の指示はございません。あくま  
で学校での教育活動の一環として、その学校での  
判断になるものですから、そちらの部分は学校に  
お任せをしていると。ただ、施設的な部分になれば、  
当然これは教育委員会がかかわってくること

になりますので、そういった施設の修繕等は教育  
委員会、教育の予算で実施しているというところ  
でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その下の委託料の中の学校飼育動物支  
援事業の委託料の中では、修繕ということはでき  
ないということによろしいんですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 こちら学校飼育動物支援事業  
の部分かと思うんですが、委託料で。こちらは獣  
医師の先生方に、動物の育て方といいますか、そ  
ういったところを訪問指導、助言いただく形での  
委託料となっております。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 315ページのところの今の同じ教材整  
備費の中の使用料のところ、学校図書管理シ  
ステム118万8,000円、これ多分例年こういうふう  
に使っていると思うんですが、これはどんなこと  
をどんなふうにしているのか、どこがやっている  
のか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○菊地総務係長 一応、学校の図書の管理に関して  
端末を用いて蔵書管理、それからそういった利用、  
貸し借りの関係、そういった管理をシステムに基  
づいて行っているというふうなところになってい  
ます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それはわかるんです、前からやってい  
ると思うんですが、これはつまりどこかが  
とっていますよね、同じ会社がとっているんだと  
思うんですが、その会社がどんな形でそれを、  
実際に学校に入ってやっているのか、あるいは、  
とりあえず全部の学校、何十校かをどんな形でや  
っているのかお尋ねしたところです。

○佐藤委員長 菊地係長。

○菊地総務係長 その会社名なんですが、株式会社図書館流通センターというところで、そのシステムを入れております。実際その会社の方々が定期的に学校に訪問してというところではなくて、あくまでもシステムの関係で、例えば何かふぐあいが生じたとき、そういったところのサポートというようなところは今現在行っております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 TRCは、今、市の図書館の指定管理者に入ったんですね、今回3社でやってはいるんですが。そうすると、東京にある会社なんですけれども、会社ですよ、会社なんです。それで、そこが市の図書館の管理の3社で指定管理になったことと、ここでの管理というのが、同じ会社なので、全く安くなっていないし、今、人が来ているんじゃないでシステムだけでやっているようなことをおっしゃったんですけれども、本当にどんなことをやっていらっしゃるのかちょっと説明してほしいんですけれども。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 すみません、まずこちらのシステム関係なんですが、あくまでシステム使用料となっておりますので、そのシステムの使用に関する費用ということで、実際に何らかの学校での貸し出しの業務に携わるということではございません。あくまでシステムの使用料という形になってまいります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そのTRC、ラベル張ったりして全部やっているの、ここがやるしかないんですけれども、この図書管理のシステムの使用料で118万8,000円というのは妥当なんですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 その118万8,000円が妥当かど

うかというところでございますけれども、小学校20校ございまして、1つの学校ごとのパソコンにそのシステムを入れるというような形になります。1校あたりにしますと、こちらが5万5,000円に消費税となっておりますので、妥当かどうかというところはございますが、1校あたりにするとその金額での使用料という形にはなっています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 こういうシステム関係のお金というのは、どうやって算出するのか、本当にどこも、そんなに高い金額じゃないんですが、非常に積算根拠がわかりにくいんですね。だから、審査するのにとっても審査しにくいんですけれども。これ自分のところで全部、学校に入って全部、何ていうのか、このシステムをつくったんですよ、かなり昔。それを毎年毎年管理をしているんですけども、余りそんな手間というか、毎年同じお金をずっとその同じシステムでやっていて、何かこれ使用料ですよ。使用料、つまりバーコードで管理をする、子どもの本の貸し出しをするとか、図書の分類の管理とかを多分やっているんだと思うんですが。こういうものというのは、ずっと同じような値段で払い続けているというようなことが妥当なのかなと。もし人が全然来ていないのであれば、どういうふうな根拠で市のほうは妥当だと思っ、何ていっていいんだらうね。やっぱりここだけの問題ではないですが、わかりにくいですね。これはもう例年こうだからこうだといって払っているということの理解でよろしいですか。

○佐藤委員長 平井課長。

○平井教育総務課長 こちらですが、期間としては単年度の契約でもございますので、今いただいたお話も含めて今年度、ちょっとやり方的なところも含めて検討してみたいなというふうには思っております。中身的には、学校での図書館の貸し出

しのシステムの使用料となっておりますので、それがすぐさまいろいろできるかどうかというのはあるかとは思いますが、どのような形のものがほかにもあるかどうかというのはちょっと調査していきたいなというふうに思っています。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは今、小学校の部分でお聞きしたんですが、中学校も多分この半分ぐらいで入っているんですね。今後、図書館の考え方としては、市図書館と、今もそうですけれども、連携して、先ほど本の数の話のときに、必要なものがないときは市の図書館から貸し出しをやっています、集団貸し出しをやっていて配送しているんですね。ですけれども、こういうところのお金、使用料とか賃借料というのは、一度決めるとずっともう継続してやっていくんですけれども、ぜひ生涯学習課のほうとも連携をさせていただいて、合理的にお金を払うような形でやっていただければというふうに思います。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了

し、採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 (学校における太陽光発電設備の導入検討について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

山形委員。

○山形委員 (新共英調理場の運営状況について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから。

星副委員長。

○星副委員長 (スクールバスへのドライブレコーダーの設置について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんからございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 教育総務課の皆さんから何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、教育総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時06分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎生涯学習課の審査

○佐藤委員長 それでは、生涯学習課の審査に入ります。

これより予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。

—————◇—————

#### ◎議案第68号の説明、質疑、討

##### 論、採決

○佐藤委員長 議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。課長、どうぞ。

○室井生涯学習課長 （議案第68号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、この議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）へ切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。

—————◇—————

#### ◎認定第1号の説明、質疑、討論、

##### 採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔をお願いいたします。

課長。

○室井生涯学習課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 会議の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時09分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたし

ます。

説明が終わりましたので、質疑を許します。

大野委員。

○大野委員 細かいことすみません。336ページ、先ほどご説明いただきまして、前日のキャンセルということ、バスのキャンセル料の件なんですけれども、水スイウォーキング送迎バスキャンセル料で、キャンセル料13万8,043円ということで、もとの契約したお値段というのは幾らだったのか教えてもらってもよろしいですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 細かい数字はちょっと記憶していないんですけれども、28年度は39万744円でしたので、29年度もほぼ同じくらいで39万ぐらいの金額だったと思います。

○佐藤委員長 大野委員。

○大野委員 わかりました。すみませんでした。

では、ここで、同じことなんですけれども、仮にやっていたら多分大体40万ぐらい。337ページのわくわくウォーキングというのがやっぱりあって、これやったんですけれども、9万7,200円、日新地区のね。熊川の強歩のほうは20万円ということで、結構ばらつきがあるんですよ。なぜ同じようなことをやってこんなに差があるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 同じような内容ですけれども、コースとか、あとは距離とかですね。あと、参加者なんかも若干違いますので、その辺のところでは値段がちょっと違うというものでございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 354ページ、文化振興費の中で、上からいくと五、六行目に小学校演劇鑑賞教室、これはどんなあれをやっているんでしょう。

〔「委託料」と言う人あり〕

○金子委員 そう、委託料で入っている。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 小学校演劇公演につきましては、市内の6校を対象にらくりん座の巡回の演劇公演を各学校の体育館を使ってやっているものでございまして、あと、対象となる学校に演劇鑑賞する前に、事前の学習会ということで、ワークショップもやっています。ただ、学校の規模によって、全校でできる学校と学年単位でできる学校とありますので、それによってはちょっとやる回数とかも変わってきますけれども、子どもたちはワークショップでまず劇団員たちと一緒に体を動かしたり声を出したりということをやって、その後で今度芝居を見るということで、演じ手との親近感が増したり、あと、感受性というものですか、そういったものに対して、身体表現というのを先に学んでから見るものですから、理解力が深まるという形で、ここ数年間やらせていただいています。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 すごくいいことだなと思うんで、アウトリーチという形でやる、地元だからアウトリーチでもないという感じはするけれども。そして、出し物がもしわかれば。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 29年度につきましては、民話劇ですね。「瓜子姫とあまんじゃく」、こちらを各校でやりまして、あと希望によりまして、昨年度は6カ所でやったんですけれども、その「瓜子姫とあまんじゃく」と、もう一つ、「夏の庭」という2本をらくりん座が巡回で持っていたんで、学校にどちらを希望するかということで、希望を聞いてやっております。

○佐藤委員長 金子委員。



○金子委員 その下の負担金のところの栃木県移動音楽鑑賞教室、これはどんなあれですかね。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 こちらの移動音楽鑑賞教室につきましては、日本青少年文化センターとの共催事業になりまして、中学校を対象にクラシックの音楽体験、全てクラシックというわけではないんですけど、昨年度につきましては、申しわけございません。毎年これも中学校に巡回でやっております、年度ごとにちょっとやる出し物が変わってくるんですけども、たしか昨年度は打楽器系の演奏、こちらは一応プロを呼んで、経費にかかる4分の3を市が持ち、残りの4分の1を日本青少年文化センターが負担するという形でやっているものでございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そのすぐ下にある補助金のところで、負担金と補助金、那須地区文化協会の負担金と、そのすぐ下に那須塩原文化協会運営というのと両方あるんですが、この違い、区別はどうなっているんですか。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 那須地区文化協会と申しますのは、那須塩原市、大田原市、那須町の3地区にまたがりましてあります文化協会でございます、こちらにつきましては、均等割と人口割によって負担金が変わっております。那須塩原市、どうしても人口が多いものですから、負担金の額が多くて128万5,000円、これが29年度の那須塩原市分の負担金となっております。また、那須塩原市文化協会の運営費の補助金になりますが、これは市の文化協会に対して市から出す補助金となっております。

○金子委員 わかりました。ちょっと勘違いしていた。那須地区という、地区を忘れていた。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 すみません。わかりました。

それから、その下の創作劇「那須野の大地」支援事業、これ475万ということで。それから、五、六行下にくろいそオペラをつくる会の320万という。これで、これだけ出ているわけですけども、「那須野の大地」については、毎年やるということで、これは私の勝手な推測ですけども、舞台装置とかそういうものが余り変化がないとすれば、くろいそオペラのほうは毎年出し物が変わって、違うもんですから、相当費用がかかるだけですけども、「那須野の大地」のほうはそういう面では費用がかからないんじゃないかと思っているんですが、これは金額が逆転しているんで、この辺のところはどういうふうに見えていますでしょうか。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 創作劇「那須野の大地」の支援事業についてですが、こちらご存じ、ごらんになっているかと思えますけれども、キャストが結構主役級の子どもたちはほぼ毎年入れかわっていくような状態でございます、演出家が一から演技をつけていくというような形でやっております。また、60人ほどいる劇団のうちで毎年初舞台というふうな形で参加される方も、半分はそういう方たちですので。そこに演出にかかる時間というのが那須野につきましては4月末から本番9月まで、ほぼ3カ月間、本読みも入れてなんですけれども、ほぼ毎日やっているような形の練習をやっております。あと、台本自体を、毎年見ているとわかるんですけども、結構細かいところでいろいろと変えている部分がございますので、そういったもので役づくり、演技指導にかかる費用が結構、この全体費用の中で多くを占めている部分がございます。

オペラに関しましては、オペラ自体が広告収入

をとっていたり、チケットを売ったりしている部分がございますが、練習にかかる日程延べ数でいいますと、オペラはちょっと那須野に比べると若干回数等が短くなっています。実際、上演にかかる費用的なものはほとんど同じというふうに理解していただいてもよろしいかと思いますが、あとは自主財源としてオペラのほうが自主努力している部分が若干安く上がっているという感じではございます。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 この「那須野の大地」のほうは演出家という話が今ありましたけれども、その指導という点で、例えば先ほどのらくりん座とか、もしくはどこかからその指導なんかには相当費用がかかっているとか、そういうことはあるんですよね。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 そうですね。指導に当たりますとは、東京芸術座というところのプロの演出家が来てやっていただいています。こちらは19年前の立ち上げの際に、らくりん座の故浅野吟子先生がそちらのほうの関係で、当時若手の新進気鋭の演出家ということで依頼をした方がそれ以降も一貫して演技をつけていただいているものですから、その方の費用で、実際本番前になりますと、1カ月丸々らくりん座のほうに泊まり込んでやっていただいていますので、こちらのほうの費用が一番多くかかっているという形です。

○金子委員 了解です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 最後になりますけれども、それはかかるのはわかりましたから、それぜひ応援していきたいと思っておりますけれども、くろいそオペラのほうも、結局オペラはご存じのように、何人かは歌い手が上手でないと、もうどうにも音楽にならないという部分があるものですから、その辺のところ

を考慮に入れてもらって、「那須野の大地」並みにぜひやってもらえればという、ちょっとこれは希望があるんですけども、それで終わります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 何年か前にも、もうかなり前にもお聞きしたんですが、なぜくろいそオペラをつくる会は2,000円のチケットを売っているんですよね、売っているんです。それで上演していて、「那須野の大地」は丸々全部抱えているんですね、市が。それは、その抱えていることが悪いとかいいとかではなくて、同じような、これ「那須野の大地」は西那須野から始まって、くろいそオペラをつくる会は黒磯市なんですね。私、両方とも知っててずっと見ているのであれなんですけども。なぜ「那須野の大地」が補助金として丸抱えをしていて、お金を500円取ってもいいというふうにな、私は。関係者の人がいっぱい見ているんで。くろいそオペラをつくる会は2,000円取らないとやっていけないという事情の中で、何度聞いても納得がいかないんですけども、何でこういうふうにして片方は丸抱えで、片方は自助努力をしろという、もう320万出ているんですが、ずっとこうやって続けてやっているのかお聞かせください。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 くろいそオペラに関しましては、一度我々も那須野とのバランスを考慮いたしまして、例えば黒磯で持っています那須野巻狩とか、殺生石物語とか、そういうものを上演するという、そういうものに特化した上演で、地元の文化というものを発信するような形でできないかと。そうすれば全額補助金ということもちょっと考えているんですけどもという働きかけをしたことはあるんですが、そういうときにくろいそオペラのほうで、毎年同じものを見せたくないというような意見がございまして。くろいそオペラと

いたしましては、やはりオペラとしての「魔笛」とか「メリー・ウィドウ」とか、そういったものをお客さんに見せたいと。それを見せるため、毎年同じものを見せると、結局お客さんが飽きてしまうので、お金を取って見に来てくれる方たちにそういったものを見せたいんだということを言われた経過はございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それ何年ぐらい前の話ですか。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 それは私が担当してからです、平成23年か24年かだったと思います。すみません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そういう経緯であったかもしれませんが、23年ということは、今30年なので、7年たっていますし、「那須野の大地」も確かに新しい方もいらっしゃいますけれども、ずっと長いこと出ていらっしゃる方もいらっしゃいますし、小道具なんかは本当に同じものを使っているんです、あそこしょっちゅう行くんでわかるんですね。実際やっている人の話を聞いてみても、先ほど毎日のようにとおっしゃいましたけれども、毎日行っている方もいらっしゃるでしょうけれども、学校の子どもさんたちはそんなこともないです。主役級の方はプロの方もいらっしゃいますし、かわる方もいるんですけれども、片方が全く丸抱えてただで関係者が多い。つまり親御さんとか知り合いとかおじいちゃん、おばあちゃんが多いんですよ、こっちは、「那須野の大地」は。くろいそオペラをつくる会はそういうふうに7年前におっしゃったかもしれないんですけれども、ぜひ再度、先ほどの言葉を同じことを言っていたいて、それでもお金要らないというんだったら、それでいいと思うんですけれども、同じようなも

のをやっていて、私は、何でこういうふうに差がついているのかということにはちょっと納得ができていないところがあります。両方ともたくさん出してほしいという意味でですね、減らせというんじゃない。でも、補助金というのは100%出すものではないですし、それは考えていただきたいと思っています。後で返事ください。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
相馬委員。

○相馬委員 331ページのコミュニティ活動支援費というところで、28年度と29年度を比較しますと230万ほど少なくなっているところだと思いますが、29年度に支援団体がふえたというご説明だったんですが、それでなおかつ、それでも支援費が237万ほど減っている理由をご説明いただけますか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 こちらは補助金の中で、自治総合センターのコミュニティーの助成事業、こちらの額が平成28年度につきましては2つの団体が採択をされていました。東那須野ふれあいコミュニティーというところが250万円、それから東原地区コミュニティー、こちらも250万円ということで、28年度は2つの団体があったというところがありまして、29年度は1つの団体なので、金額とするとその分減っているということになります。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 さっきの355ページにまた戻りまして、歴史文化基本構想策定支援業務、真ん中ぐらいに委託料の、これはもうちょっと説明してほしい。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 歴史文化基本構想というものです、そこからちょっと説明させていただきます。

文化庁のほうで、今までそれまで国のほうでいわゆる文化財の保護というのは、文化的な価値があるもの単体で指定して、それを保護を図るのが文化財保護の主眼とした指針でしたが、これはそういった文化財単体の保護ではなくて、その文化財を文化財たらしめている周辺の文化的な地盤ですね、そういったものも含めて理解したほうが文化財の保護、それとここから派生する活用のほうに生かせるのではないかということで、平成18年に文化審議会のほうで、こういった文化財を使った地域活性化をもたらすような構想を策定すべきであるという、そういう指針が出されまして、それ以降、平成27年から随時全国の自治体でこういった構想策定にかかり始めているものがございます。

那須塩原市におきましても、それまで埋蔵文化財の包蔵地の分布調査とか、そういったものを国庫補助を使ってやっていたんで、平成28年にそれが終わったものですから、29年から、今度こちらの歴史文化基本構想の策定を始めまして、それで3年間で基本構想を策定する計画でございまして、その支援業務といたしまして業者のほうに文化財の調査とか資料のまとめとか、そういったものを業務として発注しているものがございます。

○金子委員 わかりました、了解です。

そのちょっと10分ぐらい下に工事請負で親王台のり面保護工事というのがあるんです。これ現物見に行っていないんですけれども、どんなふうなことをやったのか。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 一区町にあります親王台ですが、土どめがなかったものですから、ちょうど市道に面したところがちょっと少し土がこぼれ始めてしまいまして、歩道に若干かかっていた部

分、このまま置いておきますと、塚が崩れて崩落してしまう可能性があるということで、地元から要望がございまして、実際には事務局のほうで行きましたときも、ちょっと思った以上に歩道にかかっている部分が多かったものですから。そうしますと、通行人がちょっと危ないということもありましたので、そののり面ですね、市道にかかっている部分、13m程度を擁壁を立てて、それ以上の崩落を防ぐような措置をしたという工事でございます。

○金子委員 了解です。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 じゃ、次、ハーモニーホールのことで359ページですね。ここでは、例えばハーモニーホールは職員を派遣しているというようなことがあるのかどうか、ちょっとそれ聞きたいんです。派遣というか、財団のほうへこっちから行ったり、大田原市から来ていたりというか、そういう一定期間、そういう何ていうかな、人が。ハーモニーホール自体でももちろん職員がいるんでしょうけれども、こちらから、役所からそういうふうに行っている人がいるのかなのか、ちょっとお聞きしたいんです。

○佐藤委員長 小池課長補佐。

○小池生涯学習課長補佐 ハーモニーホールにつきましては、以前は那須塩原市、大田原市ともに職員を派遣しておりましたが、那須塩原市におきましては3年前でしたか、既に職員は引き上げておりまして、昨年まで大田原市から1名職員が派遣されておりましたが、それも今年度、大田原市も派遣を取りやめまして、今現在はプロパーが運営しています。

○金子委員 そうですか、了解しました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ29年度の決算なので、29年度の予

算との関係で聞くんですけども、稲村公民館の整備事業で、陶芸の新築の設計が890万入っていたんですね。それで、この決算には何も入っていないんですけども、それがどうなったのか教えてください。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 平成29年度は設計と工事費ということでそれぞれ予算のほうを計上させていただきましたが、平成29年度につきましては、都市計画法の48条のただし書きの規定によります協議が整いませんでしたので、工事ができなかったというところがありましたので、3月補正予算のほうで全額減額をさせていただいております。

また今年度、平成30年度、また予算のほうを認めていただきましたので、今年度中には何とか工事ができるかなというような状況では、今おりますので。業者等が決まりましたら、またどこかでお知らせができるんじゃないかと思えますけれども。状況としては何とか今年度建てられるかなというようなところに来ているところでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それでは了解しました。

もう一つです。358ページの黒磯文化会館の指定管理のことなんですけれども、文化振興公社に8,409万で指定管理を委託しているんですけども、その下のほうに補助金で同じ文化振興公社の運営費として3,569万円出しているんですね。別に悪いことでないのかもしれないんですけども、これというのはどういうふうに考えて納得したらいいのか教えてください。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 委託料の指定管理の部分につきましては黒磯文化会館の建物の維持管理とか、あとはそういったものの経費ということになるんで、本当に文化会館を運営するための経費という

ことでございます。

補助金のほうにつきましては、文化振興公社、こちらの公社自体の存続のために事務局長とか、そういった職員なんかもいますので、そういったものの公社を存続させるための運営費補助というものになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 はっきり言ってこれは人件費分を補助しているという考え方ですか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 ほぼ人件費がこちらにあるというものになります。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 社会福祉協議会なんかにもこういう補助金出ているんですけども、ずっと指定管理者制度で、ここ同じところがやっていますよね、文化振興公社がとっているんだと思うんですけども、その指定管理者制度という考え方からいくと、片方で、何ていうんですかね、人件費を補助しながら、そこにとってもらおうということの値段だとすると、一般の人は入れないんじゃないかなというふうに考えるんですけども、その辺はどういうふうに考えたらいいんでしょうか、どういうことでこういう決算になっている。全く関係ないよと、補助は補助で人件費分補助しているんだよ、指定管理者は指定管理者のほうで、この値段で出している。つまりこれをこう差し引きすると、ここ入り込めないと思うんですよ、普通のところ、企業だったり、あるいは何ていうんですかね、NPOがあるかわからないですけども。つまり独占を許すような形のような感じがするんですね。そういう考え方はおかしいのか、ちょっと納得したいので、説明をしてください。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 会館指定管理という部分でい

きますと、県内の文化財団、こういった公益財団法人的ところが請け負っているところがほとんどですけども、県内にも株式会社で指定管理をしているようなところもありますので、全然入れない、余地がないというわけではないというふうには考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 それは理屈としてはそうだと思うんですけども、この補助金がなくなっちゃったら絶対にこの値段ではやっていけないことになると思うんですね。文化振興公社はほかにいっぱい仕事をしているわけではないと私は理解をしているんですね。これ多分、黒磯文化会館の運営に特化しているものなんだと思うんです。その辺が社協とはちょっと違うんだと思うんですけども。

そうすると、片方で補助金を人件費分を出しつつ、大きいですね、8,400万で指定管理とって、3,500万の補助を出しているということを考えると、これ絶対にほかのところを手を挙げようとしたら、よっぽど人件費分を何でしょうね、お金を出さないとボランティアでやるぐらいだったらできるかもしれないんですが、というふうには私は考えるんです。なんですけれども、こうやってずっとやっていることの合理性とか、市は何を考えている。だったら、もうここに独占してやって、例えばね、指定管理者制度としてこういうやり方がいいのかどうかということがよくわからないんですよ。決算に出てくる、いつも思うんですね。ほかの人はわかるのかもわからないけれども、私にはよくわからない。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 黒磯文化会館の運営につきましては、こちら公益財団法人という形で、公社のほうはそれまで一般財団法人だったものを公益性を高めるところで公益財団の認証を受けて

いるというところがありますので、ただ単に、いわゆる商業的な事業に走って、もうけだけ追求すればいいというわけでもない。あくまでも公益性をもっと高めてほしいというところからこういう財団というところもとっていただいていますので、そういったところで、市としましては、できるだけ利益といいますかね、市の負担も少なくしなければいけないというところもありますけれども、公益性というの担保しなければいけないというところがありますので、こちら公益財団法人のほうに指定管理という形で委託をしているというところがありますので。民間さんでやると、多分、指定管理で受けしまうと、極端なことを言うと、自分たちの金になるものしかやらない。中には本当に文化的なものでどうなのかなというものを、それは指定管理の範囲でやってしまうというおそれもあるというところがありますので。市としましては、公益性をある程度担保したいというところで、こういった財団にお願いしているというところがございます。

ちょっと説明になっているかどうかかわからないですけども。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 もうこれ以上聞きませんが、別に民間のところは頼んだからって、好き勝手ができるようなものではないと思うんですね、指定管理制度というのは。ですので、これはこれで別に反対するものではないですし、また新しくこれ多分ことしからまた、新しくこれ何ていう、公式なまた契約して指定管理になっているので。なんですけれども、納得するとか、そこで終わりにしておきます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

金子委員。

○金子委員 360ページ、博物館管理運営費ですけ

れども、ここに賃金のところで、博物館学芸職員  
2人、臨時職員2人、学芸員職員1人というよう  
な5人がいますけれども、臨時じゃなくて正規の  
職員は何人になっているんでしょうかね。

○松本那須野が原博物館長 正規の職員は、学芸員  
としまして2人、そこに再任用の学芸員が1人と  
いうことで、3人ということになっております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 それで、その次のページに委託料とし  
て黒磯郷土館の開館業務と、それから日新の館の  
開館業務と、それから関谷資料館の開館業務、こ  
れらはどういう形で開館業務ということをやっ  
ていますか。

○佐藤委員長 博物館長。

○松本那須野が原博物館長 開館業務につきまして  
は、シルバーの委託という形で開館業務をやっ  
ております。日新の館につきましては1名、臨時の  
学芸員もおりますので、その学芸員が来られない  
というようなときに臨時的にシルバーのほうから  
行くという形で、ほかの2館につきましては常時  
シルバーのほうで開館日には行って開館業務を行  
うという形で行っております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ついでに、次のページかな、362ペー  
ジにいろいろ資料が出ていますね。そして、博物  
館附属施設観覧者数とか書いてありまして、いろ  
いろ出ているわけです。博物館は4万3,000何が  
し、そういうふうなあれが書いてあるんで、日新  
の館が996ということで、非常にちょっと少ない  
んですね。せっかくだいい出し物、ちょうど今、こ  
れをやっていますよね、この人形展。すごいのを  
やっているんだけど、ほとんど行く人がいな  
かったり、本当に費用対効果の面ではちょっとも  
ったいない。すごいいいことを毎回毎回やってい  
ながら、非常に少ない。その辺のところも非常に

問題があるのかなと思っているんですね。

364ページのほうでも、これを見ても、例えば  
一番下のこの企画展実施状況を見ても、例えば近  
代美術館の工芸展なんかもすばらしいのをやって  
いながら、1,986人の観覧者しかいないと。恐竜  
展は、すごく人が大勢入っているんだけど。そ  
ういうのが非常に残念で、こういうのはどうな  
んでしょうね。ずっと何年もこういうのが続いて  
いると思っているんですけども、これを何らか  
の形で人を集めたり何だりということをしな  
いと、ただただ費用だけがかかってしまうのでは  
もうあまりにももったいなすぎるので。これは何  
か考えなくちゃいけないんじゃないかなと思っ  
て実はちょっと、いつもいつもそればかり考  
えて、日新の館なんか、1年に私1人で100人  
集めようと思っているんだけど、それが大体20  
人か、せいぜい25人ぐらいでいつも終わら  
ちゃうんですけども。それを、やっぱり博物  
館……

○佐藤委員長 金子委員、簡潔にお願いします。

○金子委員 ぜひ博物館で考えてもらえるとい  
いと思って、ぜひこれ一言言いたかったん  
ですけども。何か方法がないでしょうか。

○佐藤委員長 松本館長。

○松本那須野が原博物館長 そうですね。もう一回、  
企画展とか終わると、一応内部でも色々  
と議論をしまして、やはり数が伸びな  
かった要因は何だろうかとかというの  
を洗い出しをしながら、次やる  
ときにはその問題点をクリアできるよ  
うにという形で頑張っていきたいとい  
うふうに思っておりますので。やっ  
た後はそのままじゃなくて、ちゃん  
と反省して、ちゃんとそれを次の成  
果に生かすというような形で運営を  
していくような体制をとっている  
ところです。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 客寄せのためのボランティアというの

をつくったらどうかと思うんですけども。一応これは提案だけで。

終わります。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 手短に。

公民館の管理運営費、ありますよね。それで15館ありまして、それぞれそこの中の報酬のほうで、社会教育指導員を必ず1人つけていると。それと臨時職員、また臨時用務員とか、あと場合によっては、公民館によっては何者か、何ていうのかな、維持している、大体はその程度になっているんですが、副館長とか分館長とか、ここにもこの予算でいくとちょこっとお金が入っているんですか、名前だけじゃなくて、この方にも例えば社会教育指導員はわかりますが、副館長とか分館長とか、地区によってそういうのがあるんですよ。この辺はどうなんでしょう、統一されていないような気がするんですけども、それは地域のやり方で、どうしても長い間のあれであれなのかなと。前にもちょっとあれしたんですけども。市の15公民館ということで、しっかりとこれから運営していく、あと、今、市で進めている15公民館を中心に協働のまちづくりの中でコミュニティーの設立をやっておりますよね。そういう中で統一はできないんですか。これ何か理由だけちょっと。地域でそういうところで、そういう人たちのあれしなくてだめなのか、この辺が地区によってばらつきがあるので、その辺の状況だけ教えてください。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 先ほど出ました副館長とかという方につきましても、黒磯地区の公民館だけにそういう方がいらっしゃるしまして、西那須野地区、塩原地区にはそういう方がいらっしゃらない。もともと合併前の旧市町でそういう方がいるところといないところがあったということが現在まで

ちょっと来ているというところがありまして。ただ、黒磯地区の公民館につきましては、そういった副館長なり、分館長という方、大体自治会長とか自治公民館の館長さんとかになっていただいているんですけども。公民館で事業するに当たりまして、地域といろいろやる場合に、そういった方に入っていたほうがやりやすいとかというところがあって、協力していただいているというところがありますので、黒磯地区はどうしてもそういったものがいまだに必要だというところで残っております。

西那須野地区につきましては、コミュニティー組織が別にありまして、大体いろんな事業をするときには公民館とコミュニティーが一緒になってやるというところがあるので、そういった方の協力を得ながらやるんですけども、報酬的なものは発生しないで、共催的なところだというところがありますので。

その辺のところを今後、当然、西那須、黒磯、合併してもう10年以上もたちますんで、そういったところも市として統一を図らなければいけないというところもあるんですけども、どうしてもそのもともとの成り立ちというところがあるので、なかなか次、じゃこうしましょうというところができないというところが今まで引き継いでずっとこのまま来たというのが現状でありますので。ただ、ご指摘のように今後その辺については当然何らかの方法で解消して統一を図っていかねばいけないというふうには考えております。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 要望だけ言います。私も内容はよくわかっています。でも、これからコミュニティーをつくって、市民との協働のまちづくりの中で一つでやっていくという組織になったときに、あっちがこっちとか、確かに黒磯とかそういうのはもう



ないんですから。市を動かすのに一番いい形。ただ、人口とかそういう差はありますよ。ありますが、そういう中できちんとその辺をちょうどいろいろ改正する時期じゃないんですか。このままずっといつちやうと、コミュニティーとも、ですから、市で一つになって、公民館とか自治会とかにどう取りかかっていくかと。ここの自治会というのは入っていますからね、そうなんです。だから、その辺を、それじゃ協力しないというんじゃ、でき得ればその辺をこれから公民館のコミュニティーにあれして、本当に市のほうであれするのか、地域に任せるようになるのか、将来のそういうことも考えると、そういう組織にしておかないと、本当に後で市が大変なんじゃないですか。できるだけ市民にも協力してもらうことは協力してもらうと。

そういう意味で、協働のまちづくりの中でやっていくので、その核になるところだから、その辺もそういう形で、そういうふうにするんなら、今言った形で、ほかもそうやって、だんだん地域に任せていくんですよ。方式が悪いと言っているのではないのですよ、その副館長もいたりして、将来は任せていくと。そういう意図があって、逆にそれをやっていくのか。その方法もいろいろあるし、統一性を持ってやってもらいたいなど。

そうすると核になると思います、これからどんな形になっていこうと、地域の声を聞くにはそれが一番私はいいかなどと思っています。

○佐藤委員長 申しわけございません。質疑の時間なんで。

○平山委員 そうですね、そんなことでわかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
山形委員。

○山形委員 347ページの西公民館の管理運営費

1,791万の中で、公民館の用地が729万3,000円ということで、ほとんど半分まではないですけども、公民館の用地のほうでお支払いしているということがあるんです。ちょっとざっと見ると、大変じゃないのかなと、そういうふうなところはどうか考えていますか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 西公民館につきましては、建物が建っているところと、あとあそこにはグラウンドがあるんですけども、グラウンドも含めて大体2万3,000㎡あるんですが、全て借地なものですから、どうしても借地料はこれぐらいかかってしまうというところがございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、借地ということで、今後ずっとその値段を払っていくという感じでしょうか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 こちらにつきましては、土地の所有者の方ともお話し合いをする必要があるとは思いますが、今後ずっと借地でいくのか、購入したほうがいいのかというのは当然検討をしていくというか、そういうふうになっていきますので。いつまでもこういう形というふうには市としては考えていないというところがございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、西公民館ができてからずっとこの値段を払っているということになると、すごい金額になっちゃうと思うんですが、その辺は、ほかの、狩野なんかも見させてもらったんですけども、あそこの野球場ですよ、多分、243万。このままずっといくと、逆に購入しちゃったほうがいいのか。その辺はいろいろな考えがあるんですが、その辺の公民館の用地に対して

の考え方を教えていただけますか。

○佐藤委員長 室井課長。

○室井生涯学習課長 どうしても土地の所有者の方との話し合いというところがございますので、市のほうで買いたいと言っても、向こうが売らないと言えば買えないというところがありますので。所有者の方から、売ってもいいよみたいな話があれば、その辺のところでお話をさせていただいて、市として買えるかどうかというのを検討しながら、今後そういった公民館の土地についても市のほうで市有地という形で持っていけたらいいんじゃないかなというふうにはちょっと考えているところがございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 この西公民館に限って720万という、10年たてばもう7,000万ということで、えらい金額なんで、その辺はやっぱり節約して、少しでも事業のほうに回していただけるようお願いいたします。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。  
金子委員。

○金子委員 363ページの真ん中、委託料の彫刻作品ブロンズ化、これはこの年は何をつくったんでしょうか。

○佐藤委員長 館長。

○松本那須野が原博物館長 小さいものだったかと思うんですが、2点ほどブロンズ化をしております。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 何だかおわかりに、わからない。

○松本那須野が原博物館長 ちょっと作品名まではわからないですが、ちょっと小さいもので。すみません。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 そのすぐ下に書画骨董費として199万があるわけなんですけれども、いろいろ資料とい

うのを購入していると思うんですけれども、美術関係の物はほとんどないに等しいような感じがするんですけれども、美術品を購入するということ予算づけをしてもらうあれは、もしかしたら博物館としてしていないのかなという感じがしているんですけれども、これももう少し何かの、年に例えば1点、2点、そういうものをやっぱり選択して、そしてやっていかないと、10年たっても20年たっても那須塩原市の博物館にそういうものが集まっていかないということもあると思うので、ぜひともこれは、予算請求がなければいつまでたってもそれはないのでね。ぜひそれは検討する必要があるんじゃないかと思うんですけれども。

○佐藤委員長 松本館長。

○松本那須野が原博物館長 美術作品については、どうしても1点高額になりますので、それはもうある程度出た時点で金額を何百万とかという必要な額が明確になれば、その額で要求というような形になってくるのかなと思います。ただ、通常の場合ですと、当然美術作品というのは毎年いいものが出ているとは限りませんので、ある程度この予算で買えるようなものを買っているというような状況で、いいものが出ればそれなりの額を要求して購入のほうの手続を進めるような形で準備しています。

○佐藤委員長 金子委員。

○金子委員 ぜひそれをやってもらいたいなというふうにも思っています。よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。

ますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了して採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

山形委員。

○山形委員 (成人式の開催時間について)

○佐藤委員長 そのほかには皆さんのほうから。

山本委員。

○山本委員 (那須野が原博物館の収蔵庫の建設について)

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 生涯学習課のほうから、皆さんから何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、生涯学習課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。引き続き10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時20分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎スポーツ振興課の審査

○佐藤委員長 それでは、スポーツ振興課の審査に入ります。

—————◇—————

#### ◎議案第87号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第87号 契約の締結についてを議題とします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

○織田スポーツ振興課長 (議案第87号について説明)

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

平山委員。

○平山委員 人工芝というのはいろいろな種類があるって、私も個人の情報なんですけれども、普通は人工芝に何かチップみたいなものをまいておける方法と、寒冷地、雪なんか降ったりすると、そこはもう、要は雪が降ったら除雪すると、その粉がだめになっちゃって、その金が、またまくと

何百万とかかかるといふ話も聞いたりして、その辺で、今回やるのはどっちなのでしょう。そういうのをまかない、ちょっと高目だけれども、そういう芝もあるといふのを聞いたんですけれども、どちらの方式なのでしょう。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 今回予定しているものにつきましてはロングパイル、長い丈の人工芝を入れまして、クッションの緩衝材としてゴムチップを入れる形で考えてございます。

冬場につきましては、除雪をして使用というような形になるというようなことで、今利用しているAグラウンド、Cグラウンドと同じような工法ということで考えております。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 それについては、チップは恐らく除雪するとだめになりますよね。そうすると補強するようにはならない、大丈夫ですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 今も同じような形で使っているのですが、特にそのゴムチップがなくなってしまうというような話は、今のところ伺ってはいないところでございます。定期的にゴムチップというのは年間の中で少しずつ補充はしているんですけれども、雪が降ったときに、雪をかけたことによってゴムチップが減ってしまうといったようなことは、管理者のほうからは今のところ伺ってはおりません。

○佐藤委員長 平山委員。

○平山委員 じゃ、今おっしゃったように定期的にある程度使いますよね、当然子どもたち使うから、定期的にある程度の量を入れておかないとということ、これは、その使用の頻度によってということになるんですね。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 おっしゃるとおり、指定管理者のほうで使用頻度に応じてゴムチップの工事を毎年行ってはおります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 今のご説明ですと、AグラウンドとDグラウンドと同じものという説明だったような気がするんですが、たしか予算審議のときに、今回はAグラウンド、Dグラウンドの人工芝とは違う、日本サッカー協会公認の芝にするというような、予算審議のときの説明だったと思うんですが、この契約については、結局はAとDと全く同じ人工芝になったということなんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 AとCにつきましては、その工法ということで、ロングパイルの人工芝とゴムチップで構成されているという、その部分が同じということだけであって、今回整備するBグラウンドにつきましては、日本サッカー協会の公認を得るということで、AグラウンドとCグラウンドは公認のほうを受けておりませんので、そういった点の違いは当初のとおりありますグラウンドになります。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 じゃ、公認を受けているか受けていないかということで、工法、それから素材、そういったものは全く同じものというふうに理解すればいいんでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 おおむね同じような内容になっているかと思えます。

ただ、日本サッカー協会の公認を得るということにつきましては、グラウンドの下の舗装の平坦性とか、人工芝の反発係数とか、そういったものの細かいものが求められるところがございますので、その検査を受けているか受けていないかとい

う違いはございますけれども、大きな違いはさほどはないかとは思っております。

○相馬委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第87号 契約の締結については原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第87号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、予算常任委員会（第二分科会）に切りかえて審査をいたします。



### ◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○佐藤委員長 議案第68号 平成30年度那須塩原市

一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部の説明をお願いいたします。

織田課長。

○織田スポーツ振興課長 （議案第68号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中村委員。

○中村委員 体育施設の中でくろいそ運動場の整備の中の体育館耐震化の補強の中にトイレ改修、減額になっているようでございますが、トイレは今回耐震と一緒に全部洋式化する予定ですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 今回の工事の中におきまして、体育館内のトイレの洋式化、あと障害者用のトイレですね、そちらのトイレのほうの改修もあわせて行う予定であります。

○佐藤委員長 中村委員。

○中村委員 じゃ、そうしますと、設計段階が終わって、これ減額が決まったわけですが、工事関係の入札をして、年度内にはそういったものが終了するかと考えてよろしいですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 今年度につきましては設計のみで、来年度工事を実施したいということで考えております。

○中村委員 了解です。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了し、採決いたします。

議案第68号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、議案第68号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、決算審査特別委員会（第二分科会）へ切りかえて審査を行います。

ここで中村監査委員の退室を許します。



### ◎認定第1号の説明、質疑、討論、

#### 採決

○佐藤委員長 それでは、認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部から説明を簡潔にお願いいたします。

織田課長。

○織田スポーツ振興課長 （認定第1号について説明）

○佐藤委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山形委員。

○山形委員 368ページのスポーツ団体育成事業費

補助金で那須塩原市体育協会事業ということなんですが、その補助金の事業の内容を教えてくださいませんか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 スポーツ団体育成事業、那須塩原市体育協会への事業への補助についてですが、まず団体の運営費、そのほかに体育協会関連の各団体に対しての活動の助成ですね、そういったものなどの補助を行っているところでございます。

また、県民体育祭などの各種大会などの参加費用ですね。そういったところなどの助成なども行っております。

以上です。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 その中に多分、那須塩原市野球連盟のあれがあるんですけども、幾らぐらい補助金として支払われているか教えてくださいませんか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 大変申しわけございません。体育協会から各団体への助成の内容につきましては、本日資料として持ってきていないものですから、申しわけございませんが、また改めて別途、ご回答させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 367ページのスポーツ振興費の中の報償金の激励費がアップしたというお話だったんですが、ちなみに国際大会と全国大会と関東大会と、どんな形で支払われているのか教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 まず国際大会についてですが、激励費の金額につきましては1人15万円、全国大会につきましては1万円、関東大会につきましては1人5,000円というようなことで各競技

出場される方に支払いのほうを行っているところ  
でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 例えば国際大会は余り人数が少ないんであれなんです、全国大会は、その場所、全国でやるわけですよ。それが例えば北海道でやっても、栃木県内でやっても、この1万円というのは変わらないですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 お見込みのとおりでございまして、一応この大会ということでの祝いというような形での意味合いを込めていますから、あくまでも実費的なものではなく、祝いという意味での、どこで会場があっても一律の金額ということで支払いのほうは行っているものでございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これは個人に直接支払われるんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 基本的には個人というような形に対応させていただいておりますが、団体競技とか、やっぱり学校単位で出ているところもありますので、そういったところへ委任状などで、顧問の先生とかそういった方の、口座の支払いなどの場合にはそういうところに振り込まれるケースなどもございますが、基本的には激励会というものを開催しまして、その出場する個人の方に対して祝いというような形でお渡しをさせていただいております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、全然わからないのであれですが、幾つの子、例えば。小学生でも出るものなんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 小学生の方も対象として

支払いのほうは行っております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 そうすると、スポーツと名のつく大会であれば、そういうものに対して何か、全国大会なら、何か決まりはないんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 このスポーツのまず基本となる組織がきちんとあるもので、というのがありますので、まずその大会の要綱ですね、こちら支給の際にはその大会の要綱をいただいて、該当する大会かどうかというようなそういった中身なども一応審査のほうはさせていただいております。  
以上です。

○山本委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに。

山形委員。

○山形委員 373ページのホースガーデン管理運営費、昨年度まではホースセラピーの講習会講師謝礼ということで支払われていたんですが、今回の決算に載っていないのはなぜですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 昨年はホースセラピーに取り組む形で事業の内容を私どもとしても取り組むというようなことと、あとは皆さんに周知を図りたいというようなことで、講習会というような形で三島公民館のほうで開催させていただいたところでございます。今年度につきましては、実際に事業のほうに取り組んでいただきたいというような形で進めておりまして、そういった講習会については今回の中では実施はしていないような状況でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、このスポーツセラピーの講習会は、今後はどうされるのか、継続するのか、その辺教えていただけますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 講習につきましては、今後ちょっと検討したいとは考えてはおりますが、利用実績の中で、特別支援学級の利用が前年度の38名から186名に人数が増加しているというようなところもありまして、事業の内容が認められてきているところがあるのかなというところがございます。そこで、28年度に講習会のほうで教わった内容ですね。そういったものをこの活動の中に活かしていければということで考えておまして、現在トレーニングファームの指導を行っている方と今後の運営のやり方について協議を重ねている最中でございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、人数もふえているということは、今後も続けていこうという考えでよろしいですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 取り組みの成果について、目に見えるような形でなかなか結果というものが難しい部分がありますので、目に見えるような形でその効果というものがあらわれるかどうか、そういったところをちょっと今後の運用の中で考えていきたいというふうには考えてございます。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 別の話なんですけど、ホースガーデンがここにできたことによって、青木小学校の生徒がふえたというふうなお話を聞いたんですが、その辺の要因というか、因果関係はわかりますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 特にホースガーデンのおかげで人数がふえたというようなことでの学校からの報告はいただいているのではありませんが、特認校としてホースガーデンを有効利用に活用していただいているというのは学校側のほうからそういっ

たことで報告はいただいています。積極的にまたホースガーデンのほうも利用いただいているということは実績としていただいております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 同じホースガーデンのところなんですけど、これたしか最初の計画では指定管理にするんだったようなことを聞いたような気がするんですが、なぜこれが業務委託なのか教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 当初の中では、当面、市のほうで業務委託みたいな形をしながら中身などを精査し、最終的には指定管理の方向などに移行できればというような話で進んでいたかと思いますが、内容の精査のほうで、つまり観光事業と違う部分があるものですから、そういったところの運営方針とかそういったところをもっと中身を詰めたというふうなことで、事務担当の部局としては考えております。もう少しこちらのほうにつきましては、時間をかけて中身のほうを、事業をどういった形で今後進めていったらいいかというような、そういった実績も含めまして検討を重ねていきたいと考えております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 ここは同じところに片方でサッカー場があって、その奥に馬場があるという、一体的な中を2つ使っているという形なんだと思うんですけども、そういう関係でサッカー場は指定管理にして、馬場は直営というか、業務委託なのかなと思ったんですが、じゃ、そういう理由ではないんですね。中身が確定しないからということですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 やはり市のほうとしても、馬を使って、生き物を使ってやったのは初めてということもあったもんですから、専門の、そうい



った知識のある方、こちらにつきましては那須のトレーニングファームさんのほうに業務委託をして実施しているところではあるんですが、ノウハウ等をやはりいろいろと教わりながら、今後の運営方針、長期的なものも見据えながら、その方針なども固めながら考えたいというようなことでは思っております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 続きまして、その前のほうの369ページの国民体育大会の準備事業費と東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致事業費のことなんですが、両方に旅費として普通旅費が少なくないお金が入っているんですが、これの何人がどういうふうな形でこの旅費が出ているのか教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 国民体育大会準備事業費の旅費につきましては、職員が愛媛県で開催されました国体のほうの視察を行ったものでございます。こちらにつきましては、5人が参加のほうをしております。

東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致事業費のほうの旅費につきましては、事前キャンプ地の協定の締結に関するオーストリアの渡航費用になってございます。こちらにつきましては職員2名分の旅費となっております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 これ愛媛に行つて5人ということは、50万だから1人10万、それからオーストリアのほうは2人であればざくっと60万ぐらいというふうになっているんですが、普通旅費というもののの中に何が入っているんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 内容につきましては、飛行機の運賃、費用、あとは国体の場での現地での

電車の料金などがございます。あと、オリンピック・パラリンピックのほうにつきましては、こちらは海外に向かう飛行機の関連費用というものも含まれております。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 仕事で行っているんだともちろん思うんですけども、そうすると例えば愛媛へ行って、朝行って夜帰ってきているわけではないと思いますし、もちろんオーストリアは何日か泊まっていますと思うんですが、この旅費の中に滞在費は入っていないんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 申しわけございませんでした。宿泊費、こちらの中には含まれております。申しわけございません。今の中で説明が漏れていました。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 こういう公務で行く普通旅費の計算の仕方の中だと、つまり職員の人は一切自分で持ち出すものはないということでもいいですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 現地での飲食の費用については個人の負担にはなりません。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 仕事で行くのには何か負担があればまずいんじゃないかなと思ったんでお聞きしたんですけども。今後もこのオリンピック・パラリンピック、国体はまだ先なので毎年行くかもしれないんですが、オリンピック・パラリンピックのその事前キャンプに関しては、今後も、締結をした後も何か市のほうでオーストリアに行つて、何か誘致をすることの予定はあるんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 まだ未決定ではございますが、この後、来年度になります、協定のもう

ちょっと細かい内容のもの、費用負担の割合とか、そういったものなどの契約を締結するものは今後出てくるものなのですが、相手の方に日本に来ていただくか、こちらから先方に出向くかというような、そういうような面についてはまだ決まっておられません。一応今のところうちのほうとしては、本市のほうに来ていただいて契約の締結をしたいというようなことでは今のところ考えてはございません。

○山本委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

相馬委員。

○相馬委員 今の東京オリンピック・パラリンピックのところなのですが、委託料でオリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘致活動支援業務ということで690万という委託料、これの委託先、それから委託の内容をお伺いできればと思います。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 委託先につきましては、アイエヌエーという東京のほうにある会社でございまして、そちらのほうの会社のほうの役員の方につきまして、トライアスロンの関係の役員をやっているというようなことで、各国とのつながりもある方がいらっしゃいます。東京オリンピック誘致の際もそこの方が関連していたというもございまして、オリンピックの業務に精通されている方がいらっしゃる会社ということで、そちらのほうの会社のほうと契約をさせていただいているところでございます。

業務の内容につきましては、昨年度ホストタウン登録の情報収集や申請などについての提示、そういったものの指導をいただいたり、あとは視察になりますかね、在日オーストリア大使館の大使、全権公使の方が那須塩原市のほうに会場の視察に来ているんですけれども、そういった方の手配で

あるとか、本市から大使館のほうにご挨拶に行くというところ、そういったところのスケジュール調整だとか、あと、オーストリアのほうに昨年度、市のほうでお伺いしているわけなんですけれども、事前にそういったところに渡航いただいてスケジュール調整をしていただいたりとか、あと、実際の協定のときにも同行していただきまして、その辺のところを指導いただいているようなところがございます。

昨年度の内容につきましては、おおむねそういうところでございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そのアイエヌエーという会社、委託するに当たって、そこ以外のところも候補はあったんでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 候補としましては、幾つかの会社は確かにございましたが、やはり私どものほうでもこのオリンピックに関してはノウハウがはっきり言って全然持っていないような状況だったものですから、オリンピックに関するそういったノウハウを持っている会社、人がいる会社というようなことで業者を選びたいというようなことの中から、何社かある中から、そういった中身なども確認をさせていただきまして、こちらにさせていただいた次第でございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、実際にキャンプがこちらに来られるまで、もっとさまざまな内容で今後も業務の委託が継続されるということで考えてよろしいんでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 内容につきまして、一応毎年度単年度契約となっておりますので、各年、この会社でないといけないのか、それ以外の会社で

も対応可能なのかというようなところは毎年その辺は精査をした上で対応したいというようなことでは考えてはおります。

以上でございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 今の関連のところなんですけれども、今最後に、ほかの会社でもいいみたいな話をされたんですけれども、ノウハウが全くないところでこの会社を、アイエヌエーですか、選んだのに、今後単年度契約で、来年は違うところに行くかもしれないというのは非常に無責任ではないでしょうかね、と感じたんです。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 おっしゃるとおりだと思いますが、費用対効果というものを考えなければならぬのかなというようなところもございまして、今はそのノウハウを持っていただいたところなんですけれども、最後のころになりますと、実際に選手がこちらに、日本のほうに来ていただいて、日本に着いてから那須塩原市までの交通費や、日本国内での面倒を見ていただくというような形になるわけなんですけれども、場合によっては、その中身については分割して、流通関係ですかね、そういったところにたけた業者に頼むなんというのも一つの方法かなというようなことで、その辺はちょっと毎年検討はさせていただいてから、業者のほうの選定などを行いたいというようなことで考えてはおります。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

大野委員。

○大野委員 367ページでスポーツ推進委員報酬というのがございまして、これは年間の報酬というふうに考えてよろしいんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 こちらスポーツ委員の報

酬につきましては、スポーツ推進委員は基本は無報酬ということで活動いただいております。こちらの報酬につきましては、日当というようなことで、スポーツ事業のほうに協力いただいたときに1回当たり幾らというような形で、日当というような形でお支払いさせていただいているものがございます。

以上です。

○大野委員 わかりました。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

山形委員。

○山形委員 375ページの学校開放事業という中で、学校開放管理指導員というのはどのような仕事をされているんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 学校管理指導員につきましては、市のほうから毎月の利用についての予約状況をご連絡させていただきまして、その方が各施設のほうの鍵のあけ閉め、そういったものなどを行っていただいております。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 昨年度はこれ謝礼が13名で、ことしは10名ということで、その支出の金額を割るとことしは若干謝礼が、1人当たりの単価が多いんですが、その辺は、その金額の設定というのはどういうふうにされているのかお伺いできますか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 こちらにつきましては、時給計算という形でやっておりますので、要するに時間によりけりでその単価も変わってくるというようなところがございまして、1人当たり単純に幾らということではなく、競技によっては1時間使う、2時間使うということによって、金額が変わっているところがございまして。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、192万2,130円を10で割ると1人当たり19万円、それは、その10人は皆さんばらばらということによろしいんですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 結果としましては各10人それぞれ手にする金額はばらばらということに、実績に応じてということになりますので。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 じゃ、30万もあれば10万もいるということで、その内容で全部変わる、時給で。時給幾らか教えてください。

○佐藤委員長 係長。

○東泉スポーツ振興係長 単価につきましては、その鍵のあけ閉め1回について1,260円です。夜も当然ありますので、9時半とかというときになりましても当然。照明もそうです。

〔「照明もつけたり消したりして1,260円」と言う人あり〕

○東泉スポーツ振興係長 1回ということですよ。

○佐藤委員長 山形委員。

○山形委員 そうすると、普通にナイターをすると、例えばの話で7時から9時で、一度あけて1,260円いただいて、その後9時に来たらまた1,260円もらえるということで、2回で2,500円をいただけるということの考えでよろしいんですか。

○佐藤委員長 係長。

○東泉スポーツ振興係長 それは1回ですので。あけて閉めて、電気をつけて消して1回1,260円。

○山形委員 わかりました。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 16ページの歳入の使用料及び手数料のところで、夜間照明の収入が稲村小学校から三島中学校までなっているんですが、先ほど全体的な施設使用料の減が200万円ほどあって、それについてはプールが使えなかったのと、黒磯のプール

と西那須のプールが使えなかったからというようなことだったんですが、この夜間照明の使用料というのは、平成29年度から使っている人はほぼ無料になっていたような気がするんですが、これは無料である、いわゆる例えば体育協会に所属すると無料で、一般の方が借りると有料だったという、そういうことなんでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 こちらの夜間照明につきましては、減免制度がございますので、利用団体によっては減額だったり全額免除となったケースなどもございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 そうすると、ここに使用料として載ってきているのは、減免されていない団体もこれだけ使っているということの意味でよろしいんでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 減免後の金額ということで、実際の収入額というような形でこちらのほうに計上されております。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 現実的には、恐らく体育協会所属だと、ほぼ今全額免除になっていますよね、29年度までですよ。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 申しわけございません。ちょっと減免の割合というのを、どういった団体が利用すると幾らになるというところまでちょっときょう資料をお持ちしていないもんですから、申しわけございません。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 続きまして、368ページの一番上の段、これも補助金なんですけど、関東学生トライアスロン事業150万の補助金ということになっておりま

して、これずっとこの金額だったと記憶はしているんですが、これ学生団体だと思んですが、実際に補助を出しているのは、その学生の団体に補助金として出しているという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 こちらは関東学生のその連合、学生の団体ですね。こちらのほうに、実行委員会ということになっておりますので、そちらのほうに支出のほうをしてございます。

○佐藤委員長 相馬委員。

○相馬委員 ずっとこの金額なんで、今さらというのもあるんですが、この算出している基準というか、これについては今すぐ出るものなんでしょうか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 金額的にはちょっと全体的なものはきょう資料がないので申し上げられませんが、一応大会の全体費用、そのお金はスポンサーの費用などもございますので、そういったものを差し引いた金額から換算して行っていくような状況でございます。大体大会の参加人数なども同じような状況でございますので、ほぼ同額での補助というような形になってございます。

以上です。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 374ページから375ページにかけて、塩原のB&Gの海洋センターの管理運営費があるんですが、ここが指定管理で3,000万ぐらいの指定管理になっているんですけれども、歳入のほうでも26万6,200円と使用料があたりするんですが、ここ何人ぐらい使っていますか、わかれば教えてください。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 371ページをごらんいた

だきまして、こちらの真ん中ちょっと下あたりに塩原B&G海洋センターということでの利用日数と利用人数につきましては、こちらのほうに掲載されてございます。

○佐藤委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、去年ちょっと疑問だったので、3,567人で3,000万というのは、すごく単純に割ると結構お金がかかっていますよね。これというのは、こんなに指定管理をして利用者が少ないですよ、何というか、建物の中のプールということからすると、1年中使えるわけなので、単純に割るとすごいお金になる、1万円くらいになる、3,500……

〔「プールだけじゃない」と言う人あり〕

○山本委員 あ、そうか。すみません。

ここというのは、プールの部分についてというのは利用者すごく少ないんですけれども、これは、プールお金かかっていますよね。すごくお金がかかっているのがプールだと多分前聞いているので、その辺はどうですか。

○佐藤委員長 織田課長。

○織田スポーツ振興課長 B&G海洋センターのプールについてなんですけど、実は夏季の、暖かい期間だけ営業しているプールでございまして、ビニールハウスプールというような形になっております。冬場になりますと、雪の重みで崩れてしまうので、その屋根を外して、骨組みだけを残す形で、冬場は休止しているプールでございます。ですから、暖かい時期だけの営業ということになっておりますので、利用人数としては通年ではないので、少なくなっているところでご理解いただければと思います。

○山本委員 わかりました。すみません。

○佐藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 それでは、本議案について討議すべき点はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議がないものと認め、討論を終了して採決いたします。

認定第1号 平成29年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ご異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

ここで中村監査委員の入室を許します。

次第にはございませんが、そのほかで委員の皆さんから何かございますか。

相馬委員。

○相馬委員 (スポーツ振興費の中の補助金の内訳について)

○佐藤委員長 そのほか委員の皆さんからございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 スポーツ振興課の皆さんから何かございますか。

織田課長。

○織田スポーツ振興課長 (今後のスポーツイベン

トの開催予定について)

○佐藤委員長 それでは、スポーツ振興課の審査を終了いたします。

これで教育部の今定例会における審査は終了となりますが、教育部全体を通して、そのほかで何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上で教育部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部退席のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時23分

再開 午後 5時25分

○佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

#### ◎その他

○佐藤委員長 ここで事務局より事務連絡がありますので、事務局よりお願いします。

○磯書記 (事務連絡。)

—————◇—————

#### ◎散会の宣告

○佐藤委員長 これで本日予定をしておりました審査事項を終了しました。

委員の皆さんにおかれましてはあす10時より委員会を再開いたしますので、よろしくお願いたします。

以上で本日の福祉教育常任委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 5時26分

## 福祉教育常任委員会

平成30年9月21日（金曜日）午前10時開会

### 出席委員（9名）

委員長 佐藤 一 則  
委員 山形 紀 弘  
委員 平山 武  
委員 金子 哲 也  
委員 中村 芳 隆

副委員長 星 宏 子  
委員 相馬 剛  
委員 大野 恭 男  
委員 山本 はるひ

### 欠席委員（なし）

### 紹介議員（なし）

### 出席議会事務局職員

書記 磯 昭 弘

### 議事日程

1. 開 議
2. 審査事項  
陳情審査
3. その他
4. 閉 会

- ・陳情第2号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情書
- ・陳情第3号 患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情書



開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○佐藤委員長 おはようございます。

それでは、散会前に引き続き会議を始めます。



◎陳情の審査

○佐藤委員長 ただいまから陳情の審査に入ります。

陳情第2号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

概要の説明については、先般の協議会において決定のとおりですので省略いたします。

それでは、各委員の皆さんから意見をお受けいたします。

じゃ、1人ずつのご意見を聞くということでしょうか。

星副委員長。

○星副委員長 この陳情に関しては、軽度者の対象除外とならないよう56疾患の認定基準を2014年12月以前より厳しくしないことということで、陳情のほうに述べられておりますが、この制度が難病患者に対する医療等に関する法律の中では、疾患、難病の種類も331にふえました。やはりそのことを考えたときに、56疾患の方だけ軽くすることは、私は到底納得できませんし、今後の医療費の状態、人口ピラミッドの若い人の減少、社会保障費をどのように支えていくのかといったことをトータルして考えたときに、もちろん331の疾患の方が2014年以前の制度と同じようにしてくださいと要求するのであるならば、まだ言っていることの主張としてはわかる部分もあるのですが、56疾患だけと特定されているということは、とて

も私はこの部分は納得できませんので、この陳情に対しては不採択の意見です。

○佐藤委員長 そのほか皆さんのほうからご意見を伺います。

中村委員。

○中村委員 いや私も、今、星副委員長が言われたとおり、それらの理由により不採択で結構です。

○佐藤委員長 そのほか意見ございますか。

ありませんか。

[「ありません」と言う人あり]

○佐藤委員長 ありませんか。なければ次に進みたいと思うんですけども、どうですか。

[「はい」と言う人あり]

○佐藤委員長 ほかに意見がないようですので、これから討論を行います。

討論はございますか。

[発言する人なし]

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○佐藤委員長 異議のないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

採決に当たりましては、可を諮る原則からまずは本件を採択すべきものとするか、お諮りをいたします。

陳情第2号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情書について、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○佐藤委員長 賛成が過半数を満たしておりません。改めてお諮りをいたします。

陳情第2号 難病医療費助成制度の改善を求める国への意見書提出に関する陳情書について、不

採択にすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成が過半数を超えたということで。

よって、陳情第2号は不採択にすべきものとするに決しました。

以上で、陳情第2号の審査を終了といたします。

次に、陳情第3号 患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

概要の説明については、先般の協議会において決定のとおりでありますので省略をいたします。

それでは、各委員の意見をお受けいたします。ありませんか。

山形委員。

○山形委員 素朴なあれなんです、陳情の理由の中に2019年10月に予定されている消費税10%の引き上げは、国民生活を窮地に追いやり、ここの国保料の高騰、医療費窓口負担と相まって、深刻な受診抑制を引き起こす可能性がありますということが書いてある。直接、この消費税、今まで導入されてから上げてきて5から8になって、8から10のその中でも、そういうふうな医療費とは直接は関係ないんじゃないのかなという、素朴な疑問がありますので、そういったところでは陳情の理由からそういったもので上げてくるのは、ちょっと趣旨から離れているのかなという気がします。消費税の10%引き上げは直接関係ないと思いますので、そういった理由をされているところが、私はちょっと納得しないので、不採択のほうにしたいと思います。

○佐藤委員長 ほかに意見はございませんか。

星副委員長。

○星副委員長 私もちっと不採択のほうで考えております。というのは、今後、社会保障の部分の

中では、先ほども言いましたけれども、高齢者が増加する、また支える人の減少と。あと医療技術的には高度化を見ていて、かかる金額も大きくなっていくこと、そういったこと全て勘案したときに、やはり今後、社会保障、その医療費を支えていく、担い手が少なくなっていくことを考えていったときに、窓口費用の負担をふやさないでくださいということもわかりますが、やはり支えていくことを考えたときに、この根底が崩れてしまうのではないかとということ。

あとは、低所得、住民税非課税の人は、従来どおりこの中でも据え置くことになっておりますので、75歳以上の方が全員1割から2割になることではないということもありますので、この陳情に関しては不採択の意見です。

○佐藤委員長 ほかに委員の皆さんからご意見はございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○佐藤委員長 ないようですので、これから討論を行います。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○佐藤委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○佐藤委員長 異議のないものと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。

不採択とすべきとのご意見がございましたが、採決に当たりましては可を諮る原則から、まずは本件を採択すべきものとするか、お諮りをいたします。

陳情第3号 患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情書について、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成が過半数を満たしておりません。

改めてお諮りをいたします。

陳情第3号 患者負担を増やさないことを求める国への意見書提出に関する陳情書について、不採択にすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成過半数と認めます。

よって、陳情第3号は全会一致で不採択にすべきものとするに決しました。

以上で、陳情第3号の審査を終了いたします。  
ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○佐藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、次第4、その他に入ります。

委員の皆さんから何かございますか。

○中村委員 (陳情第3号について、他市の審査状況の確認)

○佐藤委員長 そのほか皆さんのほうから何かございますか。

事務局のほうから何かありますか。

磯書記。

○磯事務局書記 (事務連絡。)

○佐藤委員長 それでは、次第4、その他を終了いたします。

## ◎閉会の宣告

○佐藤委員長 以上で、今定例会における当委員会の議事日程は全て終了いたしました。

当委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださるようお願いいたします。

これをもちまして、福祉教育常任委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午前10時20分

